

第二部 分配系列

目 次

第二部	分配系列	
第1章	分配系列の概要	2 - 1
第2章	制度部門別所得支出勘定	2 - 29
第1節	雇用者報酬	2 - 29
1.	賃金・俸給	2 - 30
(1)	現金給与	2 - 30
(2)	役員報酬(給与・賞与)	2 - 38
(3)	議員歳費等	2 - 38
(4)	現物給与	2 - 38
(5)	給与住宅差額家賃	2 - 39
2.	雇主の現実社会負担	2 - 43
3.	雇主の帰属社会負担	2 - 45
第2節	営業余剰・混合所得	2 - 47
1.	経済活動別総生産から直接推計される営業余剰	2 - 50
(1)	金融・保険業(民間、公的)	2 - 50
(2)	公的非金融法人企業	2 - 50
(3)	住宅賃貸業(持ち家)	2 - 50
2.	直接推計以外の営業余剰及び混合所得	2 - 51
(1)	家計(個人企業)	2 - 51
(2)	民間非金融法人企業	2 - 53
第3節	生産・輸入品に課される税(控除)補助金	2 - 53
第4節	財産所得	2 - 54
1.	利子	2 - 56
(1)	FISIM 調整前利子の推計	2 - 56
(2)	FISIM 調整前(後)の受取・支払利子の制度部門別統合	2 - 67
(3)	制度部門別 FISIM 消費額	2 - 67
(4)	FISIM 調整後の受取・支払利子(FISIM 額の加算及び減算)	2 - 76

2 . 法人企業の分配所得	-----	2 - 78
(1) 法人企業の分配所得の支払	-----	2 - 79
(2) 法人企業の分配所得の受取	-----	2 - 80
3 . その他の投資所得	-----	2 - 83
(1) 保険契約者に帰属する投資所得	-----	2 - 83
(2) 年金受給権に係る投資所得	-----	2 - 86
(3) 投資信託投資者に帰属する投資所得	-----	2 - 87
4 . 賃貸料	-----	2 - 88
(1) 土地の純賃貸料	-----	2 - 88
(2) 著作権使用料	-----	2 - 93
第5節 経常移転	-----	2 - 95
1 . 所得・富等に課される経常税	-----	2 - 95
2 . 社会負担及び3 . 現物社会移転以外の社会給付	-----	2 - 101
4 . 現物社会移転	-----	2 - 122
5 . その他の経常移転	-----	2 - 126
(1) 非生命保険金及び非生命保険純保険料	-----	2 - 126
(2) 一般政府内の経常移転	-----	2 - 132
(3) 他に分類されない経常移転	-----	2 - 135
第6節 最終消費支出	-----	2 - 143
第7節 年金受給権の変動調整	-----	2 - 143
第8節 貯蓄	-----	2 - 143
第3章 「県民所得及び県民可処分所得の分配」の計上内訳(表)	-----	2 - 144
参考 所得支出勘定と県外勘定の関連	-----	2 - 146

第1章 分配系列の概要

生産活動の結果発生した所得（付加価値）は、固定資本減耗を除いた後、生産に参加した経済主体に雇用者報酬、営業余剰・混合所得といった形で分配され、さらに様々な再分配過程を経て消費され、残りの部分は貯蓄として記録される。これを勘定として示したのが所得支出勘定である。SNAにおける所得支出勘定の制度部門別分類は、活動の意思決定主体により、「非金融法人企業」、「金融機関」、「一般政府」、「家計(個人企業を含む)」、「対家計民間非営利団体」の5制度部門に分割される。

県民所得（分配系列）はこの所得支出勘定を組み替えることによって推計される。

以下、分配系列の各勘定の構成項目について、その概要を説明する。

1. 県民所得及び県民可処分所得の概要

県民所得は、各制度部門が生産過程へ参加した結果として受け取る所得（雇用者報酬、企業所得、生産・輸入品に課される税(控除)補助金）と財産所得から構成されている。

県民可処分所得は、県民所得（市場価格表示）に経常移転（純）を加えたものである。

なお、県民所得と県民可処分所得は、「県民」概念で示されている。

以下、各計上項目について説明する。

(1) 雇用者報酬

「雇用者報酬」は、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者（employees）への分配額を指すもので、家計部門の受取にのみ計上される。雇用者とは、市場生産者・非市場生産者を問わず、県民経済計算上のあらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。雇用者報酬は、内訳として、「賃金・俸給」と「雇主の社会負担」に分かれ、後者はさらに「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」に分かれる。

賃金・俸給

「賃金・俸給」については、現金と現物の給与の双方を含む。このうち現金給与は、所得税や社会保険料のうち事業主負担分等の控除前の概念であり、一般雇用者の賃金、

給料、手当、賞与等のほかに、役員報酬（給与や賞与）、議員歳費等も含まれる。

なお、役員賞与については、平成17年基準までは、財産所得（配当）の一部として記録されていたが、平成23年基準以降、賃金・俸給に含まれている。

一方、現物給与は、自社製品等の支給など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出であり、給与住宅差額家賃も含まれる。

さらに、国民経済計算では、平成23年基準以降、賃金・俸給には、2008SNAを踏まえ、雇用者ストックオプション（雇主企業がその雇用者に付与する自社株式の購入権）の価値が賃金・俸給に含まれているが、金額が小さく、また地域別データが得られないことから、県民経済計算では推計対象外とする。

雇主の社会負担

「雇主の社会負担」は、「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」からなる。前者は、さらに雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担に、後者はさらに雇主の帰属年金負担と雇主の帰属非年金負担に分かれる。

a. 雇主の現実年金負担

「雇主の現実年金負担」は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。ここで、年金基金への雇主の負担金の中には、雇主による退職一時金の支払額のうち、発生主義の記録の対象となる部分（会計基準対象となる部分）も含まれる。

b. 雇主の現実非年金負担

「雇主の現実非年金負担」には、社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

c. 雇主の帰属年金負担

「雇主の帰属年金負担」は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）

に関してのみ計上される概念である。具体的には、下式のとおり、企業会計上、発生主義により記録されるこれら制度に係る年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分（現在勤務増分）に、これら制度の運営費（「年金制度の手数料」と呼ばれる）を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものと定義される。

雇主の帰属年金負担 = 現在勤務増分 + 年金制度の手数料 - 雇主の現実年金負担

こうした記録を行うのは雇用関係をベースとした社会保険制度のうち、退職一時金を含む確定給付型の場合のみであり、確定拠出型の場合には適用されない。

d . 雇主の帰属非年金負担

「雇主の帰属非年金負担」には、発生主義での記録を行わない退職一時金（会計基準非対象となる部分）の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれる。

(2) 営業余剰・混合所得

「営業余剰・混合所得」は、生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指すもので、制度部門としては、非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業含む）の3つの部門にのみ発生する。一般政府と対家計民間非営利団体は非市場生産者であり、定義上その産出額を生産費用の合計、すなわち中間投入、雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税の合計として計測していることから、営業余剰・混合所得は存在しない。

「営業余剰・混合所得」は、大きく「営業余剰」と「混合所得」に分けられる。「営業余剰」は、生産活動への貢献分として、法人企業部門（非金融法人企業と金融機関）の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家の取り分も含む。一方、「混合所得」は、家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、「営業余剰」と区別して「混合所得」として記録される。

(3) 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

生産・輸入品に課される税

「生産・輸入品に課される税」とは、原則として、財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課される租税で、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。これは、生産者にとっては生産費用の一部を構成するものとみなされるという点で、経常移転の「所得・富等に課される経常税」とは区別され、一般政府の受取としてのみ記録される。

補助金

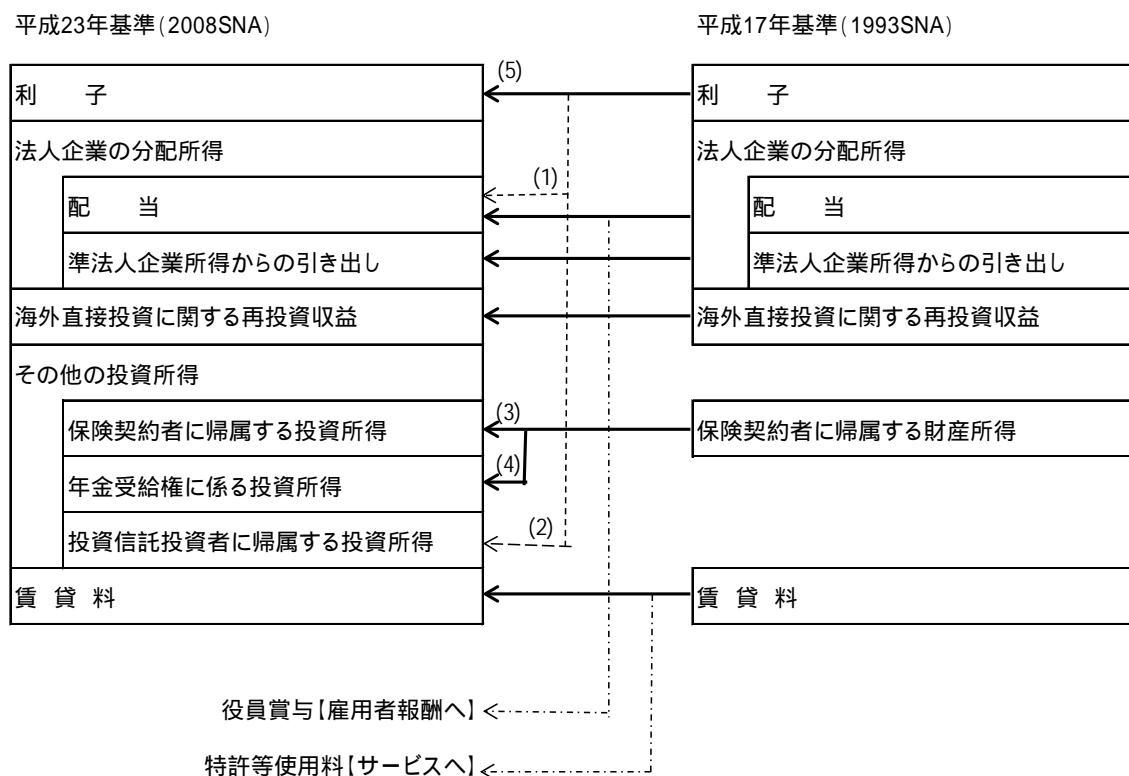
「補助金」とは、一般的に、一般政府から市場生産者に対して交付され、市場生産者の経常費用を賄い、財貨・サービスの市場価格を低下させる、という3つの条件を満たす経常交付金である。一般政府の受取（控除項目）としてのみ記録される。

このため、市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払については補助金には含まれない。また、一般政府内や対家計民間非営利団体に対する支払も、上記を満たさないことから補助金には記録されない。

(4) 財産所得

「財産所得」とは、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれらを提供する見返りに受け取る「賃貸料」からなる概念である。財産所得の受払は、通常、全ての制度部門に記録される。また、財産所得は、さらに内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」(以上が投資所得)及び「賃貸料」に分かれる。国民経済計算では独立項目となっている「海外直接投資に関する再投資収益」は、県民経済計算では法人企業の分配所得に含む。

図 国民経済計算における財産所得



- (1) 投資信託に係る分配金(ただし、2012年度以降。それ以前は利子)
- (2) 投資信託の内部留保(ただし、2012年度以降。それ以前は利子)
- (3) 生命保険、非生命保険、定型保証分
- (4) 年金基金分。なお、確定給付型企業年金分については実際の収益ベースから概念上の収益ベースに変更
- (5) 年金基金の対年金責任者債権に係る利子フローを新たに記録

利子

「利子」は、特定の種類の金融資産 - 例えば、預金、債務証券、貸出等 - の所有者である制度単位が、それを他の制度単位の自由な使用に委ねることにより受け取る所得を指す。ただし、国民経済計算と同様に県民経済計算においても、利子に関して三点(FISIMの扱い、確定給付型年金制度、投資信託に係る扱いについて)留意が必要である。

(FISIMの扱いについて)

第一の留意点は、平成17年基準以降導入されているFISIMの取扱いである。具体的には、県民経済計算上に記録される利子のうち、預金や貸出・借入に係る利子は、「FISIM調整後」の概念である。ここで、現実に観測される利子については、貸出という資金提供の代わりに

受け取る利子所得には、貸出残高に貸出利子率と参照利子率の差を乗じて求められる「借り手側 FISIM」が含まれ、また、預金という資金提供の対価として受け取る利子所得には、預金残高に参照利子率と預金利子率の差を乗じて求められる「貸し手側 FISIM」が含まれない、すなわち「FISIM 調整前」のものである。国民経済計算と同様に県民経済計算においても、こうした金融仲介機関が預金や貸出により提供した金融サービスに対する支払分は、財貨・サービスの取引として記録することとなっている。このため、貸出についていえば、観測される利子所得から「借り手側 FISIM」を控除した分が、預金についていえば、観測される利子所得に「貸し手側 FISIM」を加算した分が、それぞれ（FISIM 調整後の）利子として記録される。なお、県民経済計算では参考として、FISIM 調整前の利子の受払についても記録している。

（確定給付型年金制度に係わる扱いについて）

二点目は、「雇主の社会負担」の項で述べたとおり、平成 23 年基準以降では、雇用関係をベースとした社会保険制度のうち確定給付型の退職後所得保障制度（企業年金、退職一時金）に係る取引等について、発生主義による記録を徹底していることと関係する。ここで、確定給付型制度についてはいわゆる積立不足が発生しうるが、この積立不足部分は、制度を運営する年金基金（金融機関）が、制度の責任主体（年金責任者）である雇主企業（非金融法人企業、金融機関）に対して持つ金融債権であり、そこから財産所得を受け取っているものと擬制することとなっている（「年金基金の年金責任者に対する請求権に係る擬制的な利子」と呼ぶ）。県民経済計算では便宜的に財産所得のうち利子に当該所得のフローを記録している。

（投資信託に係る扱いについて）

三点目は、投資信託に係る扱いである。平成 23 年基準以降では、投資信託の投資者（投資信託受益証券の所有者）が、投資信託により受け取る所得について、実際に支払われた分配金を「配当」に、投資信託の留保利益分を「投資信託投資者に帰属する投資所得」に記録することとしている。ただし、基礎統計の制約から、この扱いは 2012 年度以降とし、これ以前については、分配金、留保利益ともに「利子」に含まれる扱いとする。

法人企業の分配所得

「法人企業の分配所得」は、「配当」と「準法人企業所得からの引き出し」に分かれる。国民経済計算では独立項目となっている「海外直接投資に関する再投資収益」を、県民経済計算では「法人企業の分配所得」に含む。

「配当」は、法人企業の発行する株式（持分）の所有者たる株主が、資金を当該法人企業が自由に使用できるように資金提供（投資）を行った結果として権利を得る投資所得を指す。ここには、一般的な株式配当金のほか、投資信託からその投資家に対して実際に配分されたインカムゲインを原資とする分配金や、海外直接投資について、投資先である現地企業から、投資元である直接投資家に対して実際に配分された配当金も含まれる。なお、平成17年基準以前では、配当に役員賞与を含めていたが、平成23年基準以降は、企業会計における取扱いと整合的に、配当ではなく雇用者報酬（賃金・俸給）に記録している。

「準法人企業所得からの引き出し」は、法人企業ではないが、これと同様に行動する制度単位である「準法人企業」について、その所有者が当該企業から引き出す資金を指し、株式会社（法人）の持分権者が受け取る配当と性質が類似するものである。具体的には、海外支店からの配分済の収益のほか、公営住宅使用料が含まれる。

「海外直接投資に関する再投資収益」は、海外直接投資の投資先である現地企業の留保利益を指す。

その他の投資所得

投資所得のうち、利子、法人企業の分配所得以外のものは「その他の投資所得」に含まれる。具体的には、「保険契約者に帰属する投資所得」、「年金受給権に係る投資所得」、「投資信託投資者に帰属する投資所得」である。

a. 保険契約者に帰属する投資所得

「保険契約者に帰属する投資所得」には、生命保険（及び年金保険）や非生命保険（及び定型保証）の保険契約者から受託された資産である保険技術準備金からの投資により得られる所得（以下、「保険帰属収益」という）及び保険契約者配当が含まれる。このうち、保険帰属収益については、現実には保険会社に留保される性格のものであるが、保険契約

者に帰属するものであるため、保険会社から、保険契約者に一旦「保険契約者に帰属する投資所得」として支払われ、同額が、追加保険料として、保険契約者から保険会社に払い戻されるといふ迂回処理を行っている。

なお、平成17年基準以前においては、年金基金に係る投資収益についても、保険会社のそれと同じく「保険契約者に帰属する財産所得」に記録していたが、平成23年基準以降では、別項目である「年金受給権に係る投資所得」(次項)に計上されている。

b. 年金受給権に係る投資所得

「年金受給権に係る投資所得」とは、平成23年基準以降で独立表章された内訳項目であり、雇用関係をベースとする退職後所得保障(企業年金等)について、制度を運営する年金基金(金融機関)に対して、受給者たる雇用者(家計)が保有する年金受給権に関する投資所得を指す。これは現実には年金基金が留保するものであるが、前述の「保険契約者に帰属する投資所得」と同様に、年金基金から一旦家計に支払われ、家計がこれを追加負担(追加掛金)として年金基金に払い戻すという迂回処理が行われる。追加負担は、「家計の追加社会負担」として記録される。

この投資所得は、確定拠出型の制度の場合は、年金基金の受託資産、すなわち家計の年金受給権を投資した結果としての運用収益が記録される。一方、確定給付型の制度の場合は、発生主義の考え方の下、雇用者の勤続年数や平均余命、割引率といったパラメータにより計測される(前期末の)年金受給権に対し、割引率を乗じた値として計算される過去勤務増分に相当する金額が記録される。換言すると、ある期(例えば一年)の間における、年金受給権の割引現在価値の増加のうち、一年間だけ給付開始時点が近づくことによる増加分(割引率の巻き戻し分)という形で、いわば概念上の利子所得として記録されるものが、確定給付型制度の場合の「年金受給権に係る投資所得」となる。

c. 投資信託投資者に帰属する投資所得

「投資信託投資者に帰属する投資所得」は、投資信託の留保利益分を指す。現実には投資者に配分されないものの、投資者に帰属する所得であることから、一旦、投資信託(金融機関)から投資者(家計等)に支払われ、投資者が同額を投資信託に再投資した、という迂回処理を行う。本項目は、平成23年基準以降で独立表章された項目であるが、計数

としては、基礎統計上の制約から2012年7-9月期以降計上されている。

賃貸料

「賃貸料」は、土地等の非生産資産の所有者である制度単位（賃貸人）が、他の制度単位（賃借人）にこれを賃貸し、生産活動に使わせる見返りとして受け取る所得を指す。具体的には、土地の純賃貸料と、知的財産権等使用料のうち著作権等使用料が含まれる。

土地の純賃貸料は、総賃貸料から土地の所有に伴う税や維持費等の経費を控除した概念である。言い換えると、国民経済計算体系では、慣例上、土地を賃借した使用者（賃借人）が、生産活動にこれを使用するにあたり、これらの諸経費を負担したと見なし、これを総賃貸料から控除した純賃貸料が財産所得として賃借人から賃貸人に支払われるという扱いとなっている。

著作権等使用料については、その源泉となる著作権は、概念的には（無形の）非生産資産として扱われている関係上、その使用料については財産所得の賃貸料に含めて記録している。なお、特許権等に係る使用料について、平成17年基準以前においては、著作権等使用料と同様の考え方により、財産所得に記録していたが、平成23年基準以降においては、当該使用料の源泉となる特許実体について、研究・開発（R&D）という固定資産（知的財産生産物）に含まれる扱いとなったため、当該使用料については、サービス（特許等サービス）の供給とこれに対する需要として記録されるようになっている。

(5) 経常移転

経常移転は、大別すると「所得・富等に課される経常税」、「現物社会移転以外の社会給付と純社会負担」、「その他の経常移転」に分けられる。

所得・富等に課される経常税

「所得・富等に課される経常税」とは、主に、毎課税期間に定期的に支払われる家計の所得、法人企業の利潤に課される税、さらに富に課される税からなる。なお、（支払う側から見れば）定期的に課されるわけではない相続税や贈与税は「資本税」と呼ばれ、本項目ではなく、「資本移転」扱い（資本勘定）である。

所得・富等に課される経常税は、一般政府の受取、非金融法人企業、金融機関、家計の支払に記録される。

「所得・富等に課される経常税」は、さらに「所得に課される税」と「その他の経常税」に分かれる。「所得に課される税」には、源泉所得税、申告所得税、法人税、道府県民税（所得割、法人税割、配当割、利子割）、市町村民税（所得割、法人税割）、日本銀行納付金等が、「その他の経常税」には家計の負担する自動車関連諸税、事業税（地方特別法人税を含む）、道府県民税や市町村民税の個人均等割等が含まれる。このうち事業税については、平成17年基準以前では、生産・輸入品に課される税に含まれていたが、平成23年基準以降は、本項目に含まれている。自動車関連諸税については、家計による自動車の購入や所有は、企業の場合と異なり、生産活動と結び付くものではないため、所得・富等に課される経常税に記録される。

現物社会移転以外の社会給付と純社会負担

a. 純社会負担

「社会負担」とは、社会保険制度から給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う現実又は帰属の支払を指す。このうち、雇主がその雇用者のために行う負担は、「雇主の社会負担」と言い、前述のとおり、「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」からなり、雇用者報酬に含まれる。

また、雇用者本人が行う負担は、後述するように、「家計の現実社会負担」と「家計の追加社会負担」からなる。制度部門別所得支出勘定の支払側では家計部門のみに記録される一方、受取側では、社会保険制度のうち社会保障制度に係る負担については、同制度を運営する一般政府（社会保障基金）に、企業年金等の年金基金制度に係る負担については、同制度を運営する金融機関（年金基金）に、さらに無基金の社会保険制度に係る負担（現実の支給額を記録）については雇主部門に、それぞれ記録される。

家計が雇用者報酬の一環として受け取った「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」は、雇用者本人の「家計の現実社会負担」、「家計の追加社会負担」と合わせた形で支払が記録される（雇主の社会負担の迂回処理）。

なお、年金基金については、同制度の運用費用（年金基金の産出額に相当）を「年金制度の手数料」という控除項目として記録する。上記の「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰

属社会負担」、「家計の現実社会負担」、「家計の追加社会負担」の合計から、「年金制度の手数料」を控除した集計値は「純社会負担」と呼ばれる。

(a) 家計の現実社会負担

「家計の現実社会負担」は、社会保障制度やその他の社会保険制度に対して家計自身が支払う保険料、掛金等の負担を指す。具体的には、社会保障制度の年金、医療、介護、雇用保険等に係る保険料や、企業年金に係る掛金の被保険者本人負担分が記録される。

例えば、我が国の場合、社会保障の厚生年金制度の場合、雇主と雇用者が社会保険料を折半しているが、このうち雇用者負担分が本項目に記録される（雇主分は「雇主の現実社会負担」に記録）。なお、平成17年基準以前では、後述する「家計の追加社会負担」相当分と併せて、「雇用者の社会負担」として表章されていたが、平成23年基準以降、分割して記録が行われている。

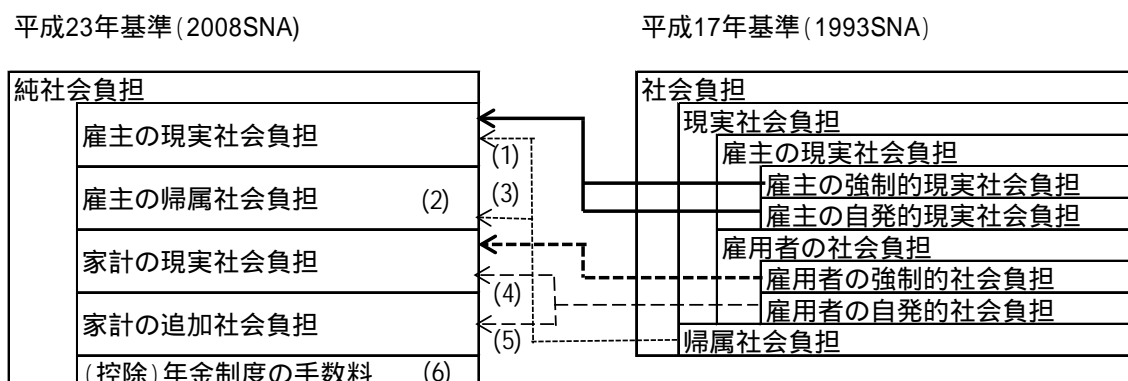
(b) 家計の追加社会負担

「家計の追加社会負担」は、前述(財産所得の項)の「その他の投資所得」のうち「年金受給権に係る投資所得」と同額が記録される。年金基金の年金受給権に係る投資所得は、本来家計に帰属するものであり、国民経済計算体系では、一旦、金融機関から家計に支払われた形とするが、同額がそのまま「追加負担」として年金基金に払い戻されるという迂回処理が採られている。本項目は平成23年基準以降、独立表章されている。

(c) (控除) 年金制度の手数料

「(控除) 年金制度の手数料」は、年金基金に係る制度の運営費用を指すもので、雇主と家計の社会負担の合計からこれを控除することで、「純社会負担」が導かれる。ここで控除された年金制度の手数料は、家計の可処分所得に一旦含まれ、そこから最終消費支出として支出される扱いとなる。

図 純社会負担



- (1) 発生主義ベースで記録する(会計基準対象の)退職一時金の支給額
- (2) 雇主の帰属年金負担は新概念(確定給付型企业年金等について、現在勤務費用+年金制度の手数料 - 雇主の現実年金負担)
- (3) 発生主義ベースで記録しない(会計基準非対象の)退職一時金等の支給額(雇主の帰属非年金負担に相当)
- (4) 家計による実際の保険料・掛金支払
- (5) 財産所得(年金受給権に係る投資所得)の迂回処理分
- (6) 新設(企業年金の運営費用に相当)

b. 現物社会移転以外の社会給付

「社会給付」は、病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事や状況から生じるニーズに対する備えという見方を前提として、家計に対して支払われる経常移転として扱う。このうち、制度部門別所得支出勘定においては、医療や介護に係る保険給付分といった現物の社会給付を除いた部分が記録される。具体的には、「現金による社会保障給付」、「その他の社会保険年金給付」、「その他の社会保険非年金給付」、「社会扶助給付」からなる。

(a) 現金による社会保障給付

「現金による社会保障給付」は、一般政府(社会保障基金)の運営する社会保障制度から支払われる社会給付のうち、医療や介護の保険給付分を除いた、現金の形で支払われる給付が記録される。

(b) その他の社会保険年金給付

「その他の社会保険年金給付」は、一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度から支払われる現金給付を指す。

具体的には、確定給付型や確定拠出型の企業年金からの給付額とともに、これと同様に発生主義により記録される退職一時金支給額を含む。本項目は、支払側では、制度を運営する立場としての金融機関(年金基金)部門、受取側では家計部門にのみ記録される。

前述(雇用者報酬の項)のとおり、2008SNA においては、雇用関係に基づく社会保険制度の年金受給権について、発生主義による記録を徹底することが勧告されている。

我が国においては、企業会計の「退職給付に関する会計基準」において、厚生年金基金や確定給付企業年金といった確定給付型の企業年金と退職一時金を含む退職給付制度について、2008SNA と同様、発生主義に基づき記録することが求められており、2008SNA に対応した平成 23 年基準以降においても、これらの制度を一体的に扱うこととしている。なお、平成 17 年基準以前においては、企業年金からの給付は「年金基金による社会給付」として、退職一時金は企業会計上では、発生主義で記録されているか否かを問わず全額を「無基金雇用者社会給付」に含めて記録していたが、平成 23 年基準以降では、発生主義で記録される退職後の給付について本項目に一本化されている。

(c) その他の社会保険非年金給付

「その他の社会保険非年金給付」は、社会保障基金(一般政府)や年金基金(金融機関)といった外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主がその源から雇用者に支払う福祉的な給付を指し、特定の基金は無くとも雇主が支払う義務を負っているものと位置付けられる。

本項目は、平成 17 年基準以前における「無基金雇用者社会給付」に対応するものであるが、本項目は、発生主義による記録を行わない、つまり現金主義で記録する退職一時金のほか私的保険への拠出金等を含み、制度部門別所得支出勘定において、家計の受取、家計を除く各部門の支払に記録される。

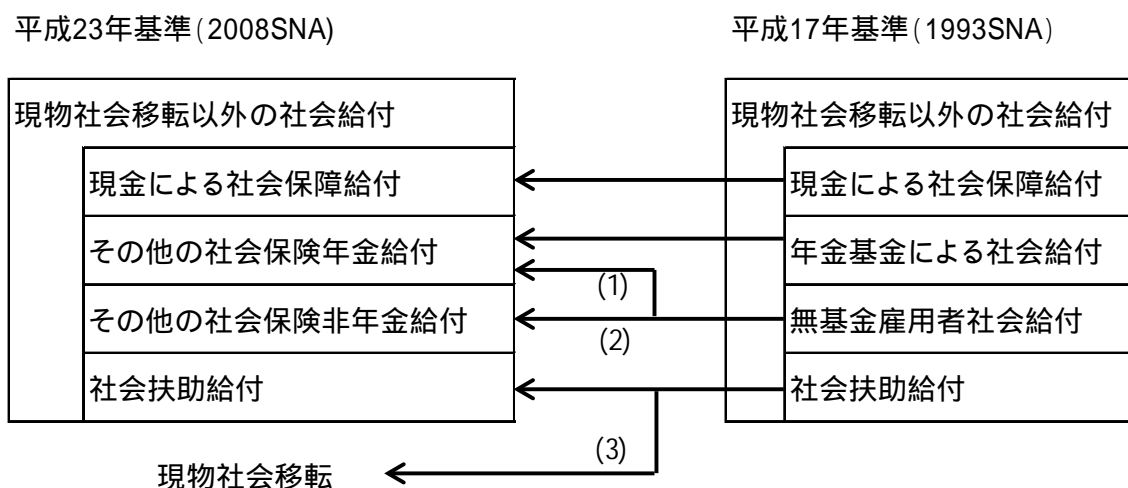
(d) 社会扶助給付

「社会扶助給付」は、社会保険による給付と同様のニーズに応じるものであるが、社会負担によって参加が求められる社会保険制度の下で支払われるものではなく、一般政府又は対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転を指す。定義上、受取側では家計、支払側では一般政府、対家計民間非営利団体にのみ記録され

る。一般政府分には生活保護費、恩給等が含まれ、対家計民間非営利団体分には無償の奨学金等が含まれる。

なお、本項目は「現物社会移転以外の社会給付」の内訳項目であるが、基礎資料の制約上、一部に現金分と現物分を区分することが困難なものがあるため、現物給付分も含む。ただし、平成17年基準以前は、社会扶助給付に含めていた公費負担医療給付分（生活保護法、障害者自立支援法等に基づく政府による医療費負担分）については、平成23年基準以降は現物社会移転に含まれる。

図 現物社会移転以外の社会給付



- (1) 発生主義ベースで記録する(会計基準対象の)退職一時金の支給額
- (2) 発生主義ベースで記録しない(会計基準非対象の)退職一時金等の支給額
- (3) 公費負担医療給付分

その他の経常移転

「その他の経常移転」は、経常移転のうち、所得・富等に課される経常税や社会負担、社会給付以外のものを指し、非生命保険金や非生命純保険料、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転からなる。

a. 非生命保険金

「非生命保険金」は、損害保険等の非生命保険に係る保険会社から契約者への保険金の支払額や、住宅ローン保証等の定型保証に係る純債務肩代わり額を指す。支払側では非生

命保険会社や定型保証機関が含まれる金融機関に、受取側では非生命保険の被保険者たる各制度部門ないし保証対象のローンの貸し手部門（金融機関）に記録される。

本項目には、平成 17 年基準以前では損害保険等の非生命保険の保険金のみが記録されていたが、平成 23 年基準以降は、2008SNA を踏まえ、定型保証に係る純債務肩代わりも含まれている。

ここで、「非生命保険金」には 2008SNA を踏まえ、通常予見しえないような巨大災害が発生した際の保険金は含まれない。これは経常移転の扱いでなく、「資本移転」扱い（資本勘定）である。

b . 非生命純保険料

「非生命純保険料」は、非生命保険に係る保険契約者ないし定型保証に係る保証対象のローンの借り手により当該会計期間の保険、保証のカバレッジを得るために支払われる保険料ないし保証料の総額から、非生命保険会社や定型保証機関へ支払われるサービスチャージ（非生命保険、定型保証の産出額）を差し引いたものであり、いわば非生命保険や定型保証のリスクコストを示す。受取側では非生命保険会社や定型保証機関が含まれる金融機関、支払側では非生命保険の被保険者たる各制度部門ないし保証対象のローンの借り手部門（非金融法人企業ないし家計）に記録される。

$$\begin{aligned}
 \text{非生命純保険料} &= \text{保険料（保証料）} + \text{追加保険料（追加保証料）} - \text{産出額} \\
 &= \text{保険料（保証料）} + \text{追加保険料（追加保証料）} \\
 &\quad - [\text{保険料（保証料）} + \text{追加保険料（追加保証料）} \\
 &\quad - \text{保険金（純債務肩代わり）}] \\
 &= \text{保険金（純債務肩代わり）}
 \end{aligned}$$

なお、産出額の式（[]内）からは非生命保険の準備金のうち被保険者の持分の増加分は捨象している。

非生命保険会社・定型保証機関としての金融機関から見れば、非生命純保険料と非生命保険金は一致する。

本項目には、平成 17 年基準以前は損害保険等の非生命保険の純保険料のみが記録されていたが、平成 23 年基準以降は、定型保証に係る純保証料も含まれる。

c . 一般政府内の経常移転

「一般政府内の経常移転」は、県民経済計算の場合、県内の国出先機関、県、市町村及び社会保障基金の相互間の経常移転と県外の中央政府等との経常移転及び県外の一般政府との経常移転からなる。

この場合、中央政府等との経常移転は「国庫」といういずれの県にも属さない取引主体を擬制的に設けて、これとの取引を計上する。国庫の対象となる取引は中央政府及び社会保障基金（全国単位）の諸機関との間での受払である。

ここで、

- ・ 全国単位の社会保障基金とは

国所管の厚生年金保険等や全国単位の上部機関を持つ機関で、下記の地方社会保障基金以外である。

- ・ 地方社会保障基金とは

国民健康保険事業（事業勘定）

後期高齢者医療事業

介護保険事業（保険事業勘定）

の三つの社会保険事業を指す。

なお、一般政府内の経常移転は、定義上、受取側、支払側ともに一般政府にのみ記録され、受取、支払ともに同額が計上される。

具体的には、本項目には、地方交付税交付金や義務教育に係る国庫負担（国庫 県、市町村）、基礎年金の国庫負担等の社会保障制度に対する負担（国庫 社会保障基金）、医療や介護保険制度に対する負担（県、市町村 社会保障基金）等が計上される。なお、本項目には、公共事業に係る負担金等の資本形成を目的としてなされた一般政府内訳部門間の移転は含まない。これらは経常移転でなく、「資本移転」（資本勘定）である。

d . 他に分類されない経常移転

「他に分類されない経常移転」は、「その他の経常移転」のうち、上記の非生命保険金、非生命純保険料、一般政府内の経常移転を除く分を指す。なお、この中には「経常国際協力」を含むことになるが、県民経済計算では地域格付けが困難であることから推計対象外とする。

具体的には、本項目には主に、一般政府により強制的に課せられた罰金・料料（例えば、速度超過等の道路交通法違反に伴い課される罰金及び料料）、個人間の仕送り（居住者と非居住者間の労働者送金を含む）や、贈与、寄付（義援金を含む）等の移転、対家計民間非営利団体である私立学校に対する政府の助成や個人の寄付、宗教団体への個人の寄付等といった移転、社会給付を除く、一般政府から他の制度部門への経常的支出を賄う観点から支払われる給付金や補助金等、日本銀行の非市場サービス産出に対応する中央政府への経常移転、等が含まれる。

このうち、*（イ）*について補足すると、日本銀行の産出額のうち、手数料収入を除く部分（金融政策等の非市場性のサービス相当分）については、一般政府が最終消費するよう記録されるが、各部門の純貸出（+）／純借入（-）に影響を及ぼさないよう、これと同額が日本銀行（金融機関）から中央政府（一般政府）への経常移転として記録される。この取扱いは、2008SNA を踏まえたもので、平成 23 年基準以降から適用される。

現物社会移転

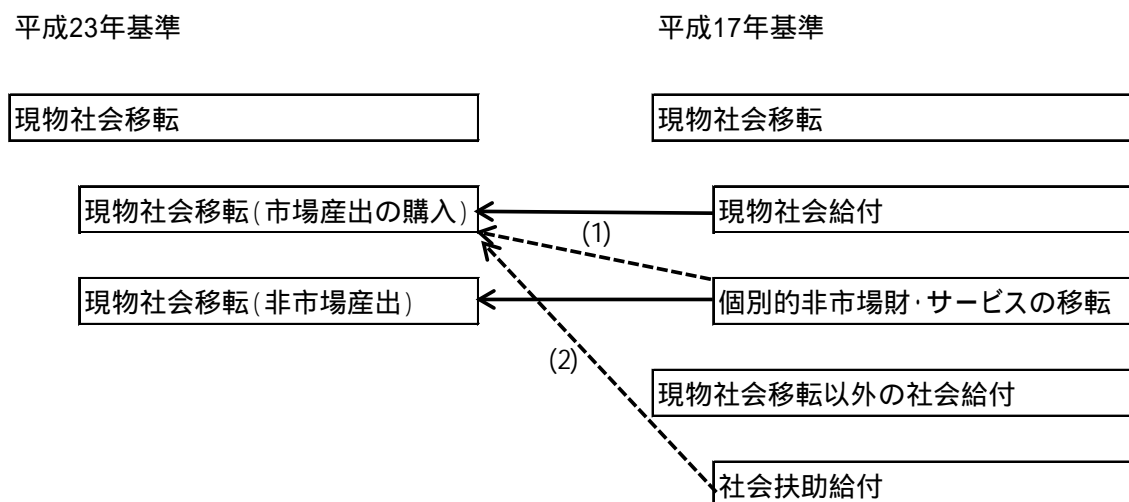
「現物社会移転」とは、一般政府又は対家計民間非営利団体の家計に対する現物の形での財貨・サービスの支給を指す（個別的分野における移転支出）。「現物社会移転」は、一般政府又は対家計民間非営利団体が、当該財貨・サービスを市場で購入したものであるか、非市場産出として生産したものかに分かれる。なお、現物社会移転の区分については、平成 17 年基準以前においては、1993SNA に則り「現物社会給付」と「個別的非市場財・サービスの移転」に分けていた（現物社会給付については、さらに「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」に区分）が、平成 23 年基準以降では、2008SNA の分類方法を踏まえ、現物社会移転を、「現物社会移転（市場産出の購入）」と「現物社会移転（非市場産出）」の二つに分けている。

a. 現物社会移転（市場産出の購入）

「現物社会移転（市場産出の購入）」とは、一般政府が、家計に現物の形で支給することを目的に、市場生産者から購入する財貨・サービスを指す。具体的には、（*a*）社会保障制度の医療保険や介護保険における医療費、介護費のうち保険給付分（社会保障基金が家計に対して払い戻しを行う分も含まれる）や（*b*）公費負担医療給付のほか、（*c*）義務教育に係る政府による教科書の購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金が含まれる。ここで、

平成17年基準以前には、(a)は現物社会移転のうち現物社会給付に、(b)は現物社会移転以外の社会給付における社会扶助給付に、(c)は現物社会移転のうち個別的な非市場財・サービスの移転にそれぞれ含まれていた。

図 現物社会移転



(1) 教科書購入費、戦傷病者無賃乗車船負担金

(2) 公費負担医療給付

b. 現物社会移転（非市場産出）

「現物社会移転（非市場産出）」は、一般政府や対家計民間非営利団体といった非市場生産者が、個々の家計に対して供給する財貨・サービスのうち、経済的に意味のない価格に基づく財貨・サービスの販売による収入分を除いた部分を指す。換言すると、（社会一般が便益を享受する集合的なものではなく）対家計の個別的な非市場性の財貨・サービスの産出額（生産費用の積上げで計測）のうち、自己勘定の総固定資本形成（R & D産出分）に向けられたもの以外で、かつ利用者家計からの料金や負担の支払を控除した残差を表すものである。

本項目に含まれる具体例としては、一般政府の支払については、公立保育所や国公立学校、国立の美術館等の産出額のうち利用者からの料金負担等で賄われない部分が、また対家計民間非営利団体の支払については、私立保育所や私立学校等の全ての対家計民間非営利サービスの産出額のうち利用者からの料金負担等で賄われない部分がある。

なお、本項目に相当する部分は、平成17年基準以前においては、現物社会移転の内訳としては「個別非市場財・サービスの移転」に記録されていた。

現物社会移転は、「(参考)現物社会移転」に計上する。

(6) 年金受給権の変動調整

「年金受給権の変動調整」とは、社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度(発生主義で記録される企業年金や退職一時金)に係る純社会負担と社会給付の差額であり、制度部門別所得勘定で、家計の受取、金融機関の支払にのみ記録される。よって、同じ年金制度であっても社会保障制度(公的年金制度)に係る負担と給付の差額は本項目には含まれない。

ここで、「年金受給権の変動調整」を制度部門別所得支出勘定に記録する背景について、家計部門の観点から以下に示す。

まず、年金制度に係る負担や給付の受払は、企業年金であれ社会保障制度であれ、家計部門の認識としては、可処分所得に影響を与えるものである。つまり、負担の支払は可処分所得を減少させ、給付の受取は可処分所得を増加させる。経済全体として、負担 - 給付、つまり「超過負担額」がプラスであれば、ネットとしてマクロの可処分所得が減ることとなる。一方で、超過負担額は、金融面から見れば、「年金受給権」という家計部門にとっての金融資産の蓄積(超過負担がプラスの場合は増加、マイナスの場合は減少)、年金を運営する立場の金融機関にとっての負債の蓄積(同上)として記録されなければならない。こうした、金融面との整合性を確保する観点から、制度部門別所得支出勘定においては、純社会負担から社会給付を控除した額を「年金受給権の変動調整」として、家計の受取、金融機関の支払に記録することとしている。

なお、こうした所得支出勘定上の取扱いは、1993SNAに準拠した平成7年基準以降行っており、平成17年基準以前では「年金基金年金準備金の変動」という名称で記録していたが、平成23年基準以降、2008SNAへの対応として名称変更が行われた。

(7) 最終消費及び貯蓄

一般政府、対家計民間非営利団体及び家計の支払項目には、支出系列で推計された「最終消費支出」が計上され、さらに受取合計から支払合計を差し引いて、最終的に残った手元の所得は「貯蓄」として記録される。

2. 県民可処分所得と使用勘定

「県民可処分所得と使用勘定」は、制度部門別所得支出勘定の受取側と支払側をそれぞれ合計することにより統合したものであり、雇用者報酬（県外からの純受取を含む）、営業余剰・混合所得、県外からの財産所得の純受取、生産・輸入品に課される税（控除）補助金、県外からの経常移転の純受取で構成される「県民可処分所得」が受取側に、支払側にはその使用として最終消費支出と貯蓄が記録される。この貯蓄は県民可処分所得で除した比率は県民経済全体の貯蓄率を意味する。また平均消費性向（消費 / 可処分所得）も算出することができ、マクロ経済分析上重要な勘定となっている。

なお、この勘定は、所得支出勘定と同様に、当該県の居住者主体についての分配及び再分配を記録する勘定であるから、県外との所得の受払も含まれている。

このうち再分配の項目については、県内部門間のものは受取計 = 支払計であるから、すべて相殺され、県外との受払の分だけが計上される。また、県外との受払は、すべて受取額と支払額の差額として計上されている。

3. 県民所得及び県民可処分所得の表章

主要系列表 - 3「県民所得及び県民可処分所得の分配」は、制度部門別所得支出勘定の各制度部門の該当項目から組替え表示することによって得られる。以下主要系列表 - 3の表章に基づいて説明する。

(1) 県民所得（要素費用表示）

「県民所得（要素費用表示）」とは「要素費用表示の県民純所得」の意味であり、県内ベースの雇用者報酬 + 営業余剰・混合所得（要素所得） + 県外からの所得（純）と等しくなる。通常、県民所得という場合はこれを指す。

なお、主要系列表 - 3では県民所得(要素費用表示)を雇用者報酬(所得支出勘定より)、財産所得(非企業部門)及び企業所得(企業部門の第1次所得バランス)を内訳として表章する。

財産所得（非企業部門）

「財産所得（非企業部門）」では所得支出勘定の一般政府、家計、対家計民間非営利団体の制度部門の財産所得が表章される。

企業所得（企業部門の第1次所得バランス）

「企業所得」は、所得支出勘定の営業余剰・混合所得に財産所得の受払の差額、すなわち純財産所得を加えたもので、ア・民間法人企業、イ・公的企業、ウ・個人企業の3部門別に所得支出勘定から組替え計上される。

なお、制度部門別所得支出勘定で家計に計上される財産所得については、個人企業に発生することが明らかなものは、の企業所得に含め、個人企業と非個人企業との分割ができない受取利子などについては、の非企業部門の財産所得として記録する。

(2) 生産・輸入品に課される税(控除)補助金

生産・輸入品に課される税から補助金を控除した額が計上される。

(3) 県民所得(市場価格表示)

「県民所得(市場価格表示)」は、県民所得(要素費用表示)に生産・輸入品に課される税(控除)補助金を加えたものである。

(4) 経常移転(純)

「経常移転」は、非金融法人企業及び金融機関、一般政府、家計(個人企業を含む)、対家計民間非営利団体に分けて表章され、制度部門別所得支出勘定の受払の差額が計上される。

(5) 県民可処分所得

「県民可処分所得」は、県民所得(市場価格表示)に経常移転(純)を加えたものであり、統合勘定の「県民可処分所得と使用勘定」の受取項目の合計値と一致する。

(6) 県民総所得(市場価格表示)

「県民総所得(市場価格表示)」は、県民所得(要素費用表示)に固定資本減耗と生産・輸入品に課される税(控除)補助金を加えたものである。

4. 制度部門別所得支出勘定の表章形式

非金融法人企業

1. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 賃貸料 2. 所得・富等に課される経常税 3. その他の社会保険非年金給付 4. その他の経常移転 うち非生命純保険料 5. 貯蓄	6. 営業余剰 7. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 保険契約者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 8. 雇主の帰属社会負担 9. その他の経常移転 うち非生命保険金
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM 調整前)	(参考) 受取利子 (FISIM 調整前)

(注) 法人企業の分配所得には、海外直接投資に関する再投資収益を含む。

金融機関

1. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) その他の投資所得 a. 保険契約者に帰属する投資所得 b. 年金受給権に係る投資所得 c. 投資信託投資者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 2. 所得・富等に課される経常税 3. 現物社会移転以外の社会給付 (1) その他の社会保険年金給付 (2) その他の社会保険非年金給付 4. その他の経常移転 うち非生命純保険料 非生命保険金 5. 年金受給権の変動調整 6. 貯蓄	7. 営業余剰 8. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) その他の投資所得 a. 保険契約者に帰属する投資所得 b. 投資信託投資者に帰属する投資所得 9. 純社会負担 (1) 雇主の現実社会負担 (2) 雇主の帰属社会負担 (3) 家計の現実社会負担 (4) 家計の追加社会負担 (5) (控除) 年金制度の手数料 10. その他の経常移転 うち非生命純保険料 非生命保険金
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM 調整前)	(参考) 受取利子 (FISIM 調整前)

(注) 法人企業の分配所得には、海外直接投資に関する再投資収益を含む。

一般政府

1. 財産所得 (1) 利子 (2) 賃貸料 2. 現物社会移転以外の社会給付 (1) 現金による社会保障給付 (2) その他の社会保険非年金給付 (3) 社会扶助給付 3. その他の経常移転 うち非生命純保険料 4. 最終消費支出 5. 貯蓄	6. 生産・輸入品に課される税 7. (控除)補助金 8. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 保険契約者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 9. 所得・富等に課される経常税 10. 純社会負担 (1) 雇主の現実社会負担 (2) 雇主の帰属社会負担 (3) 家計の現実社会負担 11. その他の経常移転 うち非生命保険金
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM 調整前) 現物社会移転 うち現物社会移転 (市場産出の購入)	(参考) 受取利子 (FISIM 調整前)

家計（個人企業を含む）

<p>1. 財産所得 (1) 消費者負債利子 (2) その他の利子 (3) 賃貸料 2. 所得・富等に課される経常税 3. 純社会負担 (1) 雇主の現実社会負担 (2) 雇主の帰属社会負担 (3) 家計の現実社会負担 (4) 家計の追加社会負担 (5) (控除) 年金制度の手数料 4. その他の経常移転 うち非生命純保険料 5. 最終消費支出 6. 貯蓄</p>	<p>7. 営業余剰・混合所得 (1) 営業余剰(持ち家) (2) 混合所得 8. 雇用者報酬 (1) 賃金・俸給 (2) 雇主の社会負担 a. 雇主の現実社会負担 b. 雇主の帰属社会負担 9. 財産所得 (1) 利子 (2) 配当 (3) その他の投資所得 a. 保険契約者に帰属する投資所得 b. 年金受給権に係る投資所得 c. 投資信託投資者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 10. 現物社会移転以外の社会給付 (1) 現金による社会保障給付 (2) その他の社会保険年金給付 (3) その他の社会保険非年金給付 (4) 社会扶助給付 11. その他の経常移転 うち非生命保険金 12. 年金受給権の変動調整</p>
支 払	受 取
<p>(参考) 支払利子(FISIM調整前) 可処分所得 貯蓄率(%)</p>	<p>(参考) 受取利子(FISIM調整前) 現物社会移転 うち現物社会移転(市場産出の購入)</p>

(注) 1. 可処分所得 = (受取 - 12) - (1 ~ 4 の合計)

2. 貯蓄率 = 貯蓄 / (可処分所得 + 年金受給権の変動調整)

対家計民間非営利団体

1．財産所得 (1) 利子 (2) 賃貸料 2．現物社会移転以外の社会給付 (1) その他の社会保険非年金給付 (2) 社会扶助給付 3．非生命純保険料 4．最終消費支出 5．貯蓄	6．財産所得 (1) 利子 (2) 配当 (3) 保険契約者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 7．雇主の帰属社会負担 8．その他の経常移転 うち非生命保険金
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM 調整前)	(参考) 受取利子 (FISIM 調整前)

5. 県民可処分所得と使用勘定の表章形式

<p>1. 民間最終消費支出 2. 政府最終消費支出 3. 県民貯蓄</p>	<p>4. 雇用者報酬（県内活動による） 5. 県外からの雇用者報酬（純） 6. 営業余剰・混合所得 7. 県外からの財産所得（純） 8. 生産・輸入品に課される税 9. (控除) 補助金 10. 県外からの経常移転（純）</p>
<p>県民可処分所得の使用</p>	<p>県民可処分所得</p>

6. 県民所得及び県民可処分所得の分配の表章形式

項 目
1. 雇用者報酬
(1) 賃金・俸給
(2) 雇主の社会負担
a. 雇主の現実社会負担
b. 雇主の帰属社会負担
2. 財産所得(非企業部門)
a. 受取
b. 支払
(1) 一般政府
a. 受取
b. 支払
(2) 家計
利子
a. 受取
b. 支払(消費者負債利子)
配当(受取)
その他の投資所得(受取)
賃貸料(受取)
(3) 対家計民間非営利団体
a. 受取
b. 支払
3. 企業所得(企業部門の第1次所得バランス)
(1) 民間法人企業
a. 非金融法人企業
b. 金融機関
(2) 公的企業
a. 非金融法人企業
b. 金融機関
(3) 個人企業
a. 農林水産業
b. その他の産業(非農林水産・非金融)
c. 持ち家
4. 県民所得(要素費用表示)(1 + 2 + 3)

5．生産・輸入品に課される税（控除）補助金 6．県民所得（市場価格表示）（4 + 5）
7．経常移転（純） （1）非金融法人企業及び金融機関 （2）一般政府 （3）家計（個人企業を含む） （4）対家計民間非営利団体
8．県民可処分所得（6 + 7） （1）非金融法人企業及び金融機関 （2）一般政府 （3）家計（個人企業を含む） （4）対家計民間非営利団体
（参考）県民総所得（市場価格）

- （注）1．県民総所得（市場価格） = 県民所得（要素費用表示） + 固定資本減耗
 + 生産・輸入品に課される税（控除）補助金
- 2．企業所得（企業部門の第1次所得バランス）は、営業余剰・混合所得に
 財産所得の受取を加え、財産所得の支払を控除したものである。

第2章 制度部門別所得支出勘定

第1節 雇用者報酬

雇用者報酬は、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配額を指す。

雇用者とは、県内に常時居住し、市場生産者、非市場生産者を問わず、あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。

雇用者について、県の居住者を決定する基準としては常時居住地主義をとり、常時居住地の属する県の居住者とみなす。3か月以上他県に就労する季節労務者については、国勢調査に準拠し、就労地を常時居住地とみなす。

雇用者報酬は、内訳として、(1)賃金・俸給、(2)雇主の社会負担に分類され、それらの構成項目は以下のとおりである。

項目	項目
(1) 賃金・俸給 現金給与 役員報酬(給与・賞与) 議員歳費等 現物給与 給与住宅差額家賃	(2) 雇主の社会負担 雇主の現実社会負担 a. 雇主の現実年金負担 b. 雇主の現実非年金負担 雇主の帰属社会負担 a. 雇主の帰属年金負担 b. 雇主の帰属非年金負担

なお、上記表の(2)の「雇主現実社会負担」の内訳の「a. 雇主の現実年金負担」、「b. 雇主の現実非年金負担」は、平成23年基準以降の概念上の区分であり、実際の推計作業では年金と非年金に分けずに推計する(2-101)。

また、平成23年基準以降、2008SNAを踏まえ、賃金・俸給には「雇用者ストックオプション」の価値が含まれるが、金額が小さく、また地域別データが得られないことから、県民経済計算では推計対象外とする。

所得支出勘定は居住地主義を取るため、県内の雇用者報酬以外に、県外からの雇用

者報酬（受取）、県外への雇用者報酬（支払）の推計を行い、県民ベースとする。

県民ベースの雇用者報酬は、所得支出勘定「家計」の受取と主要系列表 3「県民所得及び県民可処分所得の分配」に計上される。

なお、県内ベースの雇用者報酬は生産勘定の付表「経済活動別県内総生産及び要素所得」において、県内要素所得の内訳として計上される。

1. 賃金・俸給

「賃金・俸給」は、所得税や社会保険料のうち事業主負担分等の控除前の概念であり、一般雇用者の賃金、給与、手当、賞与等のほかに、役員報酬（給与・賞与）、議員歳費等も含まれる。

(1) 現金給与

農林水産業

a. 農業

. 農家

販売農家1戸当たり農業雇用労賃×販売農家戸数 による。

農業雇用労賃：『農業経営統計調査』（農林水産省）

販売農家戸数：『農業構造動態調査』（農林水産省）及び『農林業センサス』（農林水産省）

. その他（農業企業など）

農業法人事業体の雇用者報酬は、県主管課資料等により推計する。

これによらない場合は、

1人当たり雇用者報酬（全国平均）×1人当たり現金給与の自県分の対全国比×都道府県別農業法人雇用者数 による。

1人当たり雇用者報酬（全国平均）：『法人企業統計』（財務省）の「農業・林業」の役員給与・賞与及び従業員給与・賞与をその人数で除したものの（全国平均）。

なお、『法人企業統計』の集計業種区分が平

成 21 年度以降、農業と林業が統合され「農業・林業」となったことから、このデータを用いることとする。平成 20 年度以前についても農業と林業を合算した数値を用いる。

1人当たり現金給与の自県分の対全国比：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者 1 人当たり平均月間現金給与総額（調査産業計）の自県分の対全国比を用いる。

なお、サンプル数の問題で時系列上の断層があるなどデータが安定しない場合には、数年移動平均を用いる。

都道府県別農業法人雇用者数：『経済センサス 基礎調査』（総務省）の農業（園芸サービスを除く）のうち法人の県別従業者数

b. 林業

事業所に直接照会することによって賃金・俸給支払額を推計する。

これによらない場合は、以下のとおりとする。

. 林家

林業の県内純生産 × 林野面積の県別個人分割合 × 雇用労賃率 による。

林業の県内純生産：生産勘定の「林業」の県内純生産

林野面積の県別個人分割合：『農林業センサス』（農林水産省）より民有林のうちの「私有」の割合を求める。

雇用労賃率：『林業経営統計調査』（農林水産省）の雇用労賃 / 純生産 による。純生産は
粗収益 - （経営費 - 雇用労賃 - 負債利子
- 物件税・公課諸負担） とする。

. その他

地方公共団体・財産区（林業）及び林業法人事業体における雇用者報酬は県主管

課資料等により推計する。

これによらない場合、法人事業体については

1人当たり雇用者報酬(全国平均) × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比
× 都道府県別林業法人雇用者数 による。

1人当たり雇用者報酬(全国平均)：『法人企業統計』(財務省)の「農業・林業」の
役員給与・賞与及び従業員給与・賞与をその人
数で除したものの(全国平均)

なお、『法人企業統計』の集計業種区分が平
成21年度以降、農業と林業が統合され「農
業・林業」となったことから、このデータを
用いることとする。平成20年度以前につい
ても農業と林業を合算した数値を用いる。

1人当たり現金給与の自県分の対全国比：『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省)の
常用労働者1人当たり平均月間現金給与総額
(調査産業計)の自県分の対全国比を用いる。

なお、サンプル数の問題で時系列上の断層
があるなどデータが安定しない場合には、数
か年移動平均を用いる。

都道府県別林業法人雇用者数：『経済センサス基礎調査』(総務省)の林業の
うち法人の県別従業者数

c. 水産業

水産業の県内純生産 × 雇用労賃率 による。

雇用労賃率：『漁業経営調査』(農林水産省)の雇用労賃 / 純生産 から、経営体
別、海区別に算出する。純生産は
(漁労収入 - 漁労支出) + 雇用労賃 とする。

なお、内水面漁業、内水面養殖業の雇用労賃率は、漁船漁業(3
t未満)、海面養殖業など、県の実態に即して準用する。

d. 有給家族従業者の現金給与の加算

上記 a、b、c の「雇用労賃」には有給家族従業者の労賃分が含まれていないことから、有給家族従業者分の現金給与を次式により推計し、上記 a、b、c の合計額に加算する。

$$\begin{aligned} \text{有給家族従業者の現金給与} &= \text{有給家族従業者 1 人当たり年間平均給与} \\ &\quad \times \text{有給家族従業者数} \end{aligned}$$

有給家族従業者 1 人当たり年間平均給与：上記 a ~ c で推計した農業、林業、水産業の各現金給与総額を各雇用者数で除した 1 人当たり単価を用いる。

なお、雇用者数については、『国勢調査』（総務省）から直線補間・補外して推計した数値に、二重雇用比率を乗じて推計する。

有給家族従業者数：家族従業者数

× 全国の家族従業者総数に占める有給の割合による。

家族従業者数：『国勢調査』（総務省）の家族従業者数を農林水産業以外の産業の常用雇用者数の補外方法に準じて補間・補外する。

農林水産業以外の産業

常用雇用者と臨時・日雇従業者に分けて推計する。

ただし、サービス業（教育）のうちの教職員については、決算書等のデータが直接照会等から得られることから、下記で推計に使用する『毎月勤労統計』（厚生労働省）のサンプル調査の結果を使用せずに別途推計加算する。また非市場生産者（政府）のうち公務についても、『毎月勤労統計』の調査対象外であることから別途推計加算する。

なお、農林水産業以外の家族従業者（『国勢調査』ベース）は無給とみなしているため、推計しない。

a. 常用雇用者（サービス業（教育）のうちの教職員・非市場生産者（政府）のうち
公務を除く）

経済活動別常用雇用者の賃金・俸給は、常用雇用者数×常用雇用者1人当たり賃金・
俸給によって求める。

）常用雇用者数

常用雇用者数 = (雇用者数×二重雇用比率) - 臨時・日雇従業者数

雇用者数：『国勢調査』（総務省）の雇用者数をベンチマークとして、『就業構造基本調査』（総務省）の産業別雇用者数、『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者数等によって補間・補外推計し、各年次別雇用者数を推計する。

二重雇用比率：全国の比率を準用する。

なお、『国勢調査』では、1人の仕事を主なもの1つに限っているが、SNAでは、2つ以上の仕事に従事し、かつ事業所も異なる場合は、それぞれ1人と数える。そのため、副業者分を加算するために上記のように二重雇用比率を乗じ推計している。

臨時・日雇従業者数：後述「c. 臨時・日雇」より

なお、臨時・日雇分を控除するのは、雇用者数に乘じる「1人当たり現金給与総額」の推計（次項）に使用する『毎月勤労統計』（厚生労働省）の調査対象が常用雇用者であり、臨時・日雇従業者は調査対象外であるためである。

）1人当たり現金給与総額

『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）- 30人以上 - により経済活動別に求める。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の産業中分類「K70 物品賃貸業」は経済活動別の「専門・科学技術、業務支援サービス業」に含み、産業大分類「N 生活関連サービス、娯楽業」、「Q 複合サービス事業」は「その他のサービス」に含む。また産業大分類「P 医療・福祉」は「保健衛生・社会事

業」に該当する。

経済活動別全規模1人当たり現金給与額は

$$\begin{aligned} & (30 \text{人以上の1人当たり現金給与額} \times 30 \text{人以上の常用雇用者数} \\ & + 29 \text{人以下の1人当たり現金給与額} \times 29 \text{人以下の常用雇用者数}) \\ & / (30 \text{人以上の常用雇用者数} + 29 \text{人以下の常用雇用者数}) \text{による。} \end{aligned}$$

なお、上式中の計数は以下の方法によって求める。

・30人以上の1人当たり現金給与額

『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省)の事業所規模30人以上の1人当たり現金給与総額による。

・29人以下の1人当たり現金給与額

『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省)の結果を基礎に、『民間給与実態統計調査』(国税庁)などから、30人以上と29人以下の給料手当の格差を用いて推計する。

・30人以上と29人以下の雇用者数

『経済センサス-基礎調査』(総務省)から求める。

b. 教育のうち教職員、非市場生産者(政府)のうち公務の常用雇用者

(a) 教育のうち教職員

教職員のうち公立分は県教育委員会資料、国立、私立は直接照会によって得た所得額又は『学校基本調査報告書』(文部科学省)などにより推計する。

(b) 非市場生産者(政府)

国家公務員、自衛隊員及び国有林野は直接照会、地方公務員は県人事委員会、その他の所管課に直接照会する。

c. 臨時・日雇

臨時・日雇の賃金は、まず『国勢調査』ベースの「臨時・日雇者数」と『毎月勤労統計(地方調査)』ベースの「臨時・日雇の1人当たり年間現金総額」を推計して、次にこれら両者を乗じて求める。以下すべて経済活動別に推計する。

臨時・日雇の賃金

= (a) 臨時・日雇の産業別雇用者数 (『国勢調査』ベース)

× (b) 臨時・日雇の産業別1人当たり年間現金給与額 (『毎月勤労統計(地方調査)』ベース)

(a) 臨時・日雇の雇用者数 (『国勢調査』ベース)

臨時・日雇の雇用者数(『国勢調査』ベース)は、まず『経済センサス - 基礎調査』(総務省)より臨時・日雇の人数割合(対常用雇用者数)を求め、これを『国勢調査』(総務省)の雇用者数(二重雇用比率調整済み)に乗じて推計する。

具体的には次のように推計する。

・臨時・日雇者数 (『国勢調査』ベース)

= 臨時・日雇人数割合 × 『国勢調査』の雇用者数 × 二重雇用比率

臨時・日雇人数割合 : 臨時雇用者数 / (常用雇用者 + 臨時雇用者数)

臨時雇用者数、常用雇用者数 : 『経済センサス - 基礎調査』(総務省)

(b) 臨時・日雇の1人当たり年間現金給与額 (『毎月勤労統計(地方調査)』ベース)

『賃金構造基本統計調査』(厚生労働省)より臨時・日雇の賃金比率(対常用労働者の賃金、全国平均)を求め、これを『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省)より上記 a.の)で推計している常用雇用者の1人当たり年間現金給与額に乗じて求める。

・臨時・日雇の1人当たり年間現金給与額 (『毎月勤労統計(地方調査)』ベース)

= 常用雇用者の1人当たり現金給与総額 (『毎月勤労統計(地方調査)』ベース)

× 臨時・日雇賃金比率

具体的には、次のように推計する。

) 臨時・日雇賃金比率

= 臨時労働者1人当たり年間現金給与総額

/ 常用労働者1人当たり年間現金給与総額

・臨時労働者1人当たり年間現金給与総額

= 実労働日数 × 1 日当たり所定内労働時間数
 × 1 時間当たりきまって支給する現金給与額 × 12 カ月
 各データ：『賃金構造基本統計調査報告』（厚生労働省）の民間の全国平均を使用する。

・ 常用労働者 1 人当たり年間現金給与総額

『賃金構造基本統計調査』（厚生労働省）より一般労働者と短時間労働者の 1 人当たり年間現金給与総額を求め、労働者数で加重平均して常用労働者（一般労働者 + 短時間労働者）の「1 人当たり年間現金給与総額」（経済活動別、民間、全国平均）を求める。具体的には、以下を経済活動別に行う。

常用労働者 1 人当たり年間現金給与総額

$$= (\text{一般労働者 1 人当たり年間現金給与総額} \times \text{一般労働者数} \\ + \text{短時間労働者 1 人当たり年間現金給与総額} \times \text{短時間労働者数}) \\ / (\text{一般労働者数} + \text{短時間労働者数})$$

一般労働者 1 人当たり年間現金給与総額：

$$= \text{一般労働者の「きまって支給する現金給与額」} \times 12 \text{ カ月} \\ + \text{一般労働者の「年間賞与その他特別給与額」}$$

短時間労働者 1 人当たり年間現金給与総額：

$$= \text{短時間労働者の（「実労働者日数」} \times 1 \text{ 日当たり所定内実労働時間} \\ \times 1 \text{ 時間当たり所定内給与額）} \\ \times 12 \text{ カ月} + \text{短時間労働者の「年間賞与その他特別給与額」}$$

各データ：『賃金構造基本統計調査報告』（厚生労働省）の民間の全国平均を使用する。

) 常用雇用者の 1 人当たり年間現金給与額（『毎月勤労統計（地方調査）』ベース）
 前述「1. 賃金・俸給」の（1）の「a. 常用雇用者（教育のうち教職員、非市場生産者（政府）のうち公務を除く）」で推計した「常用雇用者の賃金」を常用雇用者数で除して求める。

常用雇用者の 1 人当たり年間現金給与額（『毎月勤労統計（地方調査）』ベース）

= 常用雇用の賃金 ÷ 常用雇用者数 (二重雇用比率調整済み)

いずれの常用雇用者も農林水産業以外の経済活動で、教育のうち教職員・非市場生産者(政府)のうち公務を除く。

(2) 役員報酬(給与・賞与)

常勤・非常勤を問わず法人企業の役員に対して支払われる給与及び賞与である。

推計方法は以下のとおり。

1人当たり役員給与・賞与 × 役員数 による。

上記中の計数は以下のように推計する。

1人当たりの役員給与・賞与

1人当たり現金給与 × 全国の1人当たり平均賃金の格差 による。

1人当たり現金給与：前述((1)-a-)の常用雇用の1人当たり現金給与総額による(2-34)。

役員と従業員の報酬格差(全国の1人当たり平均賃金の格差)：全国の「役員/従業員」を準用する。

役員数

『国勢調査』をベースに推計した役員数(常勤及びその他の役員)に二重雇用比率を乗じて推計する。二重雇用比率は全国の比率を準用する。

なお、農林水産業については、現金給与推計の際、役員給与手当分を含んでいるためここでは除いて推計する。

(3) 議員歳費等

県市町村議員の報酬、地方公共団体の委員手当のほか、国会議員のうち、県内に主たる生活の根拠を有し、県の居住者とみなされる議員の歳費を含む。

直接照会及び県・市町村の決算書により推計する。

なお、全国の委員手当は、前述((1)-b-(b))の非市場生産者(政府)の公務に含む(2-35)。

(4) 現物給与

自社製品などの通貨以外による給与の支払のほか、食事、通勤手当(通貨による支払い

を除く) 消費物資の廉価販売等に要した費用である。

現物給与の評価は原則として支給に要した費用(原価)によることとし、雇用者の負担分は除く。

推計方法は以下のとおり。

現金給与所得×現物給与比率

現金給与所得：前述(1)-)の農林水産業以外の産業の現金給与所得(賃金・俸給)の総額(2-33)

現物給与比率：全国の比率を準用する。

(上記は何れも臨時・日雇を含む)

なお、農林水産業については、現金給与推計の際、現物給与分を含んでいるためここでは除いて推計する。

(5) 給与住宅差額家賃

社宅、公務員住宅などで市中家賃より低廉な家賃で入居している場合においては、その差額を、入居者が受取った現物給与とみなして扱い、雇用者報酬に含める。

推計方法は、以下のとおり。

{ 1か月1㎡当たり市中平均家賃(民営借家) - 1か月1㎡当たり給与住宅家賃 }
× (給与住宅数 × 給与住宅の1住宅当たり延べ床面積) × 12か月

各データは、『住宅・土地統計調査』よりとる。補間・補外年については年率で推計する。

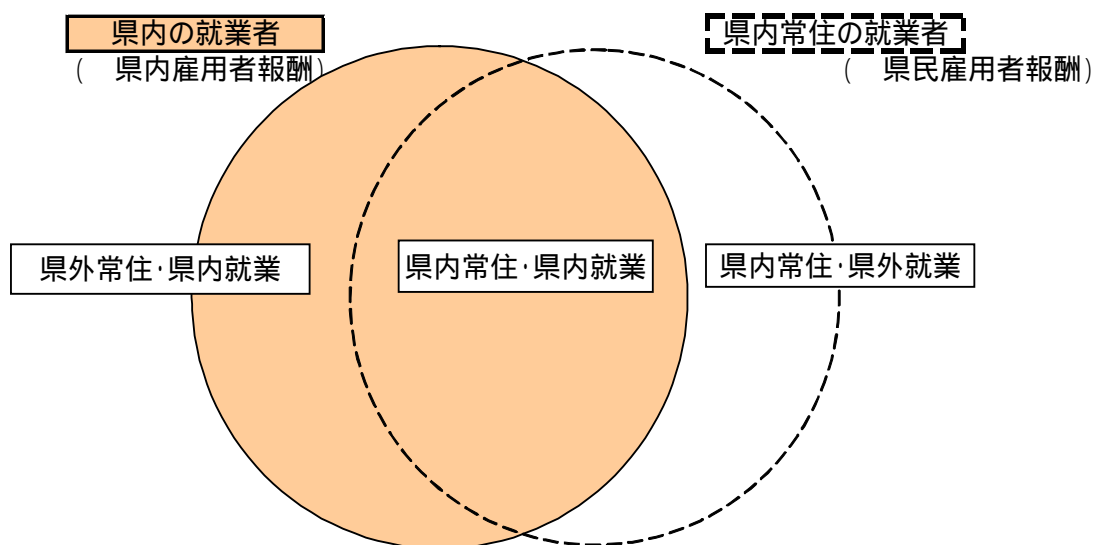
なお、経済活動別分割は前述(1)で推計した経済活動別の現金給与額に「経済活動別給与住宅差額家賃/現金給与の比率」を乗じたものの構成比で分割する。

(付) 賃金・俸給の県内ベース、県民ベースの推計について

県民経済計算では、雇用者報酬について、生産勘定に計上する県内ベース（以下、「内ベース」という）と所得支出勘定に計上する県民ベース（以下、「民ベース」という）の両方の推計を行う。その際に、県内と県外の賃金格差を考慮して推計することが望ましい。

雇用者報酬のうち賃金・俸給について、賃金格差を考慮した県内・県民の両ベースの推計方法の一事例を提示する。実際の推計にあたっては、各県の隣接県との経済規模や産業構造の違いなどを考慮して推計することとし、参考程度とする。

図 県内雇用者報酬と県民雇用者報酬の概念



(推計上の仮定)

経済活動別にみた従業上の地位

就業者数に占める雇用者数、役員数などの地位別の割合は、すべて県民就業者の地位別割合に等しいとする。

県内常住・県内就業者での地位別割合 = 県民就業者の地位別割合

県内常住・県外就業者の地位別割合 = 同上

県外常住・県内就業者の地位別割合 = 同上

産業別にみた賃金格差について

県外常住・県内就業者の賃金 = 県内常住・県内就業者の賃金（格差なしと仮定）

県内常住・県外就業者の賃金¹ 県内就業者の賃金（格差ありと仮定）

なお、賃金・俸給は、従業上の地位（雇用者、役員、臨時・日雇など）別に推計する。

(資料上の制約)

- 『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省)について
 - ・内ベースの統計である。
 - ・産業分類上の区分は、大分類。(前述(1)-a-)の分類に組替え参照(2-34))。
- 『国勢調査』(総務省)について

就業者数等の集計有無(印:有 ×印:無)

	就業者数	雇用者数	従業上の地位
常住地別集計(民ベース)			
従業地別集計(内ベース)		(役員含む)	×
常住地×従業地の集計		×	×

(注) 印はいずれも産業分類別

(備考) 就業者の従業上の地位の区分は、以下のとおり

- ・雇用者(正規職員・従業員、派遣社員、パート・アルバイト・その他)
- ・役員 ・業主 ・家族従業者 ・家庭内職者

(県内賃金・俸給の推計)

内ベースの賃金・俸給(経済活動別)

= 内ベースの(現金給与+役員報酬+議員歳費等+現物給与+給与住宅差額家賃)

内ベースの現金給与(経済活動別)

= 農林水産業の現金給与+その他経済活動の現金給与

・その他産業の現金給与(経済活動別に推計)

= 常用雇用者数×1人当たり現金給与+臨時日雇の現金給与

なお、教育のうち教職員と非市場生産者(政府)のうち公務は、業務資料から推計するため、上式から一度削除し、別途、業務資料による推計結果を加算する。

(県民賃金・俸給の推計)

民ベースの賃金・俸給(経済活動別)

= 県内賃金・俸給 - 県外常住・県内賃金・俸給 + 県内常住・県外賃金・俸給

県外常住・県内賃金・俸給

$$= \text{県内賃金} \cdot \text{俸給} \times (\text{県外常住} \cdot \text{県内就業者数} / \text{県内就業者数})$$

なお、自県内従業者の1人当たり賃金は、常住地の自県、他県に関係なく同一と仮定。また従業上の地位の割合も同一と仮定。

県内常住・県外賃金・俸給

$$= \text{県内賃金} \cdot \text{俸給} \times (\text{県内常住} \cdot \text{県外就業者数} / \text{県内就業者数}) \times \text{賃金格差係数}$$

なお、経済活動別に計算するが、賃金格差は全経済活動平均。賃金格差は各経済活動同じと仮定。従業上の地位の割合は同一と仮定。

・賃金格差係数 (α)

県内常住者の従業地		賃金 (全経済活動平均)	県内常住の県外就業者数
他県	他県の主要勤務県ないし隣接県 ($j=1 \cdot \cdot j$)	W_j	L_j
	上記以外の他県の勤務地合計 ($t=1$)	W_t	L_t
自県	当該県 ($o=1$)	W_o	

$$\text{賃金格差係数 } \alpha = [\{ \sum (W_j \times L_j) + (W_t \times L_t) \} / (\sum L_j + L_t)] / W_o$$

ここで、 W_t は W_j の加重平均、すなわち、

$$W_t = \sum (W_j \times L_j) / \sum L_j$$

なお、 W_j に大都市の県を含む場合、大都市の県を除いた加重平均、あるいは自県と同じ $W_t = W_o$ とする。

(転換比率の計算)

社会保障雇主負担 (現実社会負担、帰属社会負担) 等の内民転換などに使用する“転換比率”の計算

- ・内から民のベースに転換する比率 内民転換比率 = 県民賃金・俸給 / 県内賃金・俸給
- ・民から内のベースに転換する比率 民内転換比率 = 県内賃金・俸給 / 県民賃金・俸給

2. 雇主の現実社会負担

「雇主の現実社会負担」は、雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担に分かれる。まず、雇主の現実年金負担は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付型企業年金、確定拠出型企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。ここで、年金基金への雇主の負担金の中には、雇主による退職一時金の支払額のうち、発生主義の記録の対象となる部分も含まれる。一方、雇主の現実非年金負担には、社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

「雇主の現実社会負担」の推計に当たっては便宜上、社会保障基金に係る雇主の現実社会負担とその他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担とに分けて行う。

雇主の現実社会負担は、次の2項目に分けて推計する。

A. 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担

B. その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担

Aは一般政府に格付けされる社会保障基金への雇主の負担であり、具体的には、年金に係わる厚生年金、共済組合等の基金への負担と、年金以外の健康保険、労働保険等に係る全国健康保険協会管掌健康保険、労働保険、国民健康保険、共済組合、介護保険等の基金への負担である。これらを年金負担と年金以外の負担に区分せずに、基金ごとに雇主の負担を推計する。

Bは金融機関に格付けされる年金基金への雇主の負担であり、確定給付型企業年金と確定拠出型企業年金の基金への負担である。なお、年金基金への雇主の負担には、受給権を発生主義で記録する退職一時金（民間分等）の実際の支給額も含む。これらを年金基金への負担と退職一時金（民間分等）支給額に分けて推計する。

推計対象範囲は以下のとおりで、「第5節 経常移転の2. 社会負担」の項を参考にし
て推計する（2-101）。

A. 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担

社会保障基金に格付けされる勘定・会計等

(1) 特別会計

年金（除児童手当及び子ども手当）

- a．全国健康保険協会管掌健康保険（旧政府管掌健康保険）
- b．厚生年金

労働保険

- a．労働者災害補償保険
- b．雇用保険（旧失業保険）

船員保険（平成21年12月まで）

(2) 共済組合

国家公務員共済組合・同連合会

地方公務員共済組合・同連合会

地方職員共済組合（団体共済部）、公立学校共済組合及び警察共済組合を含む

その他

- a．私立学校振興・共済事業団
- b．地方議会議員共済会
- c．農林漁業団体職員共済組合
- d．日本製鐵八幡共済組合（雇主負担なし）

(3) 組管掌健康保険

政府関係健康保険組合（＝地方公共団体設立分）

民間健康保険組合（＝民間設立分）

(4) 児童手当及び子ども手当

民間分

公務員分

(5) 社会保障基金

地方公務員災害補償基金

消防団員等公務災害補償等共済基金

石炭鉱業年金基金（雇主負担なし）

(6) 介護保険

B．その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担

(1) 確定給付型企業年金と発生主義により記録する退職一時金

確定給付型企業年金

- a. 厚生年金基金、企業年金連合会
- b. 適格退職年金（平成24年3月まで）
- c. 確定給付企業年金

退職一時金（民間分等）

(2) 確定拠出型企業年金

勤労者退職金共済機構

中小企業基盤整備機構 小規模企業共済勘定

国家公務員共済組合 退職等年金経理（平成27年10月以降）

地方公務員共済組合（警察共済組合、公立学校共済組合を含む） 退職等年金給付調整経理（平成27年10月以降）

日本私立学校振興・共済事業団 退職等年金給付勘定（平成27年10月以降）

確定拠出年金（企業型）

3. 雇主の帰属社会負担

雇主の帰属社会負担は、(1) 雇主の帰属年金負担、(2) 雇主の帰属非年金負担の2項目からなる。

「(1) 雇主の帰属年金負担」は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度（雇用関係をベースとした社会保険制度）のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関してのみ計上される概念である。具体的には、下式のとおり、企業会計上、発生主義により記録されるこれら制度に係る年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分（現在勤務増分）に、これら制度の運営費（「年金制度の手数料」）を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものとして定義される。

雇主の帰属年金負担 = 現在勤務増分 + 年金制度の手数料 - 雇主の現実年金負担

こうした記録を行うのは雇用関係をベースとした社会保険制度のうち、退職一時金を含む確定給付型の場合のみであり、確定拠出型の場合には適用されない。雇用関係をベースとした社会保険制度のうち確定給付型の企業年金や退職一時金に係る記録については、

2008SNA を踏まえ、平成 23 年基準以降、発生主義による記録がより徹底される形となった。

「(2) 雇主の帰属非年金負担」には、発生主義での記録を行わない退職一時金の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれる。

推計対象範囲は以下のとおりで、「第5節 経常移転の2 . 社会負担」の項を参考にし
て推計する(2-101)。

(1) 雇主の帰属年金負担

(2) 雇主の帰属非年金負担

退職一時金（政府分等）

公務災害補償費

その他

第2節 営業余剰・混合所得

「営業余剰・混合所得」は生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指すもので、制度部門としては非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業）の3部門にのみ発生する。

生産系列において推計された経済活動別営業余剰・混合所得を3制度部門別に分割し、制度部門別営業余剰・混合所得を求める。この場合、各制度部門と経済活動部門の推計単位が一致している部分については各経済活動別営業余剰・混合所得を直接各制度部門の営業余剰・混合所得に計上する。しかし、その他直接制度部門に分類できない部分については、関連資料から制度部門別営業余剰・混合所得を求める。

推計は、以下の順で行う。

- 「1）県内純生産（要素費用表示）の推計」
- 「2）経済活動別営業余剰・混合所得の推計」
- 「3）制度部門別営業余剰・混合所得の推計」

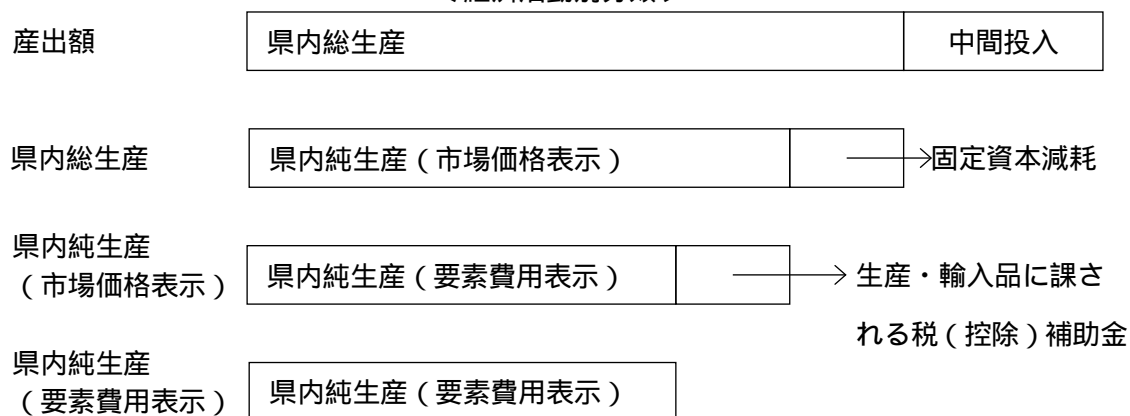
1）県内純生産（要素費用表示）の推計

$$\begin{aligned} \text{県内純生産（要素費用表示）} &= \text{産出額} - \text{中間投入} - \text{固定資本減耗} \\ &\quad - \text{生産・輸入品に課される税（控除）補助金} \end{aligned}$$

全ての計数：生産系列の計数を適用する。

〔県内純生産（要素費用表示）の推計図〕

〔経済活動別分類〕



2) 経済活動別営業余剰・混合所得の推計

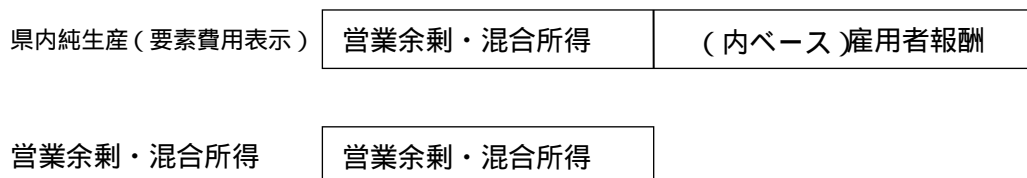
「1) 県内純生産(要素費用表示)の推計」で求めた県内純生産(要素費用表示)より以下の式により経済活動別営業余剰・混合所得を求める。

経済活動別営業余剰・混合所得 = 県内純生産 - (内ベース)雇用者報酬

(内ベース)雇用者報酬:「第1節 雇用者報酬」の計数を適用

〔経済活動別営業余剰・混合所得の推計図〕

〔経済活動別分類〕



3) 制度部門別営業余剰・混合所得の推計

「営業余剰・混合所得」は、大きく「営業余剰」と「混合所得」に分けられる。「営業余剰」は、生産活動への貢献分として、法人企業部門(非金融法人企業と金融機関)の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家分の取り分も含む。一方、「混合所得」は、家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、「営業余剰」と区別して「混合所得」として記録される。なお、家計のうち持ち家分については、労働報酬的要素は存在しないことから、国民経済計算体系の慣例上、同じ個人企業分であっても「混合所得」には記録せず、「営業余剰」に記録する。

推計は次のように行う。

「2) 経済活動別営業余剰・混合所得の推計」で求めた、経済活動別営業余剰・混合所得を制度部門別営業余剰・混合所得に転換する(下図参照)。

・金融・保険業(民間、公的)(下図) : 経済活動別県内総生産で直接推計される金融・保険業の営業余剰をとる

・家計(個人企業)() = 住宅賃貸業(持ち家)(- 1) + 農林水産業(- 2)
+ その他産業(- 3)

第2章 制度部門別所得支出勘定
第2節 営業余剰・混合所得

住宅賃貸業（持ち家）（ - 1 ）：経済活動別県内総生産で直接推計される住宅賃貸業から持ち家の営業余剰を推計する（第2章第2節1参照）

農林水産業（ - 2 ）：関連資料から推計（第2章第2節2参照）

その他産業（ - 3 ）：関連資料から推計（第2章第2節2参照）

・非金融法人企業（ ） = 営業余剰・混合所得（ ） - 金融・保険業（民間、公的）（ ）
- 家計（個人企業）（ ）

営業余剰・混合所得（ ）：「2）経済活動別営業余剰・混合所得の推計」で求めた経済活動別営業余剰・混合所得をとる

金融・保険業（民間、公的）（ ）：上記に同じ

家計（個人企業）（ ）：上記で推計

非金融法人企業を民間と公的に分割する。

・公的非金融法人業（ - 2 ）：経済活動別県内総生産で直接推計される公的非金融法人企業の営業余剰（FISIM消費額控除前）からFISIM消費額を控除して、営業余剰（FISIM消費額控除済み）を推計する（第2章第2節1参照）

・民間非金融法人業（ - 1 ） = 非金融法人企業（ ） - 公的非金融法人業（ - 2 ）

〔制度部門別営業余剰・混合所得の推計図〕

営業余剰・混合所得	金融・保険業（民間、公的）		経済活動別県内総生産からの直接推計
	非金融法人企業（ - - ）	- 1 民間非金融法人企業	- （ - 2 ）
		- 2 公的非金融法人企業	経済活動別県内総生産からの直接推計
	家計（個人企業）	- 1 住宅賃貸業（持ち家）	経済活動別県内総生産からの直接推計
		- 2 農林水産業	関連資料からの推計
		- 3 その他の産業	関連資料からの推計

1. 経済活動別総生産から直接推計される営業余剰

以下の3つの経済活動別部門については、経済活動別部門 = 制度部門であるため、経済活動別営業余剰をそのまま制度部門の営業余剰とする。

(1) 金融・保険業（民間、公的）

金融・保険業（公的 + 民間）の営業余剰をもって金融機関の営業余剰とする。

(2) 公的非金融法人企業

公的非金融法人企業の決算書等により直接に推計した営業余剰の合計から中間投入としてのFISIM消費額（第2章第4節1.「利子」の(3)「制度部門別FISIM消費額」で推計する額）を控除することにより推計する。

なお、公的非金融法人企業のFISIM消費額の推計に当たっては、まず第4節1.(1) A及び(1) Bの「支払利子」及び「受取利子」の公的非金融法人企業分を公的非金融法人企業の営業余剰（FISIM消費額控除前）ないしは従業者数の自県分の対全国比によって推計し(2-58)(2-63)、次にこれらを用いて、公的非金融法人企業のFISIM消費額を推計する(2-70)。

(3) 住宅賃貸業（持ち家）

不動産業のうちの住宅賃貸業の営業余剰から持ち家を分離して持ち家の営業余剰とする。

家計（持ち家）の営業余剰 = 持ち家帰属家賃 × 全国の営業余剰率

持ち家帰属家賃：支出系列で推計した持ち家の帰属家賃額を用いる。

全国の営業余剰率：全国の家計（持ち家）の営業余剰 / 全国の持ち家帰属家賃

2. 直接推計以外の営業余剰及び混合所得

ここでは、上記2)で求めた「経済活動別営業余剰・混合所得(上図の)」から上記1.で求めた「経済活動別総生産からの直接推計の営業余剰()」を控除した残差を、家計(個人企業)と民間非金融法人企業の営業余剰・混合所得に分割する。

まず、家計(個人企業)の営業余剰・混合所得を関連資料から推計して、残りを民間非金融法人企業の営業余剰とする。

家計(個人企業)の営業余剰・混合所得：関連資料から積上げ方式で推計

民間非金融法人企業の営業余剰 = (経済活動別営業余剰・混合所得
- 経済活動別総生産からの直接推計の営業余剰)
- 家計(個人企業)の営業余剰・混合所得

経済活動別営業余剰・混合所得：上記2)で推計した額を用いる

経済活動別総生産からの直接推計の営業余剰：上記1.で推計した額を用いる

(1)家計(個人企業)

家計(個人企業)の営業余剰・混合所得は、農林水産業、その他の産業、住宅賃貸業のうち持ち家の3つに分けられる。このうち、持ち家による住宅賃貸業の営業余剰は、上記「1. 経済活動別総生産から直接推計される営業余剰」で求められる。

農林水産業

農林水産業混合所得 = 同業純生産(要素費用表示) - 同業(内ベース)雇用者報酬
- 同業民間法人企業営業余剰

同業純生産(要素費用表示)：生産系列の計数を用いる。

同業(内ベース)雇用者報酬：「第1節 雇用者報酬」の計数を内ベースに転換して用いる。

同業民間法人企業営業余剰：民間法人企業所得(民間企業部門の第1次所得バランス) × 農林水産業割合 × 営業余剰への転換比率

民間法人企業所得(民間企業部門の第1次所得バランス)：

営業余剰・混合所得 × 民間法人企業所得比率

営業余剰・混合所得：生産系列の全経済活動の営業余剰・混合所得の金額
民間法人企業所得比率は、『国民経済計算年報』（付表「民間・公的企業の所得支出勘定」）から次式で計算する。

$$\text{民間法人企業所得比率} = \frac{\text{民間法人企業の（営業余剰+財産所得（純））}}{\text{（全経済活動の営業余剰・混合所得）}}$$

農林水産業割合：「法人事業税に関する調べ」（県税務課）より、全業種に対する農林水産業の比率を用いる。

営業余剰への転換比率：「全国の農林水産業個人企業の混合所得 / 全国の農林水産業個人企業の企業所得」を準用。

その他の産業

その他の産業混合所得 = 各経済活動（ a . 一企業当たり本業混合所得 × 個人企業数 ）
+ b . 内職混合所得 + c . 兼業混合所得

a . 一企業当たり本業混合所得：全国の経済活動別個人企業の一個人企業当たり本業混合所得 × 所得格差 による。

所得格差：『国税庁統計年報』（国税庁）より、申告所得税における営業所得の1人当たり所得金額の全国値との比率とする。

個人企業数：個人企業数は、『国勢調査』（総務省）の“業主数”を基礎として、中間年は『県労働力調査』（県主管課）の産業計（非農林業）によるが、これがないときは『就業構造基本調査報告』（総務省）及び『経済センサス-基礎調査』（総務省）により補間・補外推計する。

なお、内職混合所得は別途推計するため、内職者数をここから控除する。

b . 内職混合所得：製造業、サービス業別に以下により求める。

第2章 制度部門別所得支出勘定
第2節 営業余剰・混合所得
第3節 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

内職混合所得 = 一企業当たり本業混合所得 (a) × 内職所得比率 × 内職者数

内職所得比率：全国の比率を準用

内職者数：『国勢調査』（総務省）より家庭内職者数をとる。

なお、中間年は同資料の「家庭内職者数 / 業主数」の比率を各年の個人企業数に
乗じて求める。

c . 兼業混合所得：サービス業、非サービス業別に以下により求める。

兼業混合所得 = 一企業当たり本業混合所得 (a) × 兼業比率

兼業比率：全国の比率を準用

(2) 民間非金融法人企業

民間非金融法人企業の営業余剰 = (経済活動別営業余剰・混合所得 - 経済活動別総生産
からの直接推計の営業余剰) - 家計 (個人企業) の営
業余剰・混合所得

経済活動別営業余剰・混合所得：上記2) で推計した額を用いる

経済活動別総生産からの直接推計の営業余剰：上記1) で推計した額を用いる

家計 (個人企業) の営業余剰・混合所得：上記 (1) で推計した額を用いる

第3節 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

「生産・輸入品に課される税」とは、原則として、財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課される租税で、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。「一般政府」の受取としてのみ記録される。

なお、原則として県内経済活動により発生する生産・輸入品に課される税を、県内政府が受取る生産・輸入品に課される税とみなすこととする。

また、補助金も同様の取扱とする。

生産系列の推計方法を参照のこと。

第4節 財産所得

財産所得とは、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれを提供する見返りに受け取る「賃貸料」からなる概念である。また、投資所得は、更に内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」に分類される。財産所得の受払は、通常、全ての制度部門に記録される。これらは発生主義でとらえられ、利子、賃貸料については支払義務発生時点で、配当についても配当金の公告あるいは利潤獲得時ではなくその支払の義務発生時点で計上している。

財産所得の内訳項目

財産所得
(1) 利子
(2) 法人企業の分配所得
a. 配当
株式・出資金配当等
b. 準法人企業所得からの引出し
公的準法人所得引出し
海外支店収益
c. 海外直接投資に関する再投資収益
(3) その他の投資所得
a. 保険契約者に帰属する投資所得
b. 年金受給権に係る投資所得
c. 投資信託投資者に帰属する投資所得
(4) 賃貸料

(注)「海外直接投資に関する再投資収益」については、『国民経済計算』
では法人企業の分配所得に含まず、独立の一項目である。

制度部門別推計項目

項目	制度部門別分類									
	支払					受取				
	非金融法人企業	金融機関	一般政府	家計(個人企業を含む)	対家計民間非営利団体	非金融法人企業	金融機関	一般政府	家計(個人企業を含む)	対家計民間非営利団体
子 法人企業の分配所得 その他の投資所得 賃 貸 料	×		×	×	×		×			
所得・富等に課される經常税			×		×	×	×		×	×
現実社会負担	×	×	×		×	×			×	×
帰属社会負担	×	×	×		×				×	
追加社会負担	×	×	×		×	×		×	×	×
(控除)年金制度の手数料	×	×	×		×	×		×	×	×
現金による社会保障給付	×	×		×	×	×	×	×		×
その他の社会保険年金給付	×		×	×	×	×	×	×		×
その他の社会保険非年金給付				×		×	×	×		×
社会扶助給付	×	×		×		×	×	×		×
その他の經常移転										

(注) 印は推計される。×印は推計されない。

1. 利子¹

【推計の概要（推計手順）】

推計の概要は以下のとおり。FISIM については、「制度部門別 FISIM 消費額推計」の項で記載する。

市場の預金・貸出平均利回りから直接計算される実際の受取・支払利子を推計する（「FISIM 調整前の受取・支払利子」）。

制度部門別に FISIM 調整前の受取・支払利子を統合計算する。

制度部門別 FISIM 消費額を推計する（金融機関については FISIM 産出額も生産系列推計から転記）。

制度部門別単位で「FISIM 調整前の受取・支払利子」から「FISIM 消費額」を加算又は減算して「FISIM 調整後の受取・支払利子」を推計する。なお、「金融機関の FISIM 調整後の受取・支払利子」については、FISIM 消費額だけでなく FISIM 産出額も加算又は減算して求める（「FISIM 産出額」は生産系列で推計）。

財産所得としての利子推計の表章は、「FISIM 調整後の受取・支払利子」を単に「受取利子」及び「支払利子」として表章する。

参考として、制度部門別所得支出勘定の下段に

（参考）支払利子（FISIM 調整前）

受取利子（FISIM 調整前）を記載する。

なお、推計手順は基本的には上記の通り、最初の で「FISIM 調整前の受取・支払利子」を機関別等に積上げ推計するか、全国値を県別に分割して推計するが、全国値分割での全国値データが「FISIM 調整前」でなく、「FISIM 調整後」である場合には、 で「FISIM 調整後の受取・支払利子」を推計し、次に で「FISIM 消費額」を推計し、 で「FISIM 調整前の受取・支払利子」を推計する手順とする。

（1）FISIM 調整前利子の推計

FISIM 調整前利子（以下、単に「利子」と記す）の推計方法について記す。なお、全国値の関係から FISIM 調整後利子の推計となる場合がある。

¹ SNA における財産所得の利子額は、会計上での利子額と異なり、支払利子額 = 会計上の支払利子額 - FISIM 借り手側消費額、受取利子額 = 会計上の受取利子額 + 貸し手側 FISIM 消費額である。ここで会計上の利子額を「FISIM 調整前利子額」と称し、SNA 上の利子額を「FISIM 調整後利子額」と称す。

本節での利子の推計の範囲は、生産系列金融業の推計対象となる FISIM の対象商品以外に、有価証券等の利子をも含んだ、預貯金、手形、債券、その他の貸出金や借入金及び消費者債務等に関して発生した実際の利子のすべての受払を対象とする。

利子の推計は、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体の5つの制度部門に分け、受取・支払別に行われる。

なお、非金融法人企業と金融機関は、さらに民間部門と公的部門に分割される。

また、家計は支払については消費者負債利子、持ち家、農林水産業、非農林水産業の4つの推計単位に分割されるが、受取については分割されない。これは、利子の受取において、個人企業の多くは、純粋な家計の勘定と企業の勘定を区別できないためである。

利子推計の制度部門等

非金融法人企業	民間企業 公的企業	
金融機関	民間金融機関 公的金融機関	
一般政府		
家計	(支払) 消費者負債利子 持ち家 農林水産業 非農林水産業	(受取) 受取の家計部門は 分割されない。
対家計民間非営利団体		

(1) - A 支払利子

非金融法人企業

a . 民間企業

全国値 (FISIM 調整後) × 分割比率

分割比率: 下記の「営業余剰」(FISIM 消費控除後) の自県分の対全国比による

民間非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比

県の当該営業余剰: 「第2節 営業余剰・混合所得」による。

b . 公的企業

財政収支調査の機関別決算額の積上げ (FISIM 調整前) による。

これによらない場合は、全国値の分割による。

全国値 (FISIM 調整後) × 分割比率

分割比率: 下記の「営業余剰」(FISIM 消費控除前) の自県分の対全国比による。

公的非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比

県の営業余剰: 「第2節 営業余剰・混合所得」による公的非金融法人企業の『決算書』等から直接に推計した「営業余剰」(FISIM 消費控除前)(2-50)。

全国の営業余剰: 機関別営業余剰の公的非金融法人企業の全国計。

なお、営業余剰が負値の場合には、公的非金融法人企業の従業者数 (財政収支調査による) の自県分の対全国比による。

金融機関

a . 民間金融機関

(a) 金融機関

支払利子の推計は、〔分割による方法〕若しくは〔財務諸表による積上方法〕による。

ア . 〔分割による方法〕

支払利子 = 全国値 (FISIM 調整前) × (自県預金残高 / 全国預金残高)

預金残高: 日本銀行の統計 (都道府県別国内銀行預金残高) による。

イ . 〔財務諸表による積上方法〕

金融機関別に推計し、合算する。

金融機関別は、次式により求める。

$$\begin{aligned} \text{支払利子} &= \text{当該機関支払利子（FISIM調整前）} \\ &\quad \times \left(\text{当該機関県内預金残高} / \text{当該機関預金残高} \right) \end{aligned}$$

(b) 生命保険

機関ごとに積上げ又は全国値を分割して求める。

(c) 非生命保険

ア．本邦損害保険会社及び外国損害保険会社

全国値（FISIM調整前）×分割比率

分割比率：火災保険＋自動車保険＋自賠償保険の（保険料収入－支払保険金）
の自県分の対全国比を求める。

火災保険は、『火災保険統計』（損害保険料率算定会編）、自動車
保険は『自動車保険統計』（自動車保険料率算定会編）、自賠償保
険は『自動車損害賠償責任保険統計』（自動車保険料率算定会編）に
よる。

イ．その他の非生命保険（定型保証を除く）

該当機関への直接照会により、支払利息（FISIM調整前）をとる。

b．公的金融機関

(a) 金融機関

県内所在の公的金融機関を推計対象とする。

(b) 生命保険

全国値を分割して求める。

(c) 非生命保険

生産系列の産出額推計と同様に、農業共済事業と交通災害共済事業は各県の市町

村決算統計（FISIM 調整前）から積上げ、他の機関は東京都に金額（FISIM 調整前）を一括計上する。

一般政府

「国出先機関」、「県・市町村」、「社会保障基金」ごとに積上げ又は全国値を分割して推計する。

家計（個人企業を含む）

家計（個人企業を含む）の支払利子は、

- a . 消費者負債利子 + b . 持ち家の支払利子（住宅支払利子）
+ c . 農林水産業の支払利子 + d . 非農林水産業の支払利子 からなる。

a . 消費者負債利子

各機関の事業報告又は直接照会（FISIM 調整前）により、
金融機関別業種別平均貸出残高（内個人の運転資金）×平均金利 を求める。
これによらない場合は全国値の分割による。

ア . 全国銀行（銀行勘定）

全国値（FISIM 調整前）×分割比率

分 割 比 率：『全国消費実態調査』（総務省）等から負債現在高（住宅・土地のための負債を除く）の自県分の対全国比を求める。

負債現在高（住宅・土地のための負債を除く）

$$= (\text{一世帯当りの負債現在高} \\ - \text{一世帯当たり住宅・土地のための負債額}) \\ \times \text{二人以上世帯の世帯数}$$

一世帯当たりの負債現在高及び住宅・土地のための負債額：『全国消費実態調査』（総務省）の二人以上世帯からとる。

二人以上世帯の世帯数：支出系列の家計最終消費支出（3-15）の推計で用いた二人以上世帯の世帯数を使用する。

イ．生命保険会社

全国値（FISIM 調整前）× 分割比率

分割比率：『生命保険事業概況』（生命保険協会）より保有契約高（個人保険・団体保険）の自県分の対全国比を求める。

ウ．その他

全国値（FISIM 調整前）を上記全国銀行における自県分の対全国比を準用して分割する。

b．持ち家の支払利子（住宅支払利子）

各機関の事業報告又は直接照会（FISIM 調整前）により、金融機関別業種別平均貸出金残高（うち個人の設備資金）× 平均金利を求める。

これによらない場合は全国値の分割による。

ア．全国銀行（銀行勘定）

全国値（FISIM 調整前）× 分割比率

分割比率：具体的には以下のとおり。

『全国消費実態調査』（総務省）等から住宅・土地のための負債額の自県分の対全国比を求める。

住宅・土地のための負債額

= 一世帯当たり住宅・土地のための負債額 × 二人以上世帯の世帯数

一世帯当たり住宅・土地のための負債額：『全国消費実態調査』（総務省）の二人以上世帯からとる。

二人以上世帯の世帯数：支出系列の家計最終消費支出（3-15）の推計で用いた二人以上世帯の世帯数を使用する。

イ．その他

直接照会、若しくは全国値（FISIM 調整前）を上記全国銀行における自県分の対全国比を準用して分割する。

c. 農林水産業の支払利子

全国値（FISIM調整後）×分割比率による。

分割比率：『農林金融』（農林中金総合研究所）より貸付金残高の自県分対全国比をとる。

d. 非農林水産業の支払利子

全国値（FISIM調整後）×分割比率

分割比率：県内個人企業数（非農林水）/全国個人企業数（非農林水）

個人企業数(非農林水):『国勢調査』（総務省）の非農林水産業の業主数をとる。

対家計民間非営利団体

全国値（FISIM調整前）×分割比率

分割比率：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より家計にサービスを提供する民間非営利団体の従業者数の自県分の対全国比を求める（1-92）。

(1) - B 受取利子

非金融法人企業

a . 民間企業

全国値 (FISIM 調整後) × 分割比率

分割比率 : 下記の「営業余剰」

民間非金融法人企業の営業余剰 (FISIM 消費控除後) の自県分の対全国比
県の当該営業余剰 : 「第2節 営業余剰・混合所得」による (2-53)

b . 公的企業

財政収支調査の機関別決算額の積上げ (FISIM 調整前) による。

これによらない場合は、全国値の分割による。

全国値 (FISIM 調整後) × 分割比率

分割比率 : 下記の「営業余剰 (FISIM 消費控除前)」の自県分の対全国比による。

公的非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比

県の営業余剰 : 「第2節 営業余剰・混合所得」による公的非金融法人企業の『決算書』等から直接に推計した「営業余剰」(FISIM 消費控除前) (2-50)

全国の営業余剰 : 機関別営業余剰の公的非金融法人企業の全国計。

なお、営業余剰が負値の場合には、公的非金融法人企業の従業者数 (財政収支調査による) の自県分の対全国比による。

金融機関

a . 民間金融機関

(a) 金融機関

受取利子の推計は、〔分割による方法〕若しくは〔財務諸表による積上方法〕による。

ア . 〔分割による方法〕

受取利子 = 全国値 (FISIM 調整前)

× (自県貸出金残高 / 全国貸出金残高)

貸出金残高：日本銀行の統計（都道府県別貸出金残高）による。

イ．〔財務諸表による積上方法〕

金融機関別に推計し、合算する。

金融機関別は次式により求める。

$$\begin{aligned} \text{受取利子} &= \text{当該機関受取利子（FISIM 調整前）} \\ &\quad \times \left(\text{当該機関県内貸出残高} / \text{当該機関貸出残高} \right) \end{aligned}$$

（b）生命保険

機関ごとに積上げ又は全国値を分割して求める。

（c）非生命保険

ア．本邦損害保険会社及び外国損害保険会社

全国値（FISIM 調整前）×分割比率

分割比率：火災保険 + 自動車保険

+ 自賠責保険の（保険料収入 - 支払保険金）

の自県分の対全国比を求める。

火災保険は、『火災保険統計』（損害保険料率算定会編）、自

動車保険は『自動車保険統計』（自動車保険料率算定会編）、

自賠責保険は『自動車損害賠償責任保険統計』（自動車保険料率算定会編）による。

イ．その他の非生命保険（定型保証を除く）

該当機関への直接照会により、受取利息（FISIM 調整前）をとる。

b．公的金融機関

（a）金融機関

県内所在の公的金融機関を推計対象とする。

（b）生命保険

全国値を分割して求める。

(c) 非生命保険

生産系列の産出額推計と同様に、農業共済事業と交通災害共済事業は各県の市町村決算統計（FISIM調整前）から積上げ、他の機関は東京に全額（FISIM調整前）を一括計上する。

一般政府

「国出先機関」、「県・市町村」、「社会保障基金」ごとに積上げ又は全国値を分割して推計する。

家計（個人企業を含む）

家計（個人企業を含む）の受取利子は、預貯金利子と有価証券利子と信託利子を推計し、これらの合計額を計上する。

a. 預貯金利子

(a) 一般預貯金利子

一般預貯金利子には、金融機関間の預け金利子（ゆうちょ銀行以外）、海外への支払利子（全国銀行）が含まれるため、家計の受取利子推計では控除される。

なお、金融機関の支払利子推計においては、控除は行わない。

全国の機関別一般預貯金利子 × 個人分割合 × 分割比率

全国の機関別一般預貯金利子：全国値（FISIM調整前）

個人分割合：日本銀行資料より国内銀行（銀行勘定）の
（全国個人預金残高

／金融機関預金残高を除く全国預金残高）を求める。

分割比率：日本銀行資料より国内銀行（銀行勘定）の
（自県個人預金残高／全国個人預金残高）を求める。

(b) 社内預金利子

労働基準局等に直接照会を行うか、全国値（FISIM調整前）を社内預金の県別預貯金残高計数（直接照会）で分割する。

なお、社内預金の県別預貯金残高計数が得られない場合は、上記（a）の一般預貯金利子の分割比率を準用して推計する。

b . 有価証券利子

家計の有価証券利子は、有価証券（国債、地方債、政府関係機関債（公社・公団・公庫債）、事業債（転換社債を含む））及び金融債の家計に対する支払利子からなる。

全国値（FISIM 調整前）×分割比率

分割比率：上記（a）の一般預貯金利子の分割比率を準用して推計する。

c . 信託利子

家計の信託利子は、「信託勘定（全国銀行）の利子の家計分（全国）」をまず推計して、これを上記（a）の一般預貯金利子の分割比率を準用して推計する。

信託勘定（全国銀行）の利子の家計分（全国）×分割比率

信託勘定（全国銀行）の利子の家計分（全国）（FISIM 調整前）

= 家計の受取利子総額 - 一般預貯金利子（家計分）

- 社内預金利子 - 有価証券利子（家計分）

なお、右辺のいずれの項目も全国分である。

家計の受取利子総額：全国値

一般預貯金利子（家計分）：上記「a . 預貯金利子」の（a）の推計方法に沿って、
「一般預貯金利子」の家計分の全国値を推計する。

社内預金利子：全国値

有価証券利子（家計分）：全国値

分割比率：上記（a）の一般預貯金利子の分割比率を準用して
推計する。

対家計民間非営利団体

全国値（FISIM 調整前）×分割比率

分割比率：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より家計にサービスを提供する民間非営利団体の従業者数の自県分の対全国比を求める（1-92）。

(2) FISIM 調整前（後）の受取・支払利子の制度部門別統合

(1)で推計した利子（FISIM 調整前の受取・支払利子）を制度部門毎に統合計算する。

制度部門：「非金融法人企業」、「金融機関」、「一般政府」、「家計」、「対家計民間非営利団体」

なお、(1)で FISIM 調整後の受取・支払利子を推計した制度部門等については、次の(3)で推計する FISIM 消費額を用いて、(4)で FISIM 調整前の受取・支払利子を推計した後に、制度部門毎に統合計算する。

(3) 制度部門別 FISIM 消費額

「FISIM (Financial Intermediation Services Indirectly Measured)：間接的に計測される金融仲介サービス」は仲介型金融機関が産出するサービスである。FISIM は他の財貨・サービスと同様に生産系列において金融業が産出するサービスの一つとして推計される。産出された FISIM は各制度単位（又は制度部門）が消費する。その FISIM 消費額推計においては、金融仲介サービスの持つ性質から制度部門別に推計される。

FISIM 調整前受取・支払利子（市場の預金・貸出平均利回りから直接計算される実際の受取・支払利子）から、財貨・サービスの取引となる FISIM 分（貸し手側・借り手側）を加算あるいは減算して、FISIM 調整後受取・支払利子を推計する。

以下、制度部門別 FISIM 消費額の推計方法を記す。

県別制度部門別 FISIM 消費額

- ・ FISIM 消費額の推計は、全国値を分割する。
- ・ FISIM 消費額の推計は、借り手側 FISIM・貸し手側 FISIM 別に推計する。
- ・ 制度部門は、「非金融法人企業」、「金融機関」、「一般政府」、「家計（個人企業を含む）」及び「対家計民間非営利団体」である。
- ・ 「非金融法人企業」の FISIM 消費額は、経済活動別 FISIM 消費額の合計と他部門 FISIM 消費額（家計は個人企業分のみ）の残差として推計する。

非金融法人企業

非金融法人企業の FISIM 消費額は、「経済活動別 FISIM 消費額」あるいは「全国値の分割」によって推計する。なお、これらによらない場合は「公民別 FISIM 消費額の加算」によって推計する。

「経済活動別 FISIM 消費額」あるいは「全国値の分割」による推計

借り手側 FISIM 消費額 = 経済活動別の借り手側 FISIM 消費額の合計

- 他部門の借り手側 FISIM 消費額の合計

貸し手側 FISIM 消費額 = 経済活動別の貸し手側 FISIM 消費額の合計

- 他部門の貸し手側 FISIM 消費額の合計

経済活動別の借り手側及び貸し手側 FISIM 消費額：後述の(付)「経済活動別 FISIM 消費額」の推計について」により推計し、市場生産者分を合計する。

他部門の借り手側及び貸し手側の FISIM 消費額：下記の方法により各部門の FISIM 消費額を推計して、「金融機関」及び「個人企業(消費者家計は除く)」の額を合計する。

これによらない場合は、全国値を営業余剰で分割して求める。

借り手側 FISIM 消費額 = 全国値 × 分割比率

貸し手側 FISIM 消費額 = 全国値 × 分割比率

いずれも

分割比率 = 県の非金融法人企業の営業余剰

/ 全国の非金融法人企業の営業余剰

なお、公的非金融法人企業と民間非金融法人企業との分割は、以下のとおり。

(借り手側 FISIM 消費額の公的企業と民間企業の分割)

公的非金融法人企業の借り手側 FISIM 消費額

= 公的非金融法人企業の FISIM 調整後(前)の支払利子額 × FISIM 消費率

公的非金融法人企業の FISIM 調整後(前)の支払利子額：上記(1) - A の推計結果

なお、上記(1) - Aの公的非金融法人企業の支払利子を決算額の積上げのFISIM調整前の利子額で推計している場合には、上式及び次式の分母ともにFISIM調整後でなく、FISIM調整前の利子額で計算する。

$$\text{FISIM消費率} = \left(\frac{\text{全国のFISIM調整前の支払利子額} - \text{全国のFISIM調整後の支払利子額}}{\text{全国のFISIM調整後(前)の支払利子額}} \right)$$

なお、全国のFISIM調整後ないし調整前の支払利子は、制度部門別所得支出勘定の非金融法人企業の計数(民間企業+公的企業)をとる。

民間非金融法人企業の借り手側FISIM消費額

$$= \text{非金融法人企業の借り手側FISIM消費額(上記)} - \text{公的非金融法人企業の借り手側FISIM消費額}$$

(貸し手側FISIM消費額の公的企業と民間企業の分割)

公的非金融法人企業の貸し手側FISIM消費額

$$= \text{公的非金融法人企業のFISIM調整後(前)の受取利子額} \times \text{FISIM消費率}$$

公的非金融法人企業のFISIM調整後(前)の受取利子額：上記(1) - Bの推計結果

なお、上記(1) - Bの公的非金融法人企業の受取利子を決算額の積上げのFISIM調整前の利子額で推計している場合には、上式及び次式の分母ともにFISIM調整後でなく、FISIM調整前の利子額で計算する。

$$\text{FISIM消費率} = \left(\frac{\text{全国のFISIM調整後の受取利子額} - \text{全国のFISIM調整前の受取利子額}}{\text{全国のFISIM調整後(前)の受取利子額}} \right)$$

なお、全国のFISIM調整後ないし調整前の受取利子は、制度部門別所得支出勘定の非金融法人企業の計数(民間企業+公的企業)をとる。

民間非金融法人企業の貸し手側FISIM消費額

$$= \text{非金融法人企業の貸し手側FISIM消費額(上記)}$$

- 公的非金融法人企業の貸し手側 FISIM 消費額

以上の によらない場合は、以下 で推計する。

「公民別 FISIM 消費額の加算」による推計

非金融法人企業の民間と公的のそれぞれの FISIM 消費額をまず推計し、民間と公的の結果を合算して、非金融法人企業の FISIM 消費額とする。

(民間非金融法人企業)

・民間非金融法人企業の借り手側 FISIM 消費額

= 民間非金融法人企業の FISIM 調整後の支払利子額 × FISIM 消費率

民間非金融法人企業の FISIM 調整後の支払利子額：上記(1) - A の推計結果

FISIM 消費率 = (全国の FISIM 調整前の支払利子額

- 全国の FISIM 調整後の支払利子額) / 全国の FISIM 調整後の支払利子額

なお、全国の FISIM 調整後ないし調整前の支払利子は、制度部門別所得

支出勘定の非金融法人企業の計数 (民間企業 + 公的企業) をとる。

・民間非金融法人企業の貸し手側 FISIM 消費額

= 民間非金融法人企業の FISIM 調整後の受取利子額 × FISIM 消費率

民間非金融法人企業の FISIM 調整後の受取利子額：上記(1) - A の推計結果

FISIM 消費率 = (全国の FISIM 調整後の受取利子額 - 全国の FISIM 調整前の受取利子額)

/ 全国の FISIM 調整後の受取利子額

なお、全国の FISIM 調整後ないし調整前の受取利子は、制度部門別所得支

出勘定の非金融法人企業の計数 (民間企業 + 公的企業) をとる。

(公的非金融法人企業)

・公的非金融法人企業の借り手側 FISIM 消費額

= 公的非金融法人企業の FISIM 調整後 (前) の支払利子額 × FISIM 消費率

公的非金融法人企業の FISIM 調整後 (前) の支払利子額：上記 (1) - A の推計結果

なお、上記 (1) - A の公的非金融法人企業の支払利子を決算額の積上げの FISIM

調整前の利子額で推計している場合には、上式及び次式の分母ともに FISIM 調整後で

なく、FISIM 調整前の利子額で計算する。

$$\text{FISIM 消費率} = \left(\begin{array}{l} \text{全国の FISIM 調整前の支払利子額} \\ - \text{全国の FISIM 調整後の支払利子額} \end{array} \right) / \text{全国の FISIM 調整後（前）の支払利子額}$$

なお、全国の FISIM 調整後ないし調整前の支払利子は、制度部門別所得支出勘定の非金融法人企業の計数（民間企業 + 公的企業）をとる。

・ 公的非金融法人企業の貸し手側 FISIM 消費額

$$= \text{公的非金融法人企業の FISIM 調整後（前）の受取利子額} \times \text{FISIM 消費率}$$

公的非金融法人企業の FISIM 調整後（前）の受取利子額：上記(1) - Bの推計結果

なお、上記(1) - Bの公的非金融法人企業の受取利子を決算額の積上げの FISIM 調整前の利子額で推計している場合には、上式及び次式の分母ともに FISIM 調整後でなく、FISIM 調整前の利子額で計算する。

$$\text{FISIM 消費率} = \left(\begin{array}{l} \text{全国の FISIM 調整後の受取利子額} \\ - \text{全国の FISIM 調整前の受取利子額} \end{array} \right) / \text{全国の FISIM 調整後（前）の受取利子額}$$

なお、全国の FISIM 調整後ないし調整前の受取利子は、制度部門別所得支出勘定の非金融法人企業の計数（民間企業 + 公的企業）をとる。

金融機関

$$\text{借り手側 FISIM 消費額} = \text{全国値} \times \text{分割比率}$$

$$\text{貸し手側 FISIM 消費額} = \text{全国値} \times \text{分割比率}$$

いずれも

$$\text{分割比率} = \text{県の金融・保険業産出額} / \text{全国の金融・保険業産出額}$$

なお、公的金融機関と民間金融機関との分割は、金融機関における FISIM 調整前の支払利子額、受取利子額の公的、民間の割合で行う。

計算式は以下のとおり。

民間金融機関の借り手側 FISIM 消費額

$$= \text{借り手側 FISIM 消費額 (上記)} \times \text{借り手側の公民分割比率}$$

借り手側の公民分割比率：FISIM 調整前支払利子額の民間、公的割合

$$= \text{民間金融機関の支払利子額}$$

$$/ (\text{民間金融機関の支払利子額} + \text{公的金融機関の支払利子額})$$

ここで、支払利子額は、いずれも分配系列で推計する FISIM 調整前の金額である。

公的金融機関の借り手側 FISIM 消費額

$$= \text{借り手側 FISIM 消費額 (上記)} \times (1 - \text{借り手側の公民分割比率})$$

民間金融機関の貸し手側 FISIM 消費額

$$= \text{貸し手側 FISIM 消費額 (上記)} \times \text{貸し手側の公民分割比率}$$

貸し手側の公民分割比率：FISIM 調整前受取利子額の民間、公的割合

$$= \text{民間金融機関の受取利子額}$$

$$/ (\text{民間金融機関の受取利子額} + \text{公的金融機関の受取利子額})$$

ここで、受取利子額は、いずれも分配系列で推計する FISIM 調整前の金額である。

公的金融機関の貸し手側 FISIM 消費額

$$= \text{貸し手側 FISIM 消費額 (上記)} \times (1 - \text{貸し手側の公民分割比率})$$

一般政府

一般政府は、国出先機関、地方政府、社会保障基金に分けて推計する。

(国出先機関)

$$\text{借り手側 FISIM 消費額} = \text{全国値} \times \text{分割比率}$$

$$\text{貸し手側 FISIM 消費額} = \text{全国値} \times \text{分割比率}$$

いずれも

$$\text{分割比率} = \text{県内従業者数} / \text{全国従業者数}$$

従業者数：『国家公務員給与実態調査』(人事院)による。

(地方政府)

借り手側 FISIM 消費額 = 全国値 × 分割比率

貸し手側 FISIM 消費額 = 全国値 × 分割比率

借り手側の分割比率：財政投融资特別会計、地方公共団体金融機構の地方公共団体への貸付金残高の自県分の対全国比による。

貸し手側の分割比率：歳出総額の自県分の対全国比による。

貸し手側の分割比率 = 県歳出総額 / 全県歳出総額計

歳出総額 = 「県歳出総額」 + 「当該県に属する市町村歳出」

「地方財政統計年報」(総務省)による。

これによらない場合は、全国の FISIM 消費割合で求める。

借り手側 FISIM 消費額 = 全国の借り手側 FISIM 消費割合 × FISIM 調整前の支払利子額

貸し手側 FISIM 消費額 = 全国の貸し手側 FISIM 消費割合 × FISIM 調整前の受取利子額

全国の借り手(貸し手) FISIM 消費割合

= 全国の借り手(貸し手) FISIM 消費額 / FISIM 調整前の支払(受取)利子額

全国の借り手 FISIM 消費額 = FISIM 調整前の支払利子額 - FISIM 調整後の支払利子額

全国の貸し手 FISIM 消費額 = FISIM 調整後の受取利子額 - FISIM 調整前の受取利子額

(社会保障基金)

次の方法で推計を行う(上記地方政府の下段の推計方法に同じ)。

FISIM 消費額：FISIM 調整後の利子額と FISIM 調整前の利子額との差分で求める。

FISIM 調整後の利子額：FISIM 調整前の利子額 × FISIM 調整率

FISIM 調整率：全国値の FISIM 調整後と FISIM 調整前の利子額の比率

具体的には、以下のとおり。

FISIM 調整後の受取利子額

= FISIM 調整前の受取利子額 × 全国値の受取利子の FISIM 調整率

FISIM 調整後の支払利子額

= FISIM 調整前の支払利子額 × 全国値の支払利子の FISIM 調整率

貸し手側 FISIM 消費額 = FISIM 調整後の受取利子額 - FISIM 調整前の受取利子額

借り手側 FISIM 消費額 = FISIM 調整前の支払利子額 - FISIM 調整後の支払利子額

なお、FISIM 調整前の利子額は分配系列の推計よりとる。

FISIM 調整率 = 全国値の FISIM 調整後の利子額
/ 全国値の FISIM 調整前の利子額

なお、上記で推計した国出先機関、地方政府及び社会保障基金の借り手側及び貸し手側の消費額の合計を、生産系列の非市場生産者(政府)における中間投入項目のうちの FISIM 消費額とする。

家計(個人企業を含む)

家計は、「消費者としての家計」、個人企業のうちの「農林水産業」、「その他の産業(非農林水産、非金融)」、「持ち家」に分けて推計する。

(消費者としての家計)

借り手側 FISIM 消費額 = 全国値 × 分割比率

分割比率：『全国消費実態調査』(総務省)等から負債現在高(住宅・土地のための負債を除く)の自県分の対全国比を求める。

負債現在高(住宅・土地のための負債を除く) = (一世帯当りの負債現在高

- 一世帯当たりの住宅・土地のための負債額) × 二人以上世帯の世帯数

一世帯当たりの負債現在高及び住宅・土地のための負債額：

『全国消費実態調査』(総務省)の二人以上世帯からとる。

二人以上世帯の世帯数：支出系列の家計最終消費支出(3-15)の推計で用いた二人以上世帯の世帯数を使用する。

貸し手側 FISIM 消費額 = 全国値 × 分割比率

分割比率 = 県個人預金残高 / 全国個人預金残高

個人預金残高：日本銀行 HP の個人預金残高

具体的には、分配系列の預貯金利子の「(a)一般預貯金利子」の全国値
分割比率を用いる(2-65)。

なお、ここで推計した借り手側及び貸し手側の FISIM 消費額の合計を、支出系列の
家計最終消費支出額のうち FISIM 消費額とする。

(個人企業・農林水産業)

借り手側 FISIM 消費額 = 全国値 × 分割比率

分割比率 = 県貸付金残高 / 全国貸付金残高

貸付金残高 = 農業協同組貸付金残高 + 漁業協同組合貸付金残高

具体的には、分配系列の「c. 農林水産業の支払利子」の全国値分割比率を
用いる(2-62)。

なお、この部門には貸し手側 FISIM 消費額は計上されない。

(個人企業・その他の産業(非農林水産、非金融))

借り手側 FISIM 消費額 = 全国値 × 分割比率

分割比率 = 県内個人企業数(非農林水) / 全国個人企業数(非農林水)

個人企業数(非農林水)：『国勢調査』(総務省)の非農林水産業の業主数をと
る。具体的には、分配系列の「d. 非農林水産業の支
払利子」の全国値分割比率を用いる(2-62)。

なお、この部門には貸し手側 FISIM 消費額は計上されない。

(個人企業・持ち家)

借り手側 FISIM 消費額 = 全国値 × 分割比率

分割比率 = 県 FISIM 調整前の支払利子額 / 全国 FISIM 調整前の支払利子額

全国 FISIM 調整前の支払利子額

= 全国借り手側 FISIM 消費額 + 全国 FISIM 調整後の支払利子額

なお、この部門には貸し手側 FISIM 消費額は計上されない。

対家計民間非営利団体

借り手側 FISIM 消費額 = 全国値 × 分割比率

貸し手側 FISIM 消費額 = 全国値 × 分割比率

いずれも分割比率 = 県内従業者数 / 全国従業者数

従業者数：『経済センサス 基礎調査』（総務省）による。

具体的には、家計にサービスを提供する民間非営利団体の従業者数を取り、分配系列の対家計民間非営利団体の支払利子、受取利子の全国値分割比率を用いる（2-62）（2-66）。

（4）FISIM 調整後の受取・支払利子（FISIM 額の加算及び減算）

下記の計算を制度部門別に行う。

金融機関以外の制度部門

FISIM 調整後受取利子 = FISIM 調整前受取利子 + FISIM 貸し手側消費額

FISIM 調整後支払利子 = FISIM 調整前支払利子 - FISIM 借り手側消費額

なお、（1）で FISIM 調整後の受取・支払利子を推計した制度部門等については、次の計算で FISIM 調整前の受取・支払利子を推計する。

FISIM 調整前受取利子 = FISIM 調整後受取利子 - FISIM 貸し手側消費額

FISIM 調整前支払利子 = FISIM 調整後支払利子 + FISIM 借り手側消費額

金融機関

FISIM 調整後受取利子 = FISIM 調整前受取利子 + FISIM 貸し手側消費額
- FISIM 借り手側産出額

FISIM 調整後支払利子 = FISIM 調整前支払利子 - FISIM 借り手側消費額
+ FISIM 貸し手側産出額

なお、FISIM 産出額の推計方法は、第一部「生産系列」第2章第1節10（1）による（1-60）。

（付）「経済活動別 FISIM 消費額」の推計について

「経済活動別 FISIM 消費額」は全国値の産出額に対する FISIM 消費額の比率を援用する。

また、公民別に推計する場合でも、この全国の比率（公的機関と民間企業との別が無い比率）を準用する。

経済活動別の借り手側 FISIM 消費額 = 経済活動別産出額

× 全国値の借り手側 FISIM 消費比率

経済活動別の貸し手側 FISIM 消費額 = 経済活動別産出額

× 全国値の貸し手側 FISIM 消費比率

全国値の借り手側 FISIM 消費比率 = 全国値の借り手側 FISIM 消費額

／ 全国値の経済活動別産出額

全国値の貸し手側 FISIM 消費比率 = 全国値の貸し手側 FISIM 消費額

／ 全国値の経済活動別産出額

なお、経済活動別中間投入額を推計する場合に、全国値の中間投入比率を準用している場合は、全国値の中間投入比率には既に各経済活動の FISIM 消費額が含まれているため、別途加算する必要はない。

2. 法人企業の分配所得

法人企業の分配所得は、「配当」と「準法人企業所得からの引き出し」からなる。また、「国民経済計算」では独立項目となっている「海外直接投資に関する再投資収益」は、「県民経済計算」では、法人企業の分配所得に含む。

「配当」は資本参加権に関して生じた所得の受払としての株式・出資金配当であり、「準法人企業所得からの引き出し」は、海外部門との受払である海外支店収益、公的企業が政府に支払う公的準法人企業からの引出しの受払の合計である。「海外直接投資に関する再投資収益」は、海外子会社・関連会社の配当として分配しない収益(内部留保)のうち直接投資家の取り分(株式による資本参加の比率に対応する分)のことであり、実際には直接投資家には分配されないものであるが、国民経済計算の体系では直接投資家の取り分として取り扱う。

なお、保険契約者配当は「配当」扱いでなく、「その他の投資所得」に計上される(2-83)。

種類別の受取、支払の制度部門

		支払	受取
配当	配当	民間非金融法人企業 民間金融機関 公的非金融法人企業 公的金融機関	民間非金融法人企業 公的非金融法人企業 民間金融機関 公的金融機関 一般政府 家計 対家計民間非営利団体
準法人企業所得からの引き出し	公的準法人所得 引き出し	公的非金融法人企業 公的金融機関	一般政府
	海外支店収益	民間非金融法人企業 民間金融機関	民間非金融法人企業 民間金融機関
海外直接投資に関する再投資収益		民間非金融法人企業 民間金融機関	民間非金融法人企業 民間金融機関

(1) 法人企業の分配所得の支払

非金融法人企業

a. 民間企業

全国値 × 分割比率

分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。

民間非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比

県の当該営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による(2-53)。

b. 公的企業

財政収支調査の機関別決算額の積上げによる。

これによらない場合は、全国値の分割による。

全国値 × 分割比率

分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。

公的非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比

県の当該営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による(2-50)。

なお、営業余剰が負値の場合には、当該機関の従業者数(財政収支調査による)の自県分の対全国比による。

金融機関

a. 民間機関

全国値 × 分割比率

分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。

民間金融機関の営業余剰の自県分の対全国比

県の当該営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による(2-50)。

b. 公的機関

財政収支調査の機関別決算額の積上げによる。

これによらない場合は、全国値の分割による。

全国値 × 分割比率

分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。

公的金融機関の営業余剰の自県分の対全国比

県の当該営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による（2-50）。

なお、営業余剰が負値の場合には、当該機関の従業者数（財政収支調査による）の自県分の対全国比による。

(2) 法人企業の分配所得の受取

非金融法人企業

a. 民間企業

全国値 × 分割比率

分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。

民間非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比

県の当該営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による（2-53）。

b. 公的企業

財政収支調査の機関別決算額の積上げによる。

これによらない場合は、全国値の分割による。

全国値 × 分割比率

分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。

公的非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比

県の当該営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による（2-50）。

なお、営業余剰が負値の場合には、当該機関の従業者数（財政収支調査による）の自県分の対全国比による。

金融機関

a. 民間機関

全国値 × 分割比率

分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。

民間金融機関の営業余剰の自県分の対全国比

県の当該営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による（2-50）。

b . 公的機関

財政収支調査の機関別決算額の積上げによる。

これによらない場合は、全国値の分割による。

全国値 × 分割比率

分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。

公的金融機関の営業余剰の自県分の対全国比

県の当該営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による（2-50）。

なお、営業余剰が負値の場合には、当該機関の従業者数（財政収支調査による）の自県分の対全国比による。

一般政府

a . 国出先関係機関

財務省物納証券の配当収入、高齢者・障害・求職者雇用支援機構宿舍施設等収入、公務員宿舍貸付料収入等による。

b . 県、市町村関係

公営住宅貸付収入等による。

c . 社会保障基金

宿舍貸付料等による。

直接照会調査及びそれぞれの決算書により積上げ推計する。

家計

全国値 × 分割比率

分割比率：『国税庁統計年報』（国税庁HP）の「調査結果」の「2 直接税-申告所得税」の「3 所得種類別人員、所得金額」の「(3)都道府県別の人員、所得金額」より配当所得の自県分の対全国比を求める。

対家計民間非営利団体

全国値 × 分割比率

分割比率：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の当該従業者数の自県分の対全国比による（1-92）。

3. その他の投資所得

その他の投資所得は、(1)保険契約者に帰属する投資所得、(2)年金受給権に係る投資所得、(3)投資信託投資者に帰属する投資所得からなる。

(1) 保険契約者に帰属する投資所得

保険契約者に帰属する投資所得の支払

保険契約者に帰属する投資所得は、a. 生命保険の帰属収益、b. 非生命保険の帰属収益、c. 定型保証の帰属収益、d. 保険契約者配当からなる。これらの支払は、制度部門別所得支出勘定では金融機関のみに計上される。

a. 生命保険の帰属収益

帰属収益とは、保険契約者から受託された資産である保険技術準備金からの投資により得られる所得である。生命保険については財産運用純益の全額が保険帰属収益となる。

(a) 民間生命保険

生命保険帰属収益を家計の持分として帰属させるため、「保険契約者に帰属する投資所得」に計上する。

(b) 公的生命保険

全国値を分割して推計する。

b. 非生命保険の帰属収益

非生命保険帰属収益とは、財産運用純益のうち、非生命保険法人積立分である。

(a) 民間機関

本邦損害保険会社（漁船保険中央会を含む）及び外国損害保険会社

全国値 × 分割比率

分割比率：火災保険 + 自動車保険 + 自賠責保険の（保険料収入 - 支払保険金）

の自県分の対全国比による。

その他の非生命保険

機関ごとに積上げ又は全国値を分割して求める。

(b) 公的企業

機関別に積上げ推計するか、全国値を分割して推計する。

c. 定型保証の帰属収益

定型保証機関の運用資産の財産運用純益が保険帰属収益となる。

d. 保険契約者配当

保険契約者配当は、(a) 生命保険契約者配当、(b) 非生命保険契約者配当からなる。

(a) 生命保険契約者配当

生命保険機関別に、当該機関の資料よりとる。あるいは全国値を分割する。

(b) 非生命保険契約者配当

非生命保険機関別に、当該機関の資料よりとる。あるいは全国値を分割する。

保険契約者に帰属する投資所得の受取

a. 非金融法人企業

保険帰属収益には生命保険、非生命保険、定型保証からのものがあるが、民間非金融法人企業の受け取るものは非生命保険、定型保証のうちの以下の機関からの帰属収益のみである。

(民間非生命保険)

本邦損害保険会社(漁船保険中央会を含む)、外国損害保険会社、船主相互保険組合
各保険について支払額と同額を受取分として計上する。

(公的非生命保険)

貿易再保険特別会計について推計する。

(定型保証)

全国信用保証協会の定型保証についての保険契約者に帰属する投資所得支払額と同額を、

民間非金融法人企業と家計(個人企業)の割合で分割し、民間非金融法人企業分を計上する。

b. 金融機関

(民間非生命保険)

本邦損害保険会社の各保険について支払額と同額を受取分として計上する。

(公的非生命保険)

日本政策金融公庫(中小企業信用保険勘定)、農林漁業信用基金(農業信用保険業務、漁業信用保険業務)の各支払額(東京に計上)を各県に分割して計上する。

なお、公的金融機関には保険帰属収益の受取はないので、推計は行わない。

c. 一般政府

一般政府の保険帰属収益の受取は非生命保険の民間非生命保険のうち本邦損害保険会社のみである。支払額と同額を受取分として計上する。

d. 家計

保険帰属収益のうち、生命保険からの帰属収益の全額及び非生命保険のうち以下の機関からの帰属収益を計上する。

また3.(1) d. 保険契約者配当の支払の全額を計上する(2-84)

(a) 生命保険

生命保険の保険契約者に帰属する投資所得の支払の全額を計上する。

(b) 非生命保険

(民間非生命保険)

本邦損害保険会社(漁船中央会を含む)、外国損害保険会社、火災共済協同組合、農業共済組合、農業共済組合連合会、漁業共済組合、漁業共済組合連合会

非生命保険の保険契約者に帰属する投資所得の支払と同額を家計分として加算計上する。

(公的非生命保険)

地震再保険特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計(平成26年度まで)、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計、自動車安全特別会計、森林総合研究所(森林保

険業務勘定、平成27年度以降)、農業共済事業会計、交通災害共済事業会計の各支払額を各県に分割して計上する。

(定型保証)

全国信用保証協会、農林漁業信用基金(林業信用保証制度)、住宅ローン保証を提供する機関

全国信用保証協会については、当該機関の「定型保証の帰属収益」の支払額(2-84)と同額を、民間非金融法人企業と家計(個人企業)の割合で分割し、家計分を計上する。

住宅ローン保証を提供する機関については、当該機関の「定型保証の帰属収益」の支払額(2-85)と同額を計上する。

農林漁業信用基金(林業信用保証制度)については、支払は全額を東京都に計上しているが、受取は各都道府県に計上する。当該機関の「定型保証の帰属収益」の全国値を林業産出額の自県分の対全国比で分割し、計上する。

e. 対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体の保険帰属収益の受取は非生命保険の民間非生命保険のうち本邦損害保険会社のみである。支払額と同額を受取分として計上する。

(2) 年金受給権に係る投資所得

年金受給権に係る投資所得の支払

年金受給権に係る投資所得は、受給権を発生主義により記録する確定給付型制度での過去勤務増分²(「退職給付に関する会計基準」での利息費用)と、他の年金基金での財産運用純益、保険配当からなる。これら合算額を、全国値の分割で、次のように推計する。

年金受給権に係る投資所得の支払 = 全国値 × 分割比率 × 内民転換比率

分割比率：『厚生年金保険・国民年金事業年報』(厚生労働省)の厚生年金保険の保険料収納済み額の自県分の対全国比による。

なお、全額が年金基金(金融機関)からの家計への支払となり、同額が家計から年金基金に「家

² 過去勤務増分とは、当該期に、雇用者の年金受給が一期近づくことによる年金受給権の現在価値の増分(割引率の巻き戻し分)で、企業財務諸表の利息費用に相当する。

計の追加年金負担」として再投資される。

年金受給権に係る投資所得の受取

受取 = 上記 の支払(自県分)

全額が家計の受取になる。

(3) 投資信託投資者に帰属する投資所得

投資信託投資者に帰属する投資所得の支払

投資信託の内部留保を帰属収益（投資信託投資者に帰属する投資所得）として、金融機関が支払い、投資者（家計又は民間金融機関）に帰属するものとして扱う。推計は以下のとおり。

投資信託投資者に帰属する投資所得の支払

$$= \text{全国値} \times (\text{自県預金残高} / \text{全国預金残高})$$

預金残高：日本銀行の統計（都道府県別預金残高）による。

投資信託投資者に帰属する投資所得の受取

受取は家計又は民間金融機関になる。家計分と民間金融機関分の推計は投資信託受益証券残高の制度部門別割合をもって分割推計する。具体的には次のとおり。

$$\text{家計の受取} = \text{上記 の支払(自県分)} \times \text{家計分の割合}$$

家計分の割合：全国値

$$\text{民間金融機関の受取} = \text{上記 の支払(自県分)} - \text{上記推計の家計の受取}$$

4. 賃貸料

賃貸料は、土地賃貸料と著作権使用料が計上される。そのうち、土地賃貸料は総賃貸料から、土地の所有に伴う税（固定資産税の土地分、特別土地保有税の保有分、目的税のうち都市計画税の土地分、国有資産等所在市町村交付金の貸付資産の土地分（以下「土地税」という））や維持費等の経費を控除した純賃貸料を推計する。ここでいう土地は、農地、林地、工業用地、事務所・店舗の用地、住宅の敷地（持ち家を含む）など、産業活動の用に供されているものを指す。

また、著作権使用料は他の経済主体の所有する著作権の使用料を指す。

推計を必要とする制度部門

推計項目	制度部門	支払	受取
土地賃貸料	非金融法人企業	×	×
	金融機関		
	一般政府		
	対家計民間非営利団体		
	家計		
著作権使用料	非金融法人企業	×	
	家計（非企業部門）		

(1) 土地の純賃貸料

土地賃貸料は、純賃貸料つまり土地の所有から生じた純所得であって、土地の賃貸に関する総賃貸料から土地税や維持費等の経費を控除したものである。土地税は生産・輸入品に課される税であるため、財産所得には該当しない。維持費等についても財産所得には該当しないが、少額と考えられることと資料の制約から県民経済計算では推計しないこととする。

土地の賃貸料 = 制度部門別土地の総賃貸料 - 制度部門別土地税

以下、制度部門別に 土地の支払総賃貸料、 土地の受取総賃貸料、 土地税に分けて、推計する。

これによらない場合は、受払とも全国値を、下記、の総賃貸料の推計に用いる分割比率で分割する。

制度部門別土地の支払総賃貸料

a. 金融機関

(a) 民間企業

全国値 × 分割比率

分割比率：『固定資産の価格等の概要調書 - 土地 - 』（総務省）中の「納税義務者区分による土地に関する調査」より法人決定価格の自県分の対全国比を求める。

(b) 公的企業

支払が少額のため、県民経済計算では推計しないこととする。

b. 非金融法人企業

(a) 民間企業

全国値 × 分割比率

分割比率：『固定資産の価格等の概要調書 - 土地 - 』（総務省）中の「納税義務者区分による土地に関する調査」より法人決定価格の自県分の対全国比を求める。

(b) 公的企業

財政収支調査などによる。

c. 一般政府

(a) 国出先機関分

各省庁の土地借料、防衛省の提供施設等借料等を、財政収支調査により求める。

(b) 県、市町村分

『歳入歳出決算書』、『地方財政状況調査』（総務省）及び県主管課等資料による。

(c) 社会保障基金

各決算書、事業報告書等による。

d. 家計（個人企業）

家計の土地賃貸料は全額個人企業の支払とし、農林水産業分、非農林水産業分、持ち家分に分けて推計する。

農業は借入耕地の面積、農業以外は敷地が借地になっている店舗・その他の併用住宅、同専用住宅の戸数から推計する。

(a) 農林水産業分

農業分だけを田畑賃貸料として推計し、林業、水産業の借地は推計しない。

$$\begin{aligned} \text{田畑賃貸料} = & (\text{田の10アール当たり賃貸料} \times \text{田の県別借入耕地面積}) \\ & + (\text{畑の10アール当たり賃貸料} \times \text{畑の県別借入耕地面積}) \end{aligned}$$

10アール当たり賃貸料：『田畑価格及び賃貸料調』（日本不動産研究所）による。

借入耕地面積：『世界農林業センサス』（農林水産省）、『農林業センサス』における「借入耕地面積」の借入耕地の「田」、及び「畑（樹園地を除く）」と「樹園地」の合計の面積にする。

(b) 非農林水産業分

持ち家の店舗・その他の併用住宅にかかわる土地賃貸料をとる。

$$\begin{aligned} \text{土地賃貸料} = & \text{持ち家のうち、店舗その他併用住宅で敷地が借地の戸数} \\ & \times \text{1世帯当たり地代} \times \text{修正倍率} \end{aligned}$$

持ち家のうち、店舗その他併用住宅で敷地が借地の戸数：

『住宅・土地統計調査』（総務省）の「住宅の種類、建築の時期、敷地の所有の関係、取得時期別1戸建・長屋建の持ち家数」より、店舗その他の併用住宅の借地戸数 = 1戸建・長屋建の持ち家総数の借地戸数 - 専用住宅の借地戸数による。

一世帯当たり地代：『家計調査』（総務省）〈家計収支編（二人以上の世帯）〉による。

修正倍率：『家計調査』による全世帯での1世帯当たり地代を『全国消費実態調査』（総務省）を用いて、地代支払のある世帯での1世帯当たり地代に修正する。

$$\begin{aligned} \text{修正倍率} = & \text{『全国消費実態調査』（9.10.11月）の地代支払のある世帯の1ヶ月} \\ & \text{平均値} / \text{『家計調査』（9.10.11月）の二人以上全世帯1世帯当たり} \end{aligned}$$

1ヶ月平均値

『全国消費実態調査』：品目編の全国二人以上全世界帯による。

(c) 持ち家分

県専用住宅（持ち家）にかかわる土地賃貸料をとる。

土地賃貸料 = 持ち家のうち、専用住宅で敷地が借地の戸数 × 1世帯当たり地代
× 修正倍率

持ち家のうち、専用住宅で敷地が借地の戸数：

『住宅・土地統計調査』（総務省）の「住宅の種類、建築の時期、敷地の所有
の関係、取得時期別1戸建・長屋建の持ち家数」より、専用住宅の借地戸数
をとる。

一世帯当たり地代、修正倍率：非農林水産業推計に用いる計数を代用する。

e. 対家計民間非営利団体

全国値 × 分割比率

分割比率：『経済センサス - 基礎調査』（総務省）より対家計民間非営利団体の従
業者数の自県分の対全国比を求める（1-92）。

制度部門別土地の受取総賃貸料

a. 金融機関

金融機関には受取賃貸料はないものとして推計しない。

b. 非金融法人企業

(a) 民間企業

全国値 × 分割比率

分割比率：『固定資産の価格等の概要調書 - 土地 -』（総務省）の中の「納税義務
者区分による土地に関する調査」による法人決定価格の自県分の対全
国比による。

(b) 公的企業

財政収支調査などによる。

c. 一般政府

(a) 国出先機関分

土地水面貸付料、飛行場及び航空保安施設使用料収入を財政収支調査により求める。

(b) 県、市町村分

決算付属書の「財産運用収入」の細項目による土地、建物貸付料によるか、あるいは県主管課資料より土地貸付料をとる。

(c) 社会保障基金

各決算書、事業報告書等による。

d. 家計

家計の支払総賃貸料に、全国の受取・支払総賃貸料の比率を乗じて推計する。

e. 対家計民間非営利団体

全国値 × 分割比率

分割比率：『経済センサス - 基礎調査』（総務省）より対家計民間非営利団体の従業者数の自県分の対全国比を求める（1-92）。

制度部門別土地税

固定資産税（土地分）、特別土地保有税（保有分）、都市計画税（土地分）、国有資産等所在市町村交付金（土地分）の借地分とする。

なお、土地税の受取、支払の総額は、資料の制約により同額とみなす。

a. 土地税総額

国有資産等所在市町村交付金（土地分）については、県主管課等に直接照会することとし、その他の税については、土地税 × 借地割合による。

土地税：『地方財政統計年報』（総務省）による。

借地割合：『住宅・土地統計調査』（総務省）より（1戸建・長屋建持ち家のうち敷地が借地の戸数 / 1戸建・長屋建持ち家の戸数）を求める。

b. 制度部門別分類

(a) 受取

一般政府は国有資産等所在市町村交付金分をとる。残額は、非金融法人企業（民間）家計、対家計民間非営利団体の受取総土地賃貸料の比率で分割する。

なお、非金融法人企業（公的）、金融機関については推計しない。

(b) 支払

一般政府は国有資産等所在市町交付金分（受取と同額）をとる。残額は、非金融法人企業（民間）、金融機関（民間）、一般政府、対家計民間非営利団体、家計の支払総土地賃貸料の比率で分割する。

なお、非金融法人企業（公的）、金融機関（公的）については推計しない。

(2) 著作権使用料

全国の推計の分割による。

支払

著作権使用料の支払は生産活動と密接な関係があると考えられているので、支払総額は、 $\text{全国値} \times \text{総生産の自県分の対全国比}$ による。

a. 非金融法人企業の支払

(a) 民間企業

非金融法人企業の支払

(b) 公的企業

公的企業の支払は、少額であることから推計しない。

受取

受取総額は

$\text{全国値} \times \text{分割比率}$

分割比率：『経済センサス 基礎調査』の中分類「38 放送業」、「39 情報サービス業」、「40 インターネット付随サービス業」、「41 映像・音声・文字情報制作業」（なお、い

ずれも小分類の「380、390、400、410の管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く)及び小分類「726デザイン業」、「727著述・芸術家業」の従業者数の自県分の対全国比による。

a . 非金融法人企業の受取

(a) 民間企業

受取総額 - 家計の受取分

(b) 公的企業

公的企業の受取は、少額であることから推計しない。

b . 家計の受取

自県分の受取総額 × {全国の家計受取総額 / (全国の家計受取総額 + 全国の民間非金融法人企業受取総額)}による。

第5節 経常移転

1. 所得・富等に課される経常税

a. 範囲

所得・富等に課される経常税は、所得に課される税及びその他の経常税からなり、所得に課される税は労働の提供や財産の貸与、資本利得等の様々な源泉からの所得

[所得・富等に課される経常税一覧表]

税目		非金融	金融	家計	備考
〔所得に課される税〕					
所得税	国 税				
申告所得税		-	-		
源泉所得税					
・ 利子所得					
・ 配当所得					
・ 上場株式等の譲渡所得等					
・ 給与所得		-	-		
・ 退職所得		-	-		
・ 報酬・料金等所得		-	-		
・ 非居住者等所得		-	-	-	政府の受取
法人税	国 税			-	
法人特別税	国 税			-	
地方法人税	国 税			-	
道府県民税（所得割）	道府県税	-	-		
市町村民税（所得割）	市町村税	-	-		
道府県民税（配当割）	道府県税	-	-		
道府県民税（株式等譲渡所得割）	道府県税	-	-		
道府県民税（法人税割）	道府県税			-	
市町村民税（法人税割）	市町村税			-	
道府県民税（利子割）	道府県税				H28.1.1 から法人は廃止になり、家計のみ
日本銀行納付金		-		-	
〔その他の経常税〕					
地方法人特別税	国 税			-	
事業税（個人）	道府県税	-	-		
事業税（法人）	道府県税			-	
自動車重量税の 1/2	国 税	-	-		
自動車税の 1/2	道府県税	-	-		
自動車取得税の 1/2	道府県税	-	-		
軽自動車税の 1/2	市町村税	-	-		
狩猟税	道府県税	-	-		
道府県民税（均等割、個人）	道府県税	-	-		
市町村民税（均等割、個人）	市町村税	-	-		
道府県民税（均等割、法人）	道府県税			-	
市町村民税（均等割、法人）	市町村税			-	
法定外目的税（注2）					県で判断

（注1）非金融、金融、家計は支払制度部門であり、「」は全額を計上、「」は分割して計上、「-」は未計上とする。

（注2）法定外目的税のうち「所得・富等に課される経常税」に該当するものがあれば、各県で判断して計上する。

に対して公的機関によって定期的に課せられる租税(所得税、法人税、都道府県民税〔所得割、法人税割〕等)であり、その他の経常税は、事業税、自動車重量税、自動車税、都道府県民税(均等割)等である。また、一般的には税として扱われていないが、日本銀行納付金もに含まれる。

b. 推計方法

『国税庁統計年報』(国税庁)、『地方財政統計年報』(総務省)、決算書及び全国の計数等を用いて上記〔所得・富等に課される経常税一覧表〕にそって推計する。原則として、支払は県居住者である非金融法人企業、金融機関、家計の各々に計上し、受取は県内徴収税額を一般政府に計上する。

(1) 支払(非金融法人企業、金融機関、家計)

所得に課される税、その他の経常税別に推計する。

所得に課される税

所得税、法人税、住民税、日本銀行納付金別に推計する。

所得税

ア．源泉所得税

A．利子所得、B．配当所得、C．上場株式等の譲渡所得等、D．給与所得、E．退職所得、F．報酬・料金等所得別に推計する。

A．利子所得

全国徴収税額×分割比率

分割比率：財産所得より家計の受取利子(FISIM調整前)の自県分の対全国比を求める。

なお、全国の比率を準用して、非金融法人企業、金融機関、家計に分割する。

B．配当所得

県徴収税額を計上する。配当の県民ベースによる把握は資料的に困難であり、源泉徴収義務者の大部分が企業部門であると考えられるため、県内＝県民とみなす。

なお、全国の比率を準用して、非金融法人企業、金融機関、家計に分割する。

C . 上場株式等の譲渡所得等

県徴収税額を計上する。

なお、「B . 配当所得」の比率を準用して、非金融法人企業、金融機関、家計に分割する。

D . 給与所得

県徴収税額 × 内民転換比率

内民転換比率：県民雇用者報酬 / 県内雇用者報酬

家計に計上する。

E . 退職所得

県徴収税額 × 内民転換比率

内民転換比率：県民雇用者報酬 / 県内雇用者報酬

家計に計上する。

F . 報酬料金等所得

県徴収税額 × 内民転換比率

内民転換比率：県民雇用者報酬 / 県内雇用者報酬

家計に計上する。

イ . 申告所得税

個人企業が大部分と考えられるため、県徴収税額を家計に計上する。

ウ . 所得税還付金

ア．及びイ．で推計したそれぞれの所得税から還付金を控除する。

A．源泉所得税の還付金

a．源泉所得税の還付金額

源泉所得税の還付金額 = 全国還付金額 × 分割比率 × 内民転換比率

全国還付金額：『国税庁統計年報』より、源泉所得税の還付金をとる。

分割比率：『国税庁統計年報』より、源泉所得税の収納済額の自県分の対全国比を求める。

内民転換比率：県民雇用者報酬 / 県内雇用者報酬

b．制度部門への分割

a．で得た県別の「源泉所得税の還付金」を、ア．で得た県別の源泉所得税の制度部門別支払額の構成比で各制度部門別還付金額を推計する。

B．申告所得税の還付金

申告所得税の還付金額 = 全国還付金額 × 分割比率

全国還付金額：『国税庁統計年報』より、申告所得税の還付金をとる。

分割比率：『国税庁統計年報』より、申告所得税の収納済額の自県分の対全国比を求める。全額を家計に計上する。

法人税（法人税、法人特別税、地方法人税）

全国値 × 分割比率

分割比率：『地方財政統計年報』（総務省）より「法人事業税の収入額」の自県分の対全国比とする。

なお、非金融法人企業、金融機関の分割は、県税務課資料より「法人事業税の業種別調定額」の金融保険業、その他の業種の構成比を用いる。

住民税

ア．所得割

道府県民税（所得割）、市町村民税（所得割）の県徴収税額をとり、家計に計上する。

イ．配当割及び株式等譲渡所得割

道府県民税（配当割）、道府県民税（株式等譲渡所得割）の県徴収税額をとり、家計に計上する。

ウ．法人税割

道府県民税（法人税割）、市町村民税（法人税割）の県徴収税額をとる。

なお、非金融法人企業、金融機関の分割は、県税務課資料より金融保険業、その他の業種の構成比を用いる。

エ．利子割

道府県民税（利子割）の県徴収税額をとり、「源泉所得税、利子所得等」の比率を準用して、各制度部門に分割する。平成28年1月1日から法人は廃止になり、以降は家計のみに計上する。

日本銀行納付金

日本銀行の納付金は、日本銀行の市中金融機関との取引サービス（生産活動）の中で発生した剰余金の一部が納付されることから、日本銀行の支店のある県のみ

に計上する。

その他の経常税

事業税、自動車関係税、狩猟税、住民税、その他別に推計する。

事業税（法人事業税、個人事業税、地方法人特別税）

法人事業税、個人事業税は、それぞれの県徴収額をとる。

地方法人特別税は次式により推計する。

地方法人特別税 = 全国値 × 分割比率

分割比率：『地方財政統計年報』（総務省）より「法人事業税の収入額」の自県分の対全国比とする。

法人事業税及び地方法人特別税の非金融法人企業、金融機関の分割は、県税務課資料より「法人事業税の業種別調定額」の金融保険業、その他の業種の構成比を用いる。

個人事業税は県徴収額を家計に計上する。

自動車関係税（自動車重量税の1/2、自動車税の1/2、自動車取得税の1/2、軽自動車税の1/2）

県徴収税額をとり、家計に計上する。

なお、自動車関係税は、事業者と家計の両者が負担しているため、家計の負担を便宜的にその半分とし、税額の1/2をその他の経常税としている。残りの事業者の負担分（1/2）は生産・輸入品に課される税扱いであり、経常移転ではない。

狩猟税

県徴収税額をとり、家計に計上する。

住民税

A．個人分

道府県民税（均等割・個人）、市町村民税（均等割・個人）の県徴収税額をとり、家計に計上する。

B．法人分

道府県民税（均等割・法人）、市町村民税（均等割・法人）の県徴収税額をとる。

なお、非金融法人企業、金融機関の分割は、県税務課資料より金融保険業、その他の業種の構成比を用いる。

その他

法定外目的税又は法定外普通税のうち、「所得・富等に課される経常税」に該当するものがあれば、各県で判断して計上する。

(2)受取（一般政府）

受取は、所得に課される税及びその他の経常税の県内徴収税額を一般政府に計上する。

2. 社会負担及び3. 現物社会移転以外の社会給付

【推計の概要】

社会負担及び現物社会移転以外の社会給付は、次表の区分によって推計を行う。

表 推計区分

社会負担 (本文の項番号)		現物社会移転以外の社会給付 (本文の項番号)	
現実社会負担	社会保障基金に係る現実社会負担 (一般政府の受取分)	2 - A	現金による社会保障給付 3 - A
	その他の社会保険制度に係る現実社会負担 (年金基金(金融機関)の受取分)	2 - B	その他の社会保険年金給付 3 - B
帰属社会負担	雇主の帰属年金負担	2 - C (1)	
	雇主の帰属非年金負担	2 - C (2)	
家計の追加社会負担		2 - D	社会扶助給付 3 - D
年金制度の手数料(控除項目)		2 - E	

社会負担についての推計の概要

「社会負担」は、現実社会負担、帰属社会負担、家計の追加社会負担、年金制度の手数料(控除項目)から成る。

現実社会負担は、現実年金負担と現実非年金負担に区分されるが、推計に当たっては、便宜上、この区分ではなく、「社会保障基金に係る現実社会負担」と「その他の社会保険制度に係る現実社会負担」に分けて行う。前者は社会保障制度に基づく社会保障基金(一般政府)への負担であり、後者は年金基金(金融機関)への負担である。

2 - A : 社会保障基金に係る現実社会負担(一般政府の受取分)

社会保障給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う社会負担のうち、法律等により強制的に支払われるものであり、社会保障基金(一般政府)への支払を指す。

雇主の現実社会負担、家計の現実社会負担からなり、雇主から社会保障基金に直接支払われる分については、まずこの分を雇用者報酬とみなし、つぎに家計が社会保障基金に対して支払うものとする。家計の現実社会負担は、雇用者がその雇用者報酬の中から社会保

障基金に対して支払うものである。

社会保障基金に対する負担額であることから、社会保障基金に格付けられる各制度の決算書・事業報告書を使用して推計することとなる。

(内民転換について)

社会保障基金に対する負担額の支払は、家計であり、県民の居住地(以下、民ベース)で計上し、受取は一般政府であり、勤務地の社会保障基金が受取となり、勤務地(以下、内ベース)で計上する。(下記の「社会保障基金に係る現実社会負担の移転図」(2-106参照))

社会負担額データの地域別が居住地ベースか、社会保障基金の事業所ベースかに応じ、内・民ベースの転換を行う。内・民ベースの転換に用いる内民(民内)転換比率は次式による。

内民(民内)転換比率 = 民(内)ベースの賃金・俸給 / 内(民)ベースの賃金・俸給

2 - B : その他の社会保険制度に係る現実社会負担(年金基金(金融機関)の受取分)

社会保険制度に対して行う社会負担のうち、年金基金(金融機関)への雇主及び雇用者が自発的に行う負担を含み、雇主の現実社会負担、家計の現実社会負担からなる。雇主から年金基金(金融機関)に直接支払われる分(受給権を発生主義により記録する退職一時金の実際の支給額を含む)については、まずこの分を雇用者報酬とみなし、つぎに家計が年金基金(金融機関)に対して支払ったものとする。家計の現実社会負担は、雇用者がその雇用者報酬の中から年金基金(金融機関)に対して支払うものである。

国民経済計算では各年金基金別に財務諸表等の報告書から推計しているが、県民経済計算では地域データの制約から全国値の県別分割を基本として推計する。

その他の社会保険制度に係る現実社会負担については、支払の家計、受取の金融機関ともに、県民の居住地ベースで計上する。

2 - C : 帰属社会負担

帰属社会負担は、雇主による負担のみであり、「雇員の帰属年金負担」と「雇員の帰属非年金負担」からなる。

(1) 雇主の帰属年金負担

雇主の帰属年金負担は、受給権を発生主義で記録する確定給付型制度（企業年金及び退職一時金）について、対象期間における受給権の増分（企業の財務諸表における勤務費用相当分）と制度の運用に係る費用（年金制度の手数料）の合計のうち、確定給付制度に係る雇主の現実社会負担（実際の支払額）では賄われない部分である。

国民経済計算では財務諸表等から推計するが、県民経済計算では地域データの制約から全国値の県別分割を基本として推計する。

(2) 雇主の帰属非年金負担

雇主が特別の準備を創設することなく無基金で行う社会保険制度に係る雇主の負担分であり、発生主義により受給権を記録しない公務員等の退職一時金の負担や、公務員に対する公務災害補償、労災保険適用前の法定補償、損害保険会社による労働者災害補償責任保険、労災保険への上積み給付など社会保障基金以外のものへの雇主の負担、財形貯蓄制度に対する奨励金・給付金、団体生命保険等の保険料などの雇主の負担分である。

国民経済計算では各会計決算書等からの推計であるが、県民経済計算では地域データの制約から全国値の県別分割を基本として推計する。

2 - D : 家計の追加社会負担

年金基金（金融機関）の支払、家計の受取として計上した「年金受給権に係る投資所得」と同額を、「家計の追加社会負担」として家計の支払、年金基金（金融機関）の受取に計上する。

年金受給権に係る投資所得 = 家計の追加社会負担
である。

2 - E : 年金制度の手数料（控除項目）

年金制度の手数料は、年金基金の運営に係る費用であり、各年金基金の産出額でもある。

現実社会負担（雇主の現実社会負担、家計の現実社会負担）、雇主の帰属社会負担、家計の追加社会負担の合計から、確定給付型及び確定拠出型の年金基金の「年金制度の

手数料」(運営費用)を控除して、「純社会負担」が求められる。

現物社会移転以外の社会給付についての推計の概要

「現物社会移転以外の社会給付」は、現金による社会保障給付、その他の社会保険年金給付、その他の社会保険非年金給付、社会扶助給付から成る。

3 - A : 現金による社会保障給付

「現金による社会保障給付」は、社会保障基金(一般政府)が家計に対して支払う社会給付のうち、現金による形で支払われる社会保険給付であり、現物社会保障給付を除くすべての社会保障給付からなる。具体的には、主なものに老齢年金(国民年金、厚生年金等)、雇用保険に基づく給付金(失業給付)、児童手当等が該当する。

現金による社会保障給付については、受取の家計は居住地の民ベース、支払の一般政府は社会保障基金に係る現実社会負担に合わせて勤務地の内ベースで計上する(下記の「社会給付の移転図」(2-106)参照)。

3 - B : その他の社会保険年金給付

年金基金(金融機関)から支払われる給付額及び受給権を発生主義により記録する退職一時金の支給額からなる。国民経済計算では各基金別に財務諸表等から給付額を推計するが、県民経済計算では地域データの制約から全国値の県別分割を基本として推計する。

その他の社会保険年金給付は、受取の家計、支払の金融機関ともに、県民の居住地ベースで計上する。

3 - C : その他の社会保険非年金給付

受給権を発生主義により記録しない退職一時金等の無基金による給付額である。雇主の帰属社会負担のうち「雇主の帰属非年金負担」と同額を給付額とする。

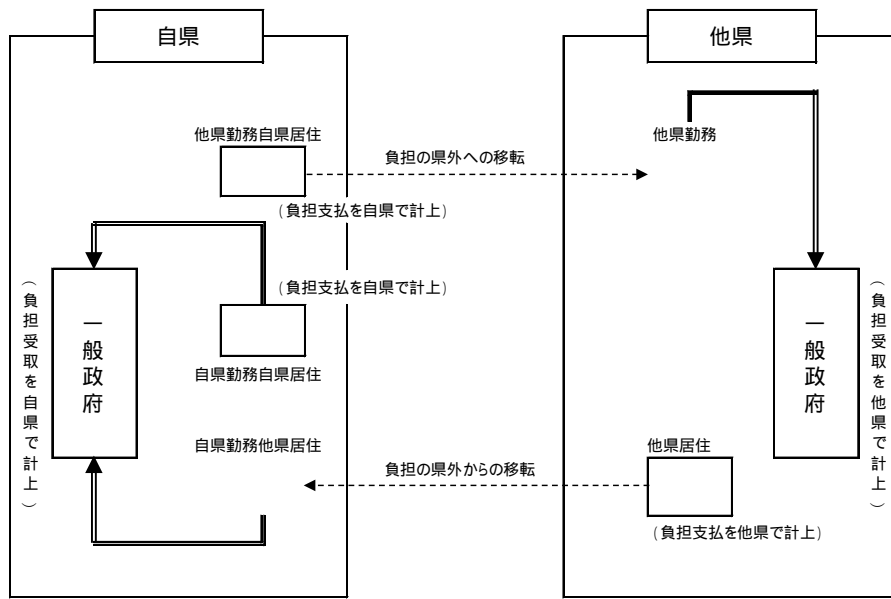
3 - D : 社会扶助給付

「社会扶助給付」は社会保障制度のもとで支払われるものではなく、一般政府又は対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転を指す。受取を家計、支払を一

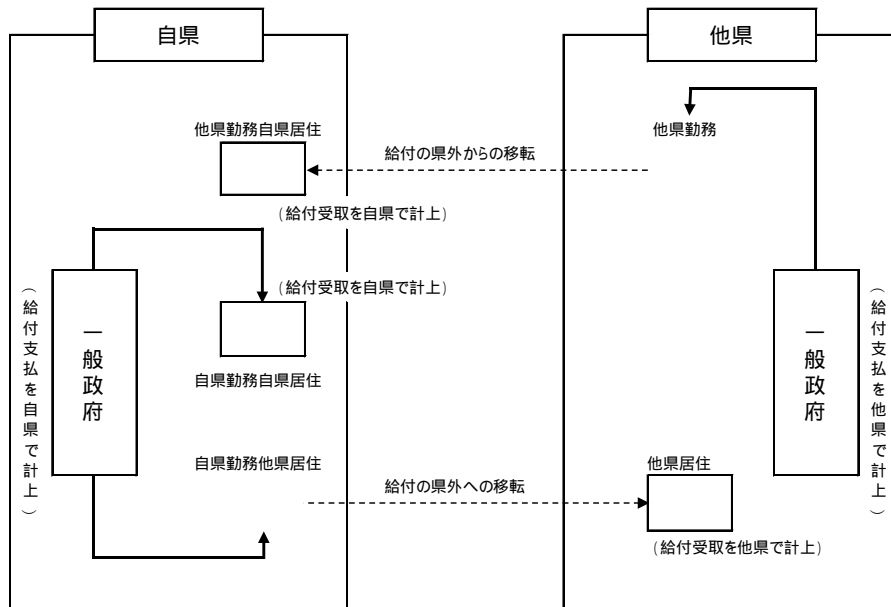
般政府、対家計民間非営利団体に計上する。

一般政府分には生活保護費、恩給等が含まれ、対家計民間非営利団体分には無償の奨学金等が含まれる。なお、社会扶助給付は「現物社会移転以外の社会給付」の内訳項目であるが、基礎資料の制約上、一部に現金分と現物分を区分することが困難であるため、現物給付も含む。平成17年基準以前は、社会扶助給付に含めていた公費負担医療給付分については、平成23年基準では現物社会移転に含めている。

〔社会保障基金に係る現実社会負担の移転図〕



〔社会給付の移転図〕



(凡例)

- ： 自県に居住し、他県に勤務している家計
- ： 自県に居住し、自県に勤務している家計
- ： 他県に居住し、自県に勤務している家計

———：現実社会負担 ———：社会給付 - - - - -：県外への(からの)移転

【推計方法】

2 - A . 社会保障基金に係る現実社会負担

(1)特別会計、(2)国民健康保険、(3)後期高齢者医療、(4)共済組合、(5)組管掌健康保険、(6)全国健康保険協会、(7)児童手当及び子ども手当、(8)社会保障基金、(9)介護保険別に、社会保障負担を推計する。

(1)特別会計

年金（児童手当及び子ども手当を除く）

a . 健康保険

『事業年報（全国健康保険協会管掌健康保険）』（全国健康保険協会、旧社会保険庁）より負担を求める。

b . 厚生年金

『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）より負担を求める。

c . 国民年金

『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）より負担を求める。

労働保険

a . 労災保険

『労働者災害補償保険事業年報』（厚生労働省）より負担を求める。

b . 雇用保険

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

船員保険（平成21年12月まで）

『事業年報』（旧社会保険庁）より負担を求める。

(2) 国民健康保険

『国民健康保険事業年報』(厚生労働省)より負担を求める。

(3) 後期高齢者医療(制度施行の平成20年4月より計上)

『後期高齢者医療事業状況報告(年報:確報)』(厚生労働省)より負担を求める。

(4) 共済組合

国家公務員共済組合

全国値を分割して求める。

地方公務員共済組合(警察共済組合、公立学校共済組合を含む)

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

旧公共企業体職員共済組合

旧公共企業体職員共済組合(日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、NTT共済組合)は、平成9年4月に厚生年金に移行したことにより負担は発生しない。

その他

a. 日本私立学校振興・共済事業団

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

b. 地方議会議員共済会(平成23年6月1日をもって廃止、以降なし)

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

c. 農林漁業団体職員共済組合

平成14年4月に厚生年金に移行したため、雇主負担(特別業務負担金)分のみを計上する。

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

d. 日本製鐵八幡共済組合

負担は発生しない。

(5) 組合管掌健康保険

全国値を分割して求める。

(6) 全国健康保険協会

上記(1)の健康保険の任意継続被保険者分の負担を、全国健康保険協会創立の平成20年10月以降について計上する。なお、平成22年1月以降については船員保険の全国健康保険協会による運営への移行により船員保険の任意継続被保険者分を含む。

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

(7) 児童手当及び子ども手当

『児童手当事業年報』(内閣府)(平成22~23年度:『子ども手当事業年報』(厚生労働省))より民間分と公務員分とに分けて求める。

(8) 社会保障基金

農業者年金基金(旧年金勘定)

(平成14年1月1日から任意加入となり、年金基金(金融機関)である。)

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

災害補償基金

a. 地方公務員災害補償基金

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

b. 消防団員等公務災害補償等共済基金

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

(9)介護保険

1号被保険者の分（65歳以上、市町村が直接徴収）は、『介護保険事業状況報告』（厚生労働省）の都道府県別保険料収納額より求める。

2号被保険者の分（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）は、それぞれの医療保険より介護掛金を県主管課への直接照会により求める。

3 - A . 現金による社会保障給付

現金による社会保障給付は、年金給付のほかに医療保険、介護保険からの現金給付も対象として計上する。

(1) 特別会計

年金（児童手当及び子ども手当を除く）

a . 健康保険（平成20年9月まで）

『事業年報』（旧社会保険庁）より給付を求める。給付の支払は内ベースで、受取は民ベースで計上する。

なお、全国健康保険協会が発足するまでの平成20年9月分までを計上し、以降は計上しない。

b . 厚生年金

全国値を、『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省、旧社会保険庁）の年金決定済み額で分割して求める。

国民年金

全国値を、『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省、旧社会保険庁）の年金決定済み額で分割して求める。

労働保険

a . 労災保険

『労働者災害補償保険事業年報』（厚生労働省）より給付を求める。

b . 雇用保険

直接照会又は『雇用保険事業年報』（厚生労働省）より給付を求める。

船員保険（平成21年12月まで）

『事業年報』（全国健康保険協会、旧社会保険庁）より給付を求める。疾病給付、年金

給付及び失業給付分がとれない場合は、給付額を全国値の割合で分割する。

船員保険制度の改正により、平成22年1月以降は、給付は発生しない。

(2) 国民健康保険

『国民健康保険事業年報』(厚生労働省)より給付を求める。

(3) 後期高齢者医療

後期高齢者医療には「現金による社会保障給付」はない。

(4) 共済組合

共済組合については長期経理分と短期経理分(うち現金給付)に分けて推計する。長期経理分及び短期経理分(うちの現金給付)の割合は、いずれも全国値の比率を準用する。

国家公務員共済組合

全国値を分割して求める。

地方公務員共済組合(警察共済組合、公立学校共済組合を含む)

直接照会による。これによらない場合は全国値を分割して求める。

旧公共企業体職員共済組合

(日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、NTT共済組合)

3共済組合の合算給付額について、全国値を分割して求める。

その他

a. 日本私立学校振興・共済事業団

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

b. 地方議会議員共済会

(平成23年6月1日をもって廃止、以降については既受給者のみの給付)

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

c. 農林漁業団体職員共済組合

(平成14年4月に厚生年金に統合され、平成14年度以降は特例年金(職域加算の上積み分)のみとなる。)

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

d. 日本製鐵八幡共済組合

全国値を分割して求める。

(5) 組合管掌健康保険

全国値を分割して求める。

(6) 全国健康保険協会(平成20年10月以降)

『事業年報(全国健康保険協会管掌健康保険)』(全国健康保険協会)及び『船員保険事業年報』(全国健康保険協会)より給付を求める。給付の支払は内ベースで、受取は民ベースで計上する。

なお、全国健康保険協会が発足した平成20年10月分以降について計上する。さらに平成22年1月以降については船員保険の全国健康保険協会への運営移行に伴って、船員保険についても合算する。

また任意継続分を含む全額を計上する。

(7) 児童手当及び子ども手当

『児童手当事業年報』(内閣府)(平成22~23年度は『子ども手当事業年報』(厚生労働省))より民間分と公務員分とに分けて求める。

(8) 社会保障基金

農業者年金基金(旧制度)

(平成14年1月1日から任意加入で年金基金(金融機関)であり、旧制度では特例

年金の給付のみ)

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

災害補償基金

a . 地方公務員災害補償基金

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

b . 消防団員等公務災害補償等共済基金

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

(9)介護保険

『介護保険事業状況報告年報』により給付を求める。

2 - B . その他の社会保険制度に係る現実社会負担、及び3 - B . その他の社会保険
年金給付

(1) 確定給付型制度 (確定給付型企业年金、退職一時金 (民間等))

確定給付型企业年金

全国値を分割して求める。

退職一時金 (民間等)

受給権を発生主義で記録する退職一時金(民間等)の雇主による実際の支給額であり、同額の給付額を「その他の社会保険年金給付」として扱う。推計は、全国値を退職所得の源泉徴収税額の自県分の対全国比で分割推計する。

(2) 確定拠出型年金

勤労者退職金共済機構

当該機構の公表資料を用いる。

中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定

全国値を分割して求める。

国民年金基金・同連合会

全国値を分割して求める。

農業者年金基金

直接照会による。これによらない場合は全国値を分割して求める。

国家公務員共済組合 (退職等年金経理) (平成 27 年 10 月以降)

全国値を分割して求める。

地方公務員共済組合 (警察共済組合、公立学校共済組合を含む) (退職等年金給付調整
経理) (平成 27 年 10 月以降)

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

日本私立学校振興・共済事業団（退職等年金給付勘定）（平成27年10月以降）

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

確定拠出年金（企業型）

全国値を分割して求める。

確定拠出年金（個人型）

全国値を分割して求める。

「国家公務員共済組合（退職等年金経理）」、「地方公務員共済組合（警察共済組合、公立学校共済組合を含む）（退職等年金給付調整経理）」、「日本私立学校振興・共済事業団（退職等年金給付勘定）」及び「確定拠出年金（企業型）（個人型）」については、生産系列での保険業の年金基金の産出額を推計していないが、分配系列では現実社会負担を推計対象とし、結果として雇用者報酬に加算される。現実社会負担のみが推計対象であり、その他の財産所得等は推計対象としない。なお、「確定拠出年金（個人型）」は家計の現実社会負担である。

2 - C . 帰属社会負担、及び3 - C . その他の社会保険非年金給付

(1) 雇主の帰属年金負担

雇主の帰属年金負担は、次式によって推計する。

(支払) 現在勤務増分(年金制度の手数料を含む) - 確定給付型年金に係わる雇主の現実年金負担

現在勤務増分(年金制度の手数料を含む)

= 全国値 × 分割比率 × 内民転換比率

全 国 値 : 「雇主の帰属年金負担(勤務費用 + DB企業年金産出額)をとる。

分 割 比 率 : 『厚生年金保険・国民年金事業年報』(厚生労働省)の厚生年金保険の保険料収納済み額の自県分の対全国比による。

確定給付型年金に係わる雇主の現実年金負担 : 第5節2 - B(1)の確定給付型企業年金の負担額のうち「雇主負担分」に、退職一時金(民間等)の負担額を加算した額である(2-115)。

(受取) 受取 = 支払

(2) 雇主の帰属非年金負担及びその他の社会保険非年金給付

退職一時金(政府等)

政府及び政府関係機関³の退職一時金支給に要した雇主の費用である。

全国の出先機関については直接照会により、県・市町村については歳入歳出決算書による。

公務災害補償費

公務災害に対し各機関が国家公務員に直接支払う給付額であり、民間雇用者に対する労災保険給付に相当するものである。公務員に対する給付額を社会保険料の雇主負担に相当するものとみて雇用者報酬に加算する。

³ 政府及び政府関係機関以外に、公的企業並びに非営利団体のうち、退職給付会計基準を適用していない公的企業・団体の退職一時金も含めるべきであるが、データが得られないことから、県民経済計算では推計対象外とする。

なお、地方公務員には公的基金（地方公務災害補償基金）があり、雇主の現実社会負担に含めるため、ここでは除かれる。

国の出先機関及び県・市町村の歳入歳出決算書から以下の項目を計上する。

ア．国家公務員

- a．公務災害補償費
- b．特別弔慰金
- c．弔慰金

イ．地方公務員

- a．『地方財政統計年報』（総務省）の人件費のうち災害補償の地方公務員災害補償基金負担金以外

その他

上記以外の雇用者福祉のための雇主負担であり、次のものが対象となる。

労働者災害の法定補償、労働者災害補償責任保険、労災保険への上積給付のための賠償責任保険、労働災害に対する損害保険によらない補償（見舞金）、健康保険外の人間ドック、健康診断など疾病の予防等の医療保険のための費用負担額、交通傷害保険など雇用者を被保険者とする損害保険への負担、雇用者を被保険者とする団体生命保険などへの負担のうち他で推計されていないもの、勤労者財産形成貯蓄制度に対する奨励金・給付金が含まれる。

推計方法は、以下のとおり。

現金給与 × (国の推計における現金給与に対する“その他”の「雇主の帰属非年金負担」の比率)

現金給与：「農林水産業」＋「公務以外の産業」

〔制度部門別推計方法〕

雇主の帰属非年金負担、その他の社会保険非年金給付の制度部門別推計は、次のとおり。

制度部門別分割

- a．雇主の帰属非年金負担

受取（非金融法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体）

支払（家計）

b. その他の社会保険非年金給付

受取（家計）

支払（非金融法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体）

受取、支払

給付、負担の受取、支払とも以下による。いずれも民ベースで計上する。

a. 家計

退職一時金（政府等）、公務災害補償費、その他の全額を計上する。

b. 一般政府

退職一時金（政府等）、公務災害補償費、その他の額のうち一般政府に格付される額。

c. 非金融法人企業、金融機関及び対家計民間非営利団体の分割

その他の額を、『経済センサス-基礎調査』（総務省）による従業者数の割合で、非金融法人企業、金融機関、対家計民間非営利団体（生産系列第2章第1節18.を参照）に分割する。

2-D . 家計の追加社会負担

年金受給権に係る投資所得額と同額を計上する。

年金受給権に係る投資所得額：第2章第4節3 .の「(2)年金受給権に係る投資所得」
からとる(2-86)。

2-E . 年金制度の手数料(控除項目)

年金基金の産出額と同額を計上する。

年金基金の産出額：生産系列第2章10.(2)の「年金基金」の「a.産出
額」で推計した年金基金の各機関の産出額の合算額をとる
(1-64)。

3 - D . 社会扶助給付

支払（一般政府、対家計民間非営利団体）

中央政府分については、全国値を人口で分割する。地方政府分については、「決算書」により関連項目を求める（下表参照）。

なお、下表の「四.扶助費」のなかには公的負担による医療給付を含むため、公費負担医療給付分を控除する。

公費負担医療給付分：生産系列の「15.保健衛生・社会事業」の「(1)82 医療・保健」「医療業」「a.産出額」「保険適用となる傷病治療費」のうち「公費負担分」(1-76)。

対家計民間非営利団体分については全国値を『経済センサス-基礎調査』（総務省）の対家計民間非営利団体の従業者数の自県分の対全国比により分割する。

受取（家計）

受取のうち生活保護費等は支払額をもって受取額とするが、その他恩給等は、雇用人報酬等の内民転換比率で県民ベースに補正した受取金額をもって社会扶助給付受取額とする。

地方政府からの社会扶助給付の計上一覧について

地方財政統計（1 - 3 - 5 表）による。いずれも都道府県 + 市町村計

【社会扶助】

四.扶助費

但し以下を控除

- (1) 「児童保護措置費」私立保育所に対する児童保護措置費
- (2) 「児童手当及び子ども手当」
- (3) 「老人福祉費」民間老人ホーム等への措置費、公立養護老人ホーム等への物件費相当額
- (4) 公的負担医療給付

【恩給】

一 - 7 . 恩給及び退職年金

4. 現物社会移転

(1) 現物社会移転(市場産出の購入)

社会保障制度の医療・介護保険の保険給付分

医療保険と介護保険による現物の給付からなり、払い戻し分も含む次の項目を計上する。

診療費、薬剤支給、入院時食事療養費、訪問看護療養費、療養費、看護費 等
払い戻し分の移送費、高額療養費

具体的な推計方法は以下のとおりである。

a. 特別会計

(a) 年金(児童手当及び子ども手当を除く)のうち健康保険(平成20年9月まで)

『事業年報』(旧社会保険庁)より給付を求める。給付の支払は内ベースで、受取は民ベースで計上する。

(b) 労災保険

『労働者災害補償保険事業年報』(厚生労働省)より、現物の給付を求める。

(c) 船員保険(平成21年12月まで)

『事業年報』(旧社会保険庁)より給付のうち疾病給付分をとる。とれない場合は、給付額を全国値の割合で分割する。

船員保険制度の改定により、平成22年1月以降は、給付は発生しない。

b. 国民健康保険

『国民健康保険事業年報』(厚生労働省)より給付を求める。

c. 後期高齢者医療

(a) 老人保健医療(平成20年3月まで)

『老人医療事業報告』(年次報告の市町村別老人医療費)(厚生労働省)より給付を求める。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

(b) 後期高齢者医療（平成20年4月以降）

『後期高齢者医療事業状況報告』（厚生労働省）より給付を求める。

d. 共済組合

共済組合については短期経理分のうち現物の給付分をとる。短期経理分及びそのうちの現物の給付の割合は、いずれも全国値の比率を準用する。

(a) 国家公務員共済組合

全国値を分割して求める。

(b) 地方公務員共済組合

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

(c) 旧公共企業体職員共済組合

旧公共企業体職員共済組合（日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、NTT共済組合）は、平成9年度に厚生年金に移行したことにより現物給付は発生しない。

(d) その他

ア．日本私立学校振興・共済事業団

直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

イ．地方議会議員共済会（平成23年6月1日をもって廃止）

短期経理なし

ウ．農林漁業団体職員共済組合

短期経理なし

エ．日本製鐵八幡共済組合

短期経理なし

e. 組合管掌健康保険

全国値を分割して求める。

f. 全国健康保険協会（平成20年10月以降）

『事業年報（全国健康保険協会管掌健康保険）』（全国健康保険協会）及び『船員保険事業年報』（全国健康保険協会）より給付を求める。給付の支払は内ベースで、受取は民ベースで計上する。

なお、給付は全国健康保険協会が発足した平成20年10月分以降について計上する。さらに平成22年1月以降については船員保険の全国健康保険協会への運営移行に伴って、船員保険についても合算する。

また任意継続分を含む全額を計上する。

g. 社会保障基金（災害補償基金）

（a）地方公務員災害補償基金

『常勤地方公務員災害補償統計』（地方公務員災害補償基金 HP）より、現物給付を求める。

（b）消防団員等公務災害補償等共済基金

現物社会移転（市場産出の購入）である療養補償給付が少額であることから、推計対象外とする。

h. 介護保険

『介護保険事業状況報告年報』より給付総額を求め、先に推計した現金による社会保障給付（住宅改修費）を差し引いて求める。

公費負担医療給付

生産系列の医療業の産出額のうち、公費負担分をとる。

公費負担分：生産系列の「15. 保健衛生・社会事業」の「(1) 82 医療・保健」

「医療業」「a.産出額」「保険適用となる傷病治療費」のうち「公費負担分」(1-76)。

教科書の購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金

教科書購入費は、県教育委員会あるいは県教科書供給所への照会により求める。

戦傷病者無賃乗車船負担金は、全国値を分割して求める。

(2) 現物社会移転(非市場産出)

一般政府分

支出系列の政府最終消費支出で推計した「個別消費支出 - 現物社会移転(市場産出の購入)」をとる(3-25)。

対家計民間非営利団体分

支出系列で推計した対家計民間非営利団体最終消費支出額をとる(3-24)。

5. その他の経常移転

その他の経常移転には、(1)非生命保険金及び非生命保険純保険料、(2)一般政府内の経常移転と(3)他に分類されない経常移転がある。

(1)非生命保険金及び非生命保険純保険料

非生命保険料・保険金の関係

経常移転に関連するものの一つに契約に基づいた非生命保険金・非生命保険純保険料がある。

火災、地震、水害等偶然発生する事故に対する危険分散を図るという観点から、事故が発生した場合、被災者にその損害を補填するというシステム、すなわち非生命保険制度(損害保険)が確立されている。

この制度を運営していくにあたっては、事故が発生した場合、被災者に支払う保険金(保険リスクコスト)と、制度を運用していくための諸経費(保険サービスチャージ)とが必要となり、それを非生命保険料として保険加入者より徴収している。この保険料のうち、被災者に支払われる保険金部分は保険加入者から集めた保険料の一部を被災者に保険金として支払うものであるから、保険加入者から被災者にただ単に所得が移転したものとみなす。

これらの非生命保険(損害保険)と同様に、定型保証においても債務者が債務不履行に陥った場合に保証人の定型保証会社から債権者である金融機関に支払われる代位弁済金(肩代わり)は、定型保証会社が債務者から集めた保証料の一部を弁済金として支払うものであり、債務者から債権者への単なる所得の移転であるとみなす。

所得支出勘定での取扱い

所得支出勘定における非生命保険のうち民間非生命保険・公的非生命保険の損害保険に関する取扱いは、上述の保険金が加入者の各制度部門別に受取側に計上され、同じく加入者各制度部門の支払側には保険加入者が支払った保険料のうち保険リスクコストが純保険料として計上される。なお、非生命保険サービスを供給する制度部門の金融機関においては支払側に保険金、受取側に純保険料が計上され、それらは同額となる。

定型保証に関する取扱いは、保険金(代位弁済金)が支払側も受取側も金融機関(そ

れぞれ定型保証会社、債権者）に計上され、純保険料（純保証料）の支払が債務者の各制度部門に、受取が金融機関（定型保証会社）に計上される（序-6）。

推計方法

具体的な県別保険種類別の推計については、生産系列の推計方法を参照することとするが、所得支出勘定では、生産系列で推計された県別保険種類別の保険金額を、各制度部門別に分割することになる。

非生命保険金

（支払）民間非生命保険・公的非生命保険（損害保険）では、生産系列の推計で用いた保険金の合計額を金融機関に計上する。

定型保証では、全国の保険金額を定型保証サービスの産出額の自県分の対全国比で分割して、金融機関に計上する。

（受取）民間非生命保険・公的非生命保険（損害保険）では、火災保険、自動車保険、自動車賠償責任保険等の保険種類別の保険金を「(参考)保険料・保険金の制度部門分類」(2-131)等を参考に分割する。

なお、受取制度部門が特定できるものは、直接それぞれの制度部門に計上し、その他のものについては、全国の制度部門分割比率を準用するか、該当制度部門に均等に計上する。

定型保証では、上記の支払額と同額を、金融機関に計上する。

非生命保険純保険料

（支払）民間非生命保険・公的非生命保険（損害保険）では、非生命保険金の受取制度部門に同額を計上する。

定型保証では、非生命保険金の支払額を制度部門別に分割する。全国信用保証協会については、民間非金融法人企業と家計の割合で分割し、農林漁業信用基金と住宅ローン保証を提供する機関については全額を家計に計上する。

（受取）民間非生命保険・公的非生命保険（損害保険）及び定型保証とも、非生命保険金の支払と同額を金融機関に計上する。

なお、地震再保険、農業共済再保険等は生産系列で東京都に一括計上する

ことになっているので、所得支出勘定においても非生命保険金の支払及び非生命保険料の受取は東京都のみに計上する。

(参考) 公的非生命保険特別会計保険料、保険金

地震再保険特別会計

正味収入保険料 = 再保険料

正味支払保険金 = 再保険金 - 雑収入

農業共済再保険特別会計

農業勘定

正味収入保険料 = 農業共済組合連合会より受入

+ 一般会計より農業共済組合連合会等再保険料見合受入

+ 前年度繰越未経過再保険料 - 次年度繰越未経過再保険料

正味支払保険金 = 農業再保険金 - 雑収入

家畜勘定

正味収入保険料 = 農業共済組合連合会より受入

+ 一般会計より農業共済組合連合会等再保険料見合受入

+ 前年度繰越未経過再保険料 - 次年度繰越未経過再保険料

正味支払保険金 = 家畜再保険金 - 前年度繰越支払備金 + 次年度繰越支払備金 - 雑収入

果樹勘定

正味収入保険料 = 農業共済組合連合会より受入

+ 一般会計より農業共済組合連合会等再保険料見合受入

+ 前年度繰越未経過再保険料 - 次年度繰越未経過再保険料 - 払戻金

正味支払保険金 = 果樹再保険金 - 前年度繰越支払備金 + 次年度繰越支払備金 - 雑収入

園芸施設勘定

正味収入保険料 = 農業共済組合連合会より受入

+ 一般会計より農業共済組合連合会等再保険料見合受入

+ 前年度繰越未経過再保険料 - 次年度繰越未経過再保険料

正味支払保険金 = 園芸施設再保険金 - 前年度繰越支払備金 + 次年度繰越支払備金

漁船再保険及漁業共済保険特別会計

漁船普通保険勘定

正味収入保険料 = 再保険料 + 前年度繰越未経過再保険料

- 次年度繰越未経過再保険料 - 払戻金

正味支払保険金 = 再保険金 - 前年度繰越支払備金 + 次年度繰越支払備金 - 回収金

漁船特殊保険勘定

正味収入保険料 = 特殊再保険料 + 前年度繰越未経過再保険料

- 次年度繰越未経過再保険料 - 払戻金

正味支払保険金 = 再保険金 - 前年度繰越支払備金 + 次年度繰越支払備金

漁船乗組員給与保険勘定

正味収入保険料 = 給与再保険料 + 前年度繰越未経過再保険料

- 次年度繰越未経過再保険料 - 払戻金

正味支払保険金 = 再保険金 - 前年度繰越支払備金 + 次年度繰越支払備金

漁業共済保険勘定

正味収入保険料 = 一般会計より漁業共済保険料見合受入 + 前年度繰越未経過保険料

- 次年度繰越未経過保険料

正味支払保険金 = 漁業共済保険金 - 前年度繰越支払備金 + 次年度繰越支払備金

日本貿易保険及び貿易再保険特別会計

貿易再保険特別会計

正味収入保険料 = 再保険料 + 前年度繰越未経過保険料 - 次年度繰越未経過保険料 - 払戻金

正味支払保険金 = 再保険金 - 前年度繰越支払備金 + 次年度繰越支払備金 - 回収金

- 代位取得債権収入 - 雑収入

日本貿易保険

正味収入保険料 = 正味収入保険料

正味支払保険金 = 正味支払保険金 - 前年度繰越支払備金 + 次年度繰越支払備金

- 代位取得債権収入

日本政策金融公庫(機械保険勘定業務、中小企業信用保険業務)

正味収入保険料 = 保険料 + 未経過保険料戻入 - 未経過保険料繰入 - 払戻金

正味支払保険金 = 保険金 - 支払備金戻入 + 支払備金繰入 - 回収金 - 雑収入

自動車安全特別会計

保障勘定

正味収入保険料 = 賦課金 + 前年度繰越未経過賦課金 - 次年度繰越未経過賦課金 - 払戻金

正味支払保険金 = 再保険金及び保険金 + 保障金 - 前年度繰越支払備金

+ 次年度繰越支払備金 - 雑収入

農業共済事業(事業会計・市町村)

正味収入保険料 = 共済掛金及び交付金 + 連合会無事戻金 - 支払無事戻金

- 保険料及び技術料 + 賦課金

正味支払保険金 = 共済金 - 支払備金戻入 + 支払備金繰入 - 保険金及び診療補填金

交通災害共済事業

正味収入保険料 = 共済掛金収入 - 未経過共済掛金純増額 + 繰入金

正味支払保険金 = 共済見舞金

(参考)

保険料・保険金の制度部門別分類

			保険料						保険金						
			合計	非金融法人企業	金融機関	一般政府	家計(個人企業を含む)	対民間非営利団体	合計	非金融法人企業	一般政府	金融機関	家計(個人企業を含む)	対民間非営利団体	
民間非生命保険	損害保険会社	火災													
		自動車自賠責	(共通)												
		自動車物傷その他	(共通)												
	外国保険会社	火災自動車自賠責その他													
公的非生命保険	船主相互保険組合														
	火災共済共同組合														
	農業共済組合・連合会														
	漁業共済組合・同連合会														
公的非生命保険	地震再保険特会														
	農業共済再保険特会														
	漁船再保険及び漁業共済保険特会														
	貿易再保険特会														
	日本政策金融公庫 (中小企業信用保険業務) (機械保険経過業務)														
	自動車安全特会(保証勘定)														
農業共済事業(共済事業会計・市町村)															
交通災害共済事業															

- (注) 1. 損害保険会社の火災・自動車・自賠責については車種別・物件別に分類される。火災については保険料と保険金の制度部門別分割比が異なる(印)。
2. 火災を除いては制度部門別分割比は、保険料・保険金とも共通。
3. ()は分割されないことを示す。
4. 非金融法人企業へ割り振られる損害保険会社の「その他」の保険には、次のものが含まれている。船舶、積荷、運送、賠償責任、労働者災害補償責任、船客傷害補償積、航空、信用、保証、ガラス、機械、原子力、建設工事、動産総合、盗難、風水害、ボイラ・ターボセット。

(2) 一般政府内の経常移転

一般政府内の経常移転は、県内の国出先機関、県、市町村及び社会保障基金の相互間の経常移転と県外の中央政府等との財政移転及び県外の一般政府との経常移転からなる。

この場合、中央政府等との財政移転は「国庫」といういずれの県にも属さない取引主体を擬制的に設けて、これとの取引を計上する。

国庫の対象となる取引は中央政府及び社会保障基金（全国単位）の諸機関との間での受払である。なお、国出先機関の国庫に関する処理は原則として貯蓄を発生させないものとする。ここでの国出先機関には、社会保障基金（全国単位）の出先機関を含む。

社会保障基金のうち、地域の独自性の強いとみなされる以下の3機関の地方社会保障基金については、国庫との財政移転はないものとして、貯蓄を発生させることとする。

（地方社会保障基金）

- ・国民健康保険事業（事業勘定）
- ・後期高齢者医療事業
- ・介護保険事業（保険事業勘定）

なお、国庫との財政移転のある社会保障基金（全国単位）とは、国所管の厚生年金保険等や全国単位の上部機関を持つ機関で、上記の地方社会保障基金以外である。

また国庫である中央政府及び社会保障基金（全国単位）と県内一般政府との経常移転については、国出先機関を経由せず、国庫との直接取引とする。

以下に、一般政府内の経常移転の主要な項目を掲げる。

国庫から県・市町村への経常移転

地方譲与税のうち地方法人特別税、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税等、地方交付税のうち普通交付税、特別交付税、国庫支出金のうち義務教育負担金、生活保護費分負担金、児童保護費負担金、結核医療費負担金等

国庫から社会保障基金への経常移転

国民健康保険事業会計(事業勘定)への国庫支出金、療養給付費交付金、介護保険

事業勘定への国庫支出金、支払基金交付金、後期高齢者医療事業会計への国庫支出金、支払基金交付金、特別高額医療費共同事業交付金等

県・市町村から国庫への経常移転
補助費等のうち国に対するもの

自県と他県（県外）間の経常移転
利子割精算金、地方消費税精算金支出、補助費等のうち同級団体に対するもの（資本移転は除く）

県から市町村への経常移転
児童保護費負担金、老人保護費負担金、障害者自立支援給付等負担金、児童手当交付金、電源立地促進対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、補助費等のうち市町村に対するもの（資本移転は除く）等

県から社会保障基金への経常移転
国民健康保険（事業勘定）及び介護保険（保険事業勘定）への県支出金、後期高齢者医療広域連合への県支出金等

市町村から社会保障基金への経常移転
国民健康保険（事業勘定）、後期高齢者医療事業、介護保険（保険事業勘定）会計への繰入等

社会保障基金から国庫への経常移転
国民健康保険事業会計（事業勘定）の後期高齢者支援金、介護給付費納付金、共同事業拠出金

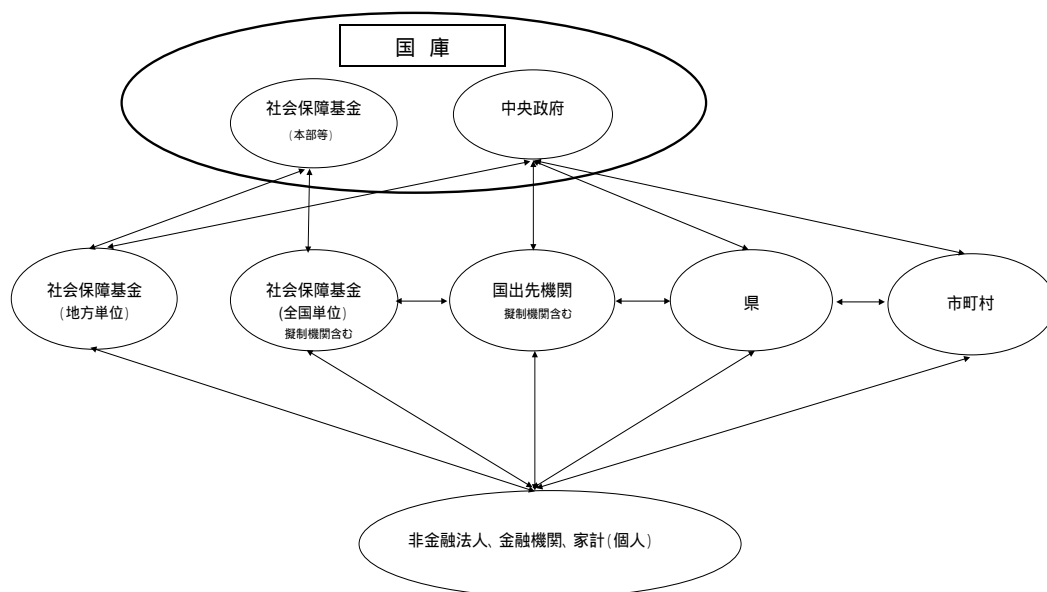
上記以外に一般政府内の相互間に経常移転があればすべて計上する。また国出先機関に

については貯蓄を発生させないことから、受取総額を国庫に支払い、支払総額を国庫から受取る経常移転を計上する。国出先機関（全国単位の社会保障基金の出先機関を含む）の所得支出勘定から以下のように求める。

国出先機関の国庫に対する経常移転 = 財・サービスの販売 + 生産・輸入品に課される税（受取） + 財産所得（受取） + 所得・富等に課される経常税（受取） + 純社会負担（受取） + 国庫からの経常移転を除くその他の経常移転（受取）

国出先機関の国庫からの経常移転 = （最終消費支出 + 財・サービスの販売） + 財産所得（支払） + 補助金（支払） + 現物社会移転以外の社会給付（支払） + 国庫に対する経常移転を除くその他の経常移転（支払）

「国庫」の概念図



(3)他に分類されない経常移転

他に分類されない経常移転は、 その他の経常移転と 罰金がある。

その他の経常移転

その他の経常移転には、対家計民間非営利団体への経常移転及びそれ以外の各制度部門が支払う寄付金、負担金、家計間の仕送り金、贈与金のほか、他では表章されないあらゆる経常移転が含まれる。

その他の経常移転は、「a.対家計民間非営利団体への経常移転」と「b.対家計民間非営利団体以外への経常移転」とに分けて推計を行う。

また、その他の経常移転は受払い両面の推計となっている。

なお、贈与金、債権償却取立益、海外との経常移転の受払、経常国際協力については県民経済計算では推計対象とはしない。

制度部門別、その他の経常移転取引内訳表

	支払	受取
寄付金等	非金融法人企業	(非金融法人企業) ^(注1) (金融機関) 対家計民間非営利団体
	金融機関	(金融機関) (非金融法人企業) 対家計民間非営利団体
	一般政府	対家計民間非営利団体
負担金、信仰費	家計	対家計民間非営利団体
家計間の仕送り金、 贈与金 ^(注2)	家計	家計
一般政府の経常移転	一般政府	非金融法人企業 金融機関 家計
	非金融法人企業 金融機関 家計	一般政府
債権償却取立益 ^(注2)	非金融法人企業 家計	金融機関

(注1)()は、県民経済計算では推計しない。

(注2) 贈与金、債券償却取立益は、県民経済計算では推計の対象としない。

(参考) その他の経常移転の制度部門別項目

制度部門	受払	項目(県民経済計算集計項目)
非金融法人企業	支払	対家計民間非営利団体への寄付金
		一般政府への経常移転
	受取	一般政府からの経常移転
金融機関	支払	対家計民間非営利団体への寄付金
		一般政府への経常移転
	受取	一般政府からの経常移転
一般政府	支払	対家計民間非営利団体への経常移転
		社会保障基金から対家計民間非営利団体への経常移転(その他の経常移転)
		居住者(非金融法人企業)への経常移転
		居住者(金融機関)への経常移転
		居住者(家計)への経常移転
	受取	居住者(非金融法人企業)からの経常移転
		居住者(金融機関)からの経常移転
居住者(家計)からの経常移転		
対家計民間非営利団体	受取	一般政府及び非金融法人企業からの寄付金
		金融機関からの寄付金
		一般政府からの経常移転
		社会保障基金からの経常移転
		家計からの負担金及び信仰費
家計	支払	対家計民間非営利団体への信仰費と負担金
		一般政府への経常移転
		仕送金、贈与金(注)
	受取	一般政府からの経常移転
		仕送金、贈与金(注)

(注) 贈与金は地域別データが得られないことから、県民経済計算では推計対象外とする。

a. 対家計民間非営利団体への経常移転

対家計民間非営利団体が受け取る寄付、補助金、会費等であり、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計が支払うものである。

非金融法人	寄付金	
金融機関	寄付金	
一般政府	国出先機関	国際文化団体補助金、私立大学経常費補助金、福祉医療機構事務費補助金等
	県・市町村	補助費(一部)、児童保護措置費(私立保育所分)、老人措置費(民間老人ホーム分)
	社会保障基金	身体障害者等福祉対策事業費補助金、地方公務員共済組合保健経理への操入金等
家計	負担金及び信仰費	

受取(対家計民間非営利団体)

全国値 × 分割比率

分割比率：『経済センサス-基礎調査』(総務省)より対家計民間非営利団体の従業者数の自県分の対全国比を求める(1-92)。

支払(非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計)

(a) 非金融法人企業、(b) 金融機関、(c) 一般政府、(d) 家計別に推計する。

(a) 非金融法人企業

寄付金 = 全国値 × 分割比率

分割比率：『地方財政統計年報』(総務省)の法人事業税の自県分の対全国比による。

(b) 金融機関

寄付金 = 全国値 × 分割比率

分割比率：『地方財政統計年報』(総務省)の法人事業税の自県分の対全国比による。

(c) 一般政府

決算書及び財政収支調査よりとる。

(d) 家計

二人以上の世帯、 単身世帯別に推計する。

二人以上の世帯の信仰・祭祀費、他の負担費

信仰・祭祀費、他の負担費 = (信仰・祭祀費 + 他の負担費) × 二人以上の世帯数

信仰・祭祀費、他の負担費：『家計調査』(総務省)よりとる。

二人以上の世帯数：支出系列の第2章第1節の「1. 家計最終消費支出」で推計したものをを用いる(3-15)。

単身世帯の信仰・祭祀費、他の負担費

信仰・祭祀費、他の負担費 = (信仰・祭祀費 + 他の負担費) × 単身世帯数

信仰・祭祀費、他の負担費：『全国消費実態調査(単身世帯編)』(総務省)よりとる。なお、中間年は「二人以上の世帯」の伸びを準用する。

単身世帯数：支出系列の第2章第1節の「1. 家計最終消費支出」で推計したものをを用いる(3-15)。

b. 対家計民間非営利団体以外への経常移転

(a) 家計間の仕送り金

ア. 支払(家計)

二人以上の世帯、 単身世帯別に推計する。

・二人以上の世帯

(遊学仕送り金 + その他の仕送り金) × 二人以上の世帯数

遊学仕送り金、その他の仕送り金：『全国消費実態調査』(総務省)よりとる。中間年は『家計調査』で補間、補外する。

二人以上の世帯数：支出系列の第2章第1節の「1. 家計最終消費支出」で推計したものをを用いる(3-15)。

・単身世帯

(遊学仕送り金 + その他の仕送り金) × 単身世帯数

遊学仕送り金、その他の仕送り金：『全国消費実態調査』（総務省）よりとる。なお、中間年は「二人以上の世帯」の伸びを準用する。

単身世帯数：支出系列の第2章第1節の「1. 家計最終消費支出」で推計したものをを用いる（3-15）。

イ. 受取（家計）

遊学仕送り金、その他の仕送り金別に推計する。

・遊学仕送り金

$$[\{ \text{遊学仕送り金（二人以上の世帯・全国平均）} \times \text{全国二人以上の世帯数} \} + \{ \text{遊学仕送り金（単身世帯・全国平均）} \times \text{全国単身世帯数} \}] \times \text{分割比率}$$

遊学仕送り金：『全国消費実態調査』（総務省）よりとる。中間年は『家計調査報告』で補間、補外する。

全国二人以上世帯数、単身世帯数：支出系列の第2章第1節の「1. 家計最終消費支出」で推計したものをを用いる（3-15）。

分割比率：『学校基本調査』（文部科学省）より「学部学生数」の自県分の対全国比を求める。

・その他の仕送り金

支払 = 受取とする。

(b) 一般政府

ア. 受取

(ア) 国出先機関

金融機関、非金融機関等からの用途指定寄付金受入、高齢・障害・求職者雇用支援機構の納付金収入等をとる。日本銀行（金融機関）からの中央政府への経常移転分として日本銀行の非市場産出分をとる（1-90）。

(イ) 県・市町村

金融機関、非金融法人企業、家計から県・市町村への経常移転があれば、計上

する。

(ウ) 社会保障基金

金融機関、非金融法人企業、家計から社会保障基金への経常移転があれば、計上する。

イ. 支払

(ア) 国出先機関

家計への経常移転として、外国人留学生給与、文化功労者年金、日本学士院会員年金、重要無形文化財保存特別助成金、国立学校特別奨学交付金等をとる。

なお、国庫から家計への経常移転は、国庫から国出先機関を經由して移転されるものとしている。

(イ) 県・市町村

家計への経常移転として、補助費等のその他に対するもののうち、労働者の失業対策費、教育費の社会教育費、保険教育費の体育施設費等をとる。

(ウ) 社会保障基金

家計への「その他の経常移転」があれば、計上する。

なお、金融機関、非金融法人企業への経常移転は、下記(c)で推計する。

(c) 非金融法人企業、金融機関(一般政府からの受取)

非金融法人企業、金融機関の「その他の経常移転」の一般政府からの受取は、たとえば、非金融法人企業では労働保険労災特別会計(国出先機関)から労働者健康安全機構への交付金、中小企業福祉事業費補助金などがあり、金融機関では企業年金基金等給付費負担金などがある。

なお、国庫からの非金融法人企業、金融機関への経常移転の場合、国庫から国出先機関(擬制)を經由して移転されるものとする。

(受取) 全国値 × 分割比率

分割比率：営業余剰の自県分の対全国比

(d) 償却債権取立益

債権償却取立益の原因となる償却済み債権は、現状では市場性を持たないため、金融資産ではなく不確定資産として扱われ、償却後に返却された償却債権取立益は、その他の資産量変動ではなく現金による移転として扱われる。

その場合、償却を行った時点で、会計上債権に基づく請求権は消滅したとみなす(法律的な請求権はあったとしても)ため、その移転は旧債務者の一方的な返済とみなされ、「経常移転」として扱われる。

この償却債権取立益の額は、現在のところ微小であるので、県民経済計算では推計対象としない。

罰金

a. 範囲

罰金には、次のように通常の罰金のほかに延滞金や追徴金等も含まれる。

(a) 国出先機関

懲罰及び没収金

追徴金

延滞金

(b) 県、市町村

延滞金、加算金過料

(c) 社会保障基金

延滞金

b. 推計方法

(a) 受取(一般政府)

(ア) 国出先機関

全国値×分割比率

分割比率：『地方財政統計年報』(総務省)より「法人事業税の収入額」の自県分の対全国比とする。

(イ) 県・市町村

「決算書」による。

(ウ) 社会保障基金

全国値×分割比率

分割比率：現実社会負担総額の自県分の対全国比による(2-101)。

(b) 支払(非金融法人企業、金融機関、家計)

直接支払部門の計数が明確なものはそれにより、それ以外は受取額をもって支払額とし、全国の制度部門別割合を準用して制度部門に分割する。

第6節 最終消費支出

支出系列で推計された家計最終消費支出、対家計民間非営利団体最終消費支出、一般政府最終消費支出がそれぞれの制度部門に計上される。

第7節 年金受給権の変動調整

「年金受給権の変動調整」とは、社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（発生主義で記録される企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額であり、所得支出勘定において、家計の受取、金融機関の支払にのみ記録される。よって、同じ年金制度であっても社会保障制度（公的年金制度）に係る負担と給付の差額は本項目には含まれない。

$$\begin{aligned} \text{年金受給権の変動調整} &= \text{雇主の現実年金負担} + \text{雇主の帰属年金負担} \\ &+ \text{家計の現実年金負担} + \text{家計の追加社会負担} \\ &- \text{年金制度の手数料} - \text{その他の社会保険年金給付} \end{aligned}$$

なお、ここでの現実年金負担は、確定給付型年金（退職一時金（民間等）を含む）及び確定拠出型年金に係わる現実年金負担である。

なお、年金受給権の変動調整は上記のような調整項目であり、「経常移転」（第5節）の項目ではないことに注意を要する。その計上については、第1章の「4．制度部門別所得支出勘定の表章形式」の金融機関並びに家計を参照、また第3章「県民所得及び県民可処分所得の分配」の計上内訳を参照のこと。

第8節 貯蓄

制度部門ごとに、受取合計から支払合計を差し引いたものとして求められる。

第3章 「県民所得及び県民可処分所得の分配」の計上内訳

項目	推計方法
<p>1. 雇用者報酬 (1) 賃金・俸給 (2) 雇主の社会負担 a. 雇主の現実社会負担 b. 雇主の帰属社会負担</p> <p>2. 財産所得(非企業部門) a. 受取 b. 支払</p> <p>(1) 一般政府 a. 受取 b. 支払</p> <p>(2) 家計 利子 a. 受取 b. 支払(消費者負債利子) 配当(受取) その他の投資所得(受取) 賃貸料(受取)</p> <p>(3) 対家計民間非営利団体 a. 受取 b. 支払</p>	<p>「家計」の受取である県民ベースの雇用者報酬が内訳別に細分され計上される。</p> <p>「一般政府」の財産所得(利子・法人企業の分配所得・保険契約者に帰属する投資所得・賃貸料)の受取・支払が計上される。</p> <p>「家計」の利子・配当・その他の投資所得・賃貸料の受取と、「家計」(個人企業を除く)の消費者負債利子が計上される。</p> <p>「対家計民間非営利団体」の財産所得の受取・支払が計上される。</p>
<p>3. 企業所得(企業部門の第1次所得 バランス)</p> <p>(1) 民間法人企業</p> <p>(2) 公的企業</p> <p>(3) 個人企業 a. 農林水産業</p>	<p>「非金融法人企業」と「金融機関」の営業余剰に、それぞれの財産所得の受取を加算、財産所得の支払を控除し、さらに公的企業所得を控除して計上される。</p> <p>「公的非金融法人企業」と「公的金融機関」の営業余剰に、それぞれの財産所得の受取を加算、財産所得の支払を控除して計上される。</p> <p>「家計」に含まれる個人企業のうちの農林水産業の混合所得から農林水産業の支払利子と支払賃貸料を控除して計上される。</p>

第3章 「県民所得及び県民可処分所得の分配」の計上内訳

項目	推計方法
<p>b. その他の産業</p> <p>c. 持ち家</p>	<p>「家計」に含まれる個人企業のうちその他産業の混合所得から非農林水産業の支払利子と支払賃貸料を控除して計上される。</p> <p>「家計」に含まれる持ち家の営業余剰から持ち家の支払利子と支払賃貸料を控除して計上される。</p>
<p>4. 県民所得（要素費用表示）</p>	<p>1 + 2 + 3</p>
<p>5. 生産・輸入品に課される税（控除）補助金</p> <p>6. 県民所得（市場価格表示）</p>	<p>4. 県民所得に、所得支出勘定の一般政府部門の受払に計上されているものから算出する。</p> <p>「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」を加算して、計上する。</p>
<p>7. 経常移転（純）</p> <p>(1) 非金融法人企業及び金融機関</p> <p>(2) 一般政府</p> <p>(3) 家計（個人企業を含む）</p> <p>(4) 対家計民間非営利団体</p>	<p>制度部門別に財産所得以外の移転項目（「年金受給権の変動調整」を除く）の受払のネットを計上する。</p>
<p>8. 県民可処分所得（6 + 7）</p> <p>(1) 非金融法人企業及び金融機関</p> <p>(2) 一般政府</p> <p>(3) 家計（個人企業を含む）</p> <p>(4) 対家計民間非営利団体</p>	<p>可処分所得は、制度部門別に受取った所得から経常移転支払いを控除したものを計上する。</p> <p>消費と貯蓄の合計に等しい。</p>
<p>(参考) 県民総所得</p>	<p>支出系列の欄外の県民総所得を計上する。</p>

参考 所得支出勘定と県外勘定の関連

(1)概要

制度部門別所得支出勘定は県民ベースで取引項目の受払が推計される。

そしてそれぞれの差額が県外との取引として表現される。それぞれの取引において県外からの受取、県内からの受取、県外への支払、県内への支払を明示的に推計する必要があるのである。県際取引か受払いずれかのネットでしかとらえることができないため、グロス・ネット表示で県外勘定の受払に計上することとする。

なお、県外勘定には、海外取引での受払も含む。

(2)計上の方法

雇用者報酬

推計上、県外への雇用者報酬、県外からの雇用者報酬に分けて推計されるので問題ない。

財産所得

県内部門の受取合計が県内部門の支払合計より大きければ、その差額を県外部門の支払として計上する。その差がマイナスであれば逆に県外部門の受取として計上する。

経常移転

雇用者報酬、営業余剰・混合所得、財産所得、最終消費支出、貯蓄以外の項目の合計が県外勘定に計上される。これら項目についても、財産所得と同様に取り扱う。

(例示) <財産所得の受払>

	制度部門合計		県外からの 財産所得	県外への 財産所得
	受取	支払	(受取純額)	(支払純額)
(1) 利子	3,562.1	2,911.2	650.9	
(2) 法人企業の分配所得	2,855.8	2,063.2	792.6	
(3) その他の投資所得	829.4	799.0	30.4	
a. 保険契約者に帰属する投資所得	608.2	577.8	30.4	
b. 年金受給権に係る投資所得	132.8	132.8		
c. 投資信託投資者に帰属する投資所得	88.4	88.4		
(4) 賃貸料	280.9	338.0		57.1
合計	7,528.2	6,111.4	1,473.9	57.1
受取-支払	1,416.8			

< 経常移転の受払 >

	制度部門合計		県外からの 経常移転	県外への 経常移転
	受取	支払	(受取純額)	(支払純額)
(1) 所得・富等に課される経常税	3,673.2	3,673.2		
a. 所得に課される税	3,121.2	3,121.2		
b. その他の経常税	552.0	552.0		
(2) 純社会負担	4,956.8	5,369.2		412.4
a. 雇主の現実社会負担	2,464.9	2,679.2		214.3
b. 雇主の帰属社会負担	102.7	102.7		
c. 家計の現実社会負担	2,278.3	2,476.4		198.1
d. 家計の追加社会負担	132.8	132.8		
e. (控除) 年金制度の手数料	21.9	21.9		
(3) 現物社会移転以外の社会給付	5,458.2	5,048.5	373.7	
a. 現金による社会保障給付	4,000.6	3,680.6	320.0	
b. その他の社会保険年金給付	671.6	617.9	52.7	
c. その他の社会保険非年金給付	257.4	257.4		
d. 社会扶助給付	528.6	528.6		
(4) その他の経常移転	7,061.0	7,180.6		
合計	21,149.2	21,307.5	373.7	532.0
受取・支払	- 158.3			

財産所得の受払と同様に集計して計上する。

< 県外勘定：県外側からの記録 >

経常取引

財貨・サービスの移出入(純)	- 5989.7	県外への雇用者報酬	921.6
県外からの雇用者報酬	3686.3		
県外からの財産所得(純)	1416.8		
県外からの経常移転(純)	- 158.3		
経常県外収支	1966.5		
支払	921.6	受取	921.6